

の解散に至るまで、十有七年の久しきに渉り、就任せられたる勤勞は、村民の均しく多とする所なり。

本村は醫師大橋重房氏に、村醫を囑託し、種痘の施行、其他村内の衛生事務に任せしむ。毎年勤くも必ず一回又は二回、衛生講話會を開催して、衛生思想の發達を圖れり。明治三十三年東京市内に黒死病發生するや、鼠族買上げ法を設け、捕鼠を獎勵し、大に該病の豫防に努むるところありたり。本村は常に衛生組合と聯絡を保ち、村内の衛生に留意し、惡疫の豫防、救治の實を擧ぐること努めて而して倦まざるものなり。左に醫師、産婆、種痘、其他死亡者病症別及び衛生組合規約等を掲ぐ。

第一項 醫師及産婆

明治三十二年二月	開業	醫師	奥戸新田	大橋重房
同 三十七年六月	同	同	細田	三浦誠意
同 四十四年六月	同	同	上平井	望月芳明
同 四十五年六月	同	産婆	曲金	市川イト

附記

右醫師産婆の諸氏は恩賜財團濟生會の囑託醫師産婆たり。

第二項 種痘

一、大正四年大字別公種痘人員

大字名	第一期			第二期		
	善感	不善感	猶豫	善感	不善感	猶豫
曲野金	三	一	一	五	一	一
諏訪	七	一	一	四	一	一
鎌倉新田	六	一	一	九	一	一
細田	三	一	一	三	一	一
奥戸新田	七	一	一	六	一	一
奥戸	三	一	一	三	一	一
上松	二	一	一	五	一	一
上小	九	一	一	四	一	一
下小	三	一	一	六	一	一
計	一九二	九	九	二〇一	二四	二四

二、自明治四十二年公種痘人員

至大正四年



合計	先天性弱質	發育不良	老衰	脚氣	梅毒	肛門癌	肝臓硬變	慢性胃腸加答兒	胃癌腫	腹膜炎	心臟ニ關スル病氣	化膿性肋膜炎	肺結核	肺炎氣管枝肺炎	慢性氣管枝炎	急性氣管枝炎	合計			
																	男	女		
八	四																	四	一	
一																				一
一八	二	一					三	二										四	一	
七	六										二									七
一三	八		一					二	一										五	一
一七	二							二												一七
一三	八						二													一三
九	六																			九
二八	三																		四	二
二六	一	二						四												二六
二二	二	二	五	八	一	三	一	八	一	九	四	四	五	二	七	三	二			二二

年 度	明治四二	同 四三	同 四四	大 正 元	大 正 二	大 正 三	同 四四	同 四五	同 四六	同 四七	第一期		第二期	
											善感	不善感	善感	不善感
計	三	三	三	五	二	三	四	四	四	三	三	三	三	七
計	三	三	三	五	二	三	四	四	四	三	三	三	三	七

備考

明治四十年には大に種痘を行ひ其人員一千九十人の多きに達せり。

第三項 大正三年度現住者死亡病症別

病名別	區別		計
	男	女	
腦充血、腦溢血、腦出血、腦軟血		一	一
腦膜炎		一	一
結核性腦膜炎		一	一
神經衰弱		一	一
曲金			
諏訪野			
鎌倉新田			
細田			
奥戸新田			
奥戸			
上小松			
下小松			
上平井			
計			二五五〇



第四項 奥戸村衛生組合

一、會 規

奥戸村衛生組合規約

- 第一條 本組合ハ奥戸村衛生組合ト稱ス
- 第二條 本村内ニ一戸ヲ構フル者ハ組合員タルノ義務アルモノトス  
他町村ニ住スル者ト雖トモ評議員會ノ承認ヲ得タル者ハ本組合ニ加入スルコトヲ得
- 第三條 各大字ノ組合員ハ五人ヲ以テ一組ト爲シ隣保團結シテ傳染病豫防救治ノ實ヲ擧クルコトニ努ムル義務アルモノトス  
但前項ノ場合ハ別ニ組合ヲ設ケス奥戸村規約第三條ノ五人組ヲ以テ本條ノ五人組ト爲スヘシ
- 第四條 本組合ニ組合長一名組合副長一名評議員九名理事一名ヲ置ク
- 第五條 組合長組合副長ハ組合總會ニ於テ選舉ス  
組合長組合副長ノ任期ハ四箇年トス滿期再選ヲ妨ケス
- 第六條 評議員ハ各大字限リ各一名ヲ互選ス其選舉ノ方法ハ該大字限リ便宜之ヲ定ムルモノトス  
評議員ノ任期ハ四箇年トス滿期再選ヲ妨ケス
- 第七條 組合長組合副長ノ選舉又ハ組合規約變更ノ爲ニスル組合總會ハ其總組合員半數以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス
- 第八條 組合長組合副長ハ組合總會ノ承認ヲ得ルニアラサレハ辭職スルコトヲ得ス
- 第九條 理事ハ組合長之ヲ選任ス
- 第十條 組合長組合副長評議員ハ名譽職トス

但組合長ニハ年額拾圓以上貳拾圓以下ノ報酬ヲ給與シ理事ニハ年額六圓以上十二圓以下ノ手當ヲ給與ス其給與金額ハ評議員會ニ於テ議決ス

- 第十一條 組合長ハ本組合規約ノ執行ニ任シ組合ニ關スル一切ノ事務ヲ處理スルモノトス
- 第十二條 組合副長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス  
評議員ハ本會概要ノ事項ヲ評議ス
- 第十三條 理事ハ組合長ノ指揮ニ依リ庶務會計ニ從事ス
- 第十四條 本組合ノ集會ハ定期總會臨時總會及評議員會ノ三種トス
- 第十五條 定期總會ハ毎年一回臨時總會及評議員會ハ必要ノ時之ヲ開ク
- 第十六條 定期總會ニ於テハ左ノ事項ヲ舉行ス
  - 一 前年ニ於ケル庶務會計ノ報告
  - 二 組合員提案ノ審議
  - 三 講話演說
- 第十七條 評議員會ニ於テハ左ノ事項ヲ議決ス
  - 一 組合ノ概要事件
  - 二 傳染病ノ豫防ニ關スル件
  - 三 清潔法施行ニ關スル件
  - 四 組合費ノ賦課徴收及組合ノ收支豫算決算ニ關スル件
- 第十八條 評議員會ノ議決ハ之ヲ五人組長ヘ通報ス
- 前項ノ通報ヲ受ケタル五人組長ハ直チニ之ヲ組内ヘ通告シ之カ實行ニ努メシムルモノトス
- 第十九條 本組合員ハ實力ニ應ジ毎年一級ハ金貳拾錢二級ハ金拾錢三級ハ金五錢宛ノ組合費ヲ負擔スルモノトス



組合員ノ等級ハ評議員會ニ於テ之ヲ議決ス

第二十條 本組合員ハ其家ニ傳染病ノ疑アル患者發生シタルトキハ家族雇人ハ勿論一時ノ來客ト雖トモ速ニ醫師ノ診察ヲ受ケシムヘキモノトス

第二十一條 本組合員ハ五人組内ニ傳染病ノ疑アル患者發生シタルトキ亦前條ニ同シ

第二十二條 第二十一條ニ違反シタルモノハ評議員會ノ議決ニ依リ金拾錢以上參圓以下ノ過怠金ヲ徴ス

第二十三條 本組合ハ明治三十三年二月二十二日東京府令第十六號ニ據リ設置シタルモノナルヲ以テ本規約ニ明條ナキモノハ該府令ノ定ムル所ニ據ル

### 第十三章 本村の警備

#### 第一節 警 備

風雨水火の災害、及び盜難は、何れの地方と雖も免れざるべし、本村住民にし、近年盜難に罹りし者尠きは幸なり。火災は、明治二十九年より、大正四年に至るまで、二十箇年間に於て、其の數たる十七回、燒失せる所の棟數は、肥料小屋を合せて二十一に過ぎず。水害は明治二十九年に一回、同四十三年に一回、中川氾濫し(先是明治二十三年に中川氾濫したることあれども、防禦に力を盡したる爲め堤防の決潰もなく、又他に差したる被害を見ざりき)前者は奥戸新田地先、後者は舊平井村地先堤防決潰の爲に之を被むれり。當時の被害は田畑に止まり、家屋人畜に及ばざりしは、不幸中の幸なりと謂ふべし。而して田畑被害は前者は二百町餘歩にし

て、後者は三百町餘歩なり、其の損失は、前後通じて金拾萬餘圓を算せり。此の前後二回の水害に鑑み、水防組合を組織し、而して之に備ふるに至れり。然れども此水害は荒川改修工事完了の曉に至らば、再び之を見ること能はざるに至らむ歟。

火災に至りては、幕政の當時より各大字(舊一村)に火消組の組織あり、今の消防組の前身にして今の消防組は、明治二十七年二月、勅令第十五號と、同年五月、警視廳令第二十六號とに基き、村内を八部に分ち之を各部に組織せり。同三十七年五月十九日、警視廳令第二十六號とに基き、村内を二部に分ち、各部に一組を設置したりしが、大正四年一月、警視廳の注意に依り、遂に村内を一組と爲し、部伍を各大字に置き、組には組頭、副組頭あり。各部には小頭あり、以て其指揮取締等に任せり。而して之れが器具は各部とも殆ど完備せり、殊に唧筒の如きは第四部を除くの外、何れも新式にして其揚水力強く、人力唧筒中の最なる者なり、是れ前組頭及小頭諸氏の斡旋盡力と、各部有志の寄附とに成る賜ものとして深く感謝する所なり。(消防組役員 同器具、同器具置場等は左に掲記す)

抑、本村は、小松川警察署の所管に屬せり。小松川警察署は、郡内小松川町に在るを以て、本村には巡查駐在所を置き、之に巡查を駐屯せしめ、本村の安寧及治安に任せしめたり。本村の巡查駐在所は、明治二十七年五月十五日始めて大字細田、奥戸の二箇所に設置し、同三十一年五月、奥戸駐在所を大字奥戸新田に移し、同三十五年四月奥戸新田駐在所を大字上小松に移し、又同四十



一年十二月、細田駐在所を曲金に移せり。其間、駐屯巡査に幾多の更迭ありて、以て今日に追べり。中に就きて寺西時谷の兩巡査は、駐在所創設と同時に赴任し來りて、五箇年の久しき、本村に駐屯し、其間水害又は傳染病患者等の發生ありしを以て、之が防禦に盡瘁せられたる等、其勤勞の多大なること、本村の深く謝する所なり。故に兩巡査の他に榮轉せるに當りて、本村は感謝狀に目錄を添へて、之を兩巡査に贈り以て敬意を表したりき。

大正三年四月、町村廢置分合の結果平井村大字上平井及中平井の一部本村に編入せらる、此の本村に編入せられたる上平井にも亦巡査駐在所あり。是に於てか、本村内に、三箇の巡査駐在所を有するに至る。然れども今や本村は往時と情勢を異にし、南に汽車北に電車の交通するあり、中央には亦橋梁を中川に架設せらるゝあり、人馬往來の頻繁なること、昔日の比にあらず。且上平井及中平井の一部編入せらるゝありて、本村の地域擴大すると同時に人口も、亦自ら増加せるを以て、警備の如きも、現狀に満足すること能はざれば、更に一二駐在所を村内適所に増設せむことを希望して已まざるなり。又之と同時に、村内有志諸氏に希望する者あり。巡査駐在所の新築即ち是なり。本村に於ける巡査駐在所は、皆悉く借家なるを以て、從ひて其位置の適當を缺く者亦尠からず。故に適所に適當なる家屋を新築し。之に駐在所を移さば、村民の享くる幸福は、自ら其費す所に倍蓰する者あるべきを信ずればなり。

第一項 消防組 (大正四年一月調)

一、組織

組名	種別	組數	部別	正組頭	副組頭	小頭	消防手
奥戸村消防組		一	九	一	三	二六	三九七

部別

部名	區域	小頭	消防手	計
第一部	大字曲金	三	五〇	五三
第二部	同鎌倉新田	三	四五	四八
第三部	同細田	三	四六	四九
第四部	同諏訪野	二	一四	一六
第五部	同奥戸新田	三	五二	五五
第六部	同奥戸	三	五三	五六
第七部	同上小松	三	四一	四四
第八部	同上下小松	三	六〇	六三
第九部	同上平井	三	三六	三九
計		二六	三九七	四二三







部名	種別	部名	種別
八部	唧筒	八部	唧筒
九部	筒卷車	九部	筒卷車
	纏		纏
	竹梯子		竹梯子
	刺叉		刺叉
	鳶口		鳶口
	源場桶		源場桶
	手桶		手桶
	ツルベ		ツルベ
	高張弓張提灯		高張弓張提灯
	旗		旗
	消札		消札

四、消防器具置場及火の見梯子位置

部名	消防器具置場所	火の見梯子設置場所
一部	曲金七四〇番地	器具の置場所に同じ
二部	鎌倉新田六二六番地	同上
三部	細田六四五番地	器具の置場所に同じ
四部	諏訪野一番地	同上
五部	奥戸新田二九二番地	器具の置場所に同じ
六部	奥戸一七七八番地	同上
七部	上小松六四二番地	器具の置場所に同じ
八部	下小松九三九番地	同上
九部	上平井一九九七番地	同上

五、給與金品

六、自明治二十五年至大正四年火災表

年月日	大字名	棟数	所有者氏名	年月日	大字名	棟数	所有者氏名	牛		頭		巾		手		出		辨		蠟		草	
								数	保	数	保	組	頭	消	手	小	頭	消	手	一	回	一	回
明治二五、一、五	細田	一	井上鐵五郎	明治三二、二、二	下小松	一	鈴木甚五郎	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	
同年一、二、六	同	一	木村吉太郎	同年一、二、九	奥戸	一	清水銀藏	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	
同年一、二、八	鎌倉新田	一	田邊佐一郎	同三三、二、六	曲金	一	神谷キヨ	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	
同二六、二、二	下小松	一	佐藤保太郎	同年五、一、一	上小松	一	河野長右衛門	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	
同年七、一、一	奥戸	一	清水重平	同三四、四、一八	下小松	一	沙澤市五郎	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	
同二七、一、二、三	上小松	一	牧野本吉	同三六、八、二二	鎌倉新田	一	田窪茂七	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	
同二八、六、二、五	奥戸	一	清水桑吉	同年四、二	曲金	一	小島兵藏	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	
同二九、四、一、八	同	一	山内房次郎	同三七、一、二、五	奥戸新田	一	秋元政次郎	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	
同三〇、三、一、二	同	一	清水石次郎	同年一、一、九	同	一	鈴木辨藏	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	
同三一、一、一、三	同	一	鈴木磯吉	同三九、一、三、〇	奥戸	一	關口久次郎	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	
同三二、二、九	奥戸新田	一	井上平藏	同四〇、四、一、〇	鎌倉新田	一	田邊久四郎	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	
同年一、一、五	奥戸	一	徳修小學校	同四一、三、九	下小松	一	餌取作次郎	一人一著	四箇年	一人一著	四箇年	五箇年	一	拾錢	拾錢	參錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	壹錢	

第二項 警察官署



一、巡査駐在所 (大正四年十二月末日現在)

本署	駐在所々々在在	受持區域	受持巡査
小松川警察署	曲金七九三番地 上小松九三四番地 上平井一九五四番地	曲金、諏訪野、鎌倉新田、細田 上小松、下小松、奥戸新田 上平井、奥戸	榊原福太郎 金子賢一 蛭田榮太郎

二、駐在巡査の異動

曲金駐在所	上小松駐在所
族稱	族稱
氏名	氏名
就職及在職年	就職及在職年
廣島縣士族 寺西利之 明治二七、五	静岡縣士族 時谷金貞 明治二七、五
埼玉縣士族 牧虎太郎 同三二、五	茨城縣平民 川口彌十 同三二、八
茨城縣平民 古谷竹之助 同三四、九	鹿兒島縣士族 清水庄之助 同三三、八
東京府平民 近藤樂造 同三五、八	東京府平民 津田三之丞 同三四、九
茨城縣平民 酒寄藤重 同三六、一	茨城縣平民 宮内平助 同三五、五
群馬縣平民 飯塚勝吉 同三六、七	千葉縣平民 金高國太郎 同三七、四
山口縣平民 星野晴亮 同三七、一〇	茨城縣平民 廣木春吉 同三七、八
熊本縣平民 寺本龜藏 同三九、一〇	林運三 同三九、八
愛媛縣士族 菊地晴明 同四〇、三	益子靜太郎 同三九、一
東京府平民 白井峯次郎 同四一、一	野原龜四郎 同四〇、四
千葉縣平民 長島己之助 同四二、七	榊原福太郎 同四四、四

千葉縣平民 大木寅松 同四三、七	宮城縣平民 新木八太郎 同四四、八
廣島縣平民 山崎繁 大正元、一〇	東京府平民 大谷太郎 同四四、一〇
東京府平民 榊原福太郎 同二、四	千葉縣平民 小塚宗一 大正二、五
上平井巡査駐在所	千葉縣平民 金子賢一 同四、六
東京府平民 本田貞太郎 大正三、四	
福島縣平民 蛭田榮太郎 大正四、三	

備考 轉任又は退職年月は其後任者の就職年月と同一につき之を省きたり。

第十四章 本村の社寺

第一節 神社

本村の神社は、總計十八、其七は村社にして、其七の内の四は明治三十九年四月、勅令第九十六號に依り、指定せられて神饌幣帛料を供進せらるべき神社と爲り、幣帛供進使差遣の儀あるに至れり。其他は無格社と爲す。而して村民中、氏子と稱して各神社に歸依し、仰ぎて氏の祖神と爲す者。其戸數百に達する者稀なり。而して其神社に奉仕する所の神職は、現在五名にして、率ね皆兼職なり。因りて以爲らく、村内一社制を立て神社の合併を行ひ、以て現在の數を減じ其十八



社に奉ずる所のものを以て、之を一社に奉じたらむには、其奉仕する所鄭重を加へ、自ら神社の森嚴を保つことを得、隨て崇敬の念を深くし、忠君愛國の精神も亦自ら發揮せしむるに至るべきを信ず。若し夫れ村内現時の民心にして、之を許さざるあらば、當分各大字一社制と爲すも、尙ほ敘上の目的の幾分を達することを得むか。記して以て後日の参考と爲す。

抑、村内の神社にして。而して其鎮座最も古きは、大字曲金の 天祖神社にして、而して舊三社大明神なるが如し、江戸幕政の時に當り、本地垂跡の説、盛に世に行はれ、因りて神佛兩部の祠宇たり。本地垂跡は密宗の祖、僧空海即ち勅諭弘法大師是なりの大成せる所、本地は佛にして而して垂跡は神なりと爲せる者、後世の所謂神佛混合なり。當時我邦至る所皆然らざるは莫し。

伊勢大神宮を以て摩訶毘盧遮那左坦他諛多摩訶は大毘盧遮那是遍照、左坦他諛多は如來の梵語に之の權化と爲して之を合すれば大遍照如來即ち大日如來と謂ふ意の權化と爲し奈良東大寺の大佛を鑄造し、落成の儀式を擧げられたるが如きは、寧ろ空海以前に屬せり。舊三社大明神の主神は、空海等の所謂摩訶毘盧遮那左坦他諛多にして、而して其創建の年代は、村内文獻の徵すべき者なきを以て、憾むらくは之を詳にすることを得ず。蓋し時の戦亂に伴ひ、祠宇屢々兵燹に罹り、爲めに之を散逸せし者ならんか。嘗て聞く、右大將源賴朝征夷大將軍に任せられ、府を鎌倉に開くに當りて、其從士平清重をして本郡即ち舊葛飾郡の大半を領知せしむ。清重は豊島清光の三男、葛西三郎即ち是なり、而して舊三社大明神は、其勸請せる所なりと、此説或は信ずべきに庶し。明治初年に至るに迫りて、神佛兩部を分離し、佛寺と全く關係を絶ち、唯一神道の

古俗に復し、三社大明神の稱を廢し、天律御祖の義を取りて、天祖神社と稱す。其の祭祀せる所、伊勢大神宮、香取神宮、鹿島神宮の三神にして、大神宮を主神と爲し、他の二神宮を其左右に配し、以て本村鎮守の一と爲したるなり。祠宇に寛永の棟札を藏せり、其中に別當觀藏寺宥鏡と記せり。是に由りて之を觀れば、創建以後、同寺は之が別當として、其宗祖空海の説を奉じて、神佛兩部の祠宇と爲し、之を祭祀し來れること知るべきなり。且つ其記中に下總國葛飾郡葛西莊曲金郷の字面あるに據れば、嘗て聞ける所と符合す、以て其の古社たることを證するに足るなり。亦大字曲金の八雲神社境内に老松あり、其長さ七丈餘、周圍一丈五尺餘、先年暴風の際幹部に裂傷を生じたるを以て、之が僵倒の至るを恐れ、當時枝葉の大部分を伐採したるは、洵に惜むべきなり同樹は彼の著名なる小岩村下小岩所在善養寺境内の星下り松及び金町村金町所在葛西神社の巨松に比して猶ほ遙に古きもの、如し。

大字奥戸の天祖神社も、亦曲金と同一祠宇たり、其舊別當は西光院にして、明治初年廢寺と爲れり、其の勸請する所、曲金と孰れが前後するを知らず。

大字奥戸新田の八劍神社は、其祭祀せる所、素盞鳴命 伊邪那美尊是れ或は伊邪多姫命の誤ならむかなりとす其舊別當は寶藏院にして、大字細田の住、杉浦某の祖先、參河國より遷座せし者なりと傳ふ。同神社



安永七年の棟札に自宮再興寛永六年、至今年百五十年と記せり。遷座の年代考ふべからずと雖も、而も創建の其以前に在りしこと疑ひなけん。

大字上平井の天祖神社は、舊三社大明神にして、江戸幕府の時、同大字東光寺、之が別當たり、明治初年に分離して、唯一神道の古俗に復せること、曲金及奥戸の天祖神社に同じ、其祭祠せる所、伊勢大神宮、及び石清水廟、春日廟の三社なり、是亦葛西清重の勸請せる所なりと傳ふ。而も其詳なることは、得て考ふべからず、所謂文獻の徴すべき者なければなり。

之を要するに、神社の崇敬は、報本反始の道にして、我が國民道德の根源なり。故に祭祀は我が國家の最大重要事に屬し、上官國幣神社より、下府縣郷村神社に至るまで、鄭重に之を舉行し、以て其森嚴を保つは信に故あるなり。而して本村指定村社の如きは、其の祭典あるに當りて、村長は村民を代表し、幣帛供進使として之に參拜し、又小學校兒童をして參拜せしむる、蓋し亦此の意に外ならざるなり。凡そ我國民たる者、貴賤上下の別なく、之を崇敬すべきは勿論、苟くも其神社に奉仕する神職は、能く其神社の由緒を究め、以て其神徳を氏子等に稱述して一層敬神の念を深からしめ、益々忠君愛國の精神を發揮せしめむことに努むべきなり。

第一項村社

社名	祭神	創建年月	所在地	社殿 建坪	境内地坪	基本財産	神職氏名
天祖神社	大日靈尊 武甕槌命 經津主命	不詳 社字寛永十年九月再建	曲金 八六三	拜社 五、一	三六	三〇三、三九〇	兼職 香山 治英
天祖神社	同上	不詳	奥戸 一〇八六	同 三、五	二九六	二六、八四〇	鏡 貞一
八劍神社	素戔鳴尊 伊弉那美尊	不詳 寛永六年社字再建 安永七年社字再建 修繕拜殿新築	奥戸新田 二八八	同 五、二	四三	二六、八四〇	同 上
天祖神社	大日靈尊 伊弉諾尊 天兒屋根命	不詳 天保十五年十一月社字再建	上平井 一八〇九	同 八、三	五七	—	同 高橋 信雄
稻荷神社	倉稻魂命	不詳	新田 六四八	社 四	三一	—	同 鏡 貞一
八幡神社	譽田別尊	同	鎌倉新田 三七五	拜社 三、三	一七五	—	同 關 豐榮
天祖神社	天照大御神	同	下小松 三〇三	同 六、三	三七八	—	同 龜井 永信

備考

前記曲金天祖神社以下四社神饌幣帛料供進神社

各神社の由緒に就ては、特に文獻の徴すべき者なしと雖も、曲金の天祖神社、奥戸新田の八劍神社に於ける、遷宮棟札に記する所のものを、左に掲げて以て参考に供せむ、



(一) 寛永中曲金三社大明神の棟札

(表) 下總國葛飾郡葛西莊曲金郷、新宿村、細田村、曼奈羅村

別當 觀藏寺 法名 宥鏡

惣氏子百姓中

宮内庄左衛門  
矢作五郎右衛門

持國天 多聞天 文殊師利菩薩

奉建立 三社大明神 遷宮

增長天 廣目天 彌勒 菩薩

寛永十稔癸酉九月二十八日遷宮導師上小松正福寺空證

干時天下領源朝臣松平家三代之内東將軍様御目代伊奈半十郎

小目代 袴田善兵衛  
名主 石井新右衛門  
惣百姓中

(裏) 施久之衆 虔申侍

(二) 安永中奥戸新田矢劍大明神の棟札

(表)

奉本社修覆上屋遷宮増益神成取  
拜殿新造立之  
安永七年戊戌年五月吉日

(裏)

自宮再興寛永六年至今年壹百五拾年  
矢劍大明神

奉寄附

修覆料田地

六段耕地開付  
上田一畝二十二步

榎戸耕地畑添  
下田六畝十八步

吉田惣右衛門

尙ほ爰に記すべき事あり、何ぞや曲金下小松の氏子及曲金青年會支部會員の美譽是なり、天祖神社曲金氏子は、御即位記念として、境内續き六十餘坪の土地を買入れ、境内を擴げ之に植樹を爲し、又同字青年會支部會員は、神輿(小形)一基を新調して奉納し、下小松氏子は、祠宇を修繕し拜殿を新築し以て崇敬と奉祝の誠意を表しぬ。

第二項 無格社

社名	祭神	神創建年月	所在地	社殿建坪	境内地坪	神職氏名
天祖神社	天照大御神	不詳	上小松三九	一、二	二八五	龜井永信
八幡神社	譽田別尊	同	諏訪野一三	六、	一七〇	鏡貞一
稻荷神社	倉稻魂命	同	鎌倉新田五六三	一、四	三八	關豐
稻荷神社	同	同	同八三	一、八	二九五	同



社名	祭神	創建年月	所在地	社殿建坪 拜殿建坪	境内地坪	神職氏名
八雲神社	素盞鳴尊	不詳	曲金一、二一四	、四	六六	香山治英
八坂神社	同	同	上小松七一五	一、三三	一五〇	龜井永信
北野神社	天満天神	同	下小松二六三	石祠一尺四方	四三	同
鹿島神社	武甕槌命	同	同二五四	同	六三	同
八坂神社	素盞鳴命	同	同、六一四	同	四五	同
稻荷神社	倉稻魂命	同	同九四三	二、二	六九	同
道祖神社	猿田彦命	同	同九三六	二、八三	三二	同

第三項 氏子總代 (大正四年十二月現在)

八雲神社(曲金)	關根徳二	小島兵藏	青木城助	神谷又吉
八天祖神社(奥戸)	山内兼太郎	植村彌太郎	田中長之助	田中久次郎
八天祖神社(奥戸新田)	井上佐五右衛門	吉田謙吉	岡本太市	
天祖神社(上平井)	鈴木八左衛門	杉浦六左衛門	田中權右衛門	
稻荷神社(細田)	月村徳之介	杉浦三次郎	井上鐵五郎	
八幡神社(鎌倉新田)	會田常吉	澤口喜太郎	會田政五郎	
八幡神社(諏訪野)	石川濱次郎	石川源次郎	石川松五郎	石川光藏
八天祖神社(上小松)	三田泰助	横川元次郎	三田伊八	

天祖神社(下小松)

齋藤佐七

沙澤柳吉

佐藤保太郎

第二節 寺院

本村の寺院、總計十五、大字曲金に二あり、一は眞言宗にして一は淨土宗なり。大字細田に二あり、一は眞言宗にして一は眞宗大谷流なり。大字鎌倉新田に二あり、俱に眞言宗なり。大字奥戸に一あり、眞言宗なり。大字奥戸新田に三あり、一は眞言宗、一は淨土宗にして、又の一は日蓮宗なり。大字上小松、大字下小松に各一あり、俱に眞言宗なり。大字上平井に三あり、二は俱に眞言宗にして一は日蓮宗なり、中に就きて、其年代の尤も古き者を尋ねれば、上小松の正福寺を以て最と爲す。同寺は往昔行基菩薩の創建に係り、正安三年に中興せる者なりと云ふ。正福寺に次く者は奥戸新田の専念寺にして、同寺は寶徳三年の建立なり。専念寺に次ぐ者は上平井の上品寺と爲す、應仁元年の建立なり。上品寺に次ぐ者を曲金の觀藏寺と爲す、文明元年の建立なり。觀藏寺に次ぐ者を曲金の極樂寺及上平井の圓成寺と爲す、俱に天正年間の建立なり。其他は皆慶長。元和以後に建立せる所にして、三百年を逾えず、是を寺院の大略と爲す、思ふに本村寺院の數、亦多きに過ぐるの嫌あり、本章第一節の神社に就て陳べしが如く、寺院も亦之を合併して、大に其數を減じ、財政を裕にし以て優待の道を講せむには、名僧知識も自ら招致するを得て、



宗教亦大に振興し、社會教育上、裨益あるべきを信ず。世に模範を以て稱せらるゝ所の町村は、固より當局者其の人の如何に依るべきこと勿論なれども、而も宗教家の助力、亦與りて多きに居る者の如し。

然れども合併の事たる、事固より容易ならず。宗旨の異同あり、又他の關係あり、宜しく將來の利害得失に鑑み、區々の情弊に驅られず、慎重に調査を遂げ、然る上にて其手段方法を講究したる後ち其時機を察し、以て之を斷行すべきなり。之を斷行したる曉は、寺院の體面も頓に一新し、社會教育上に裨益する所大なるべきを信ず、隨て本村の發展上に齎す効果も亦多大なるべきは信じて疑はざる所なり。

第一項 寺院

寺院名	所在地	創立年	宗旨	本尊	墓寺地	所有地	住職
極樂寺	曲金五〇番	天正年間	淨土	阿彌陀佛	一八三、 三六、 四二	畑田三三、 三三、 三四	小川 賢香
觀藏寺	同 七四〇	文正三再建元	眞言	觀世音菩薩	五一、 三〇、 四	畑田二、 三、 三	樋口 法淋
宗念寺	細田一五五	寛政五	眞言宗 大谷派	阿彌陀如來	一、 一三、 四三	畑田五、 七、 二	永井 隆山

東覺寺	同 六四五	元和三	眞義派	同	九二、 二一	畑田四、 七、 九	名兒耶義康
輪福寺	鎌倉新田二五一	寛永二	眞言	同	五八、 三三、 五	畑田九、 三、 七	三浦 義傳
淨光院	同 五六四	不詳	眞言	同	三一、 二、 四	畑田四、 六、 〇	鶴岡 融慶
寶藏院	奥戸新田三二三	慶長十七	眞言	同	一、 四、 〇	畑田一、 五、 六、 七	高松 秀阿
專念寺	同 六九六	寶徳二	眞言 浄西派	同	四、 〇、 一	田一、 二、 一	耕野 善隨
妙法寺	奥戸新田八〇六	万治元	眞言	十界曼荼羅	一、 〇、 九	畑田一、 六、 八、 五	中村 慈宏
妙嚴寺	奥戸一、二一五	不詳	眞言	不動明王	一、 三、 一	畑田三、 九、 九	橋本 良雄
正福寺	上小松六九四	中興正安三	眞言	阿彌陀如來	四、 六、 九	同三、 九、 二、 〇	南波 義榮
照明寺	下小松一六〇六	不詳	眞言	同	一、 〇、 二	畑田五、 九、 六	田中 宥辨
上品寺	上平井一〇八六	應仁元	眞言	同	一、 九、 八	畑田二、 九、 九	廣澤 榮行
東光寺	同 一〇二二	慶長元	眞言	藥師如來	一、 九、 九	同四、 〇、 五、 八	成島 聖健
圓成寺	同 一九九七	天正	眞言	釋迦牟尼佛	一、 八、 三	同三、 三、 五、 五	山崎 智明



各寺院に於ける由來の記すべきものなきにあらざれども、今其重なる二三を左に掲載して參考に供せむ。

(一) 正福寺由來 (同寺所藏の記録に據る)

往昔、行基菩薩、東北諸國を巡化し、錫杖を古松樹の下に停め、阿彌陀佛を祈念せらる。靈妙なる哉、佛陀、眼に現して末世の衆生を濟度せむことを誓はせ給へり。因りて寺觀一字を建營し、靈佛の妙容を彫刻して、本寺に安置す、名づけて小松山金剛法院正福寺と曰ふ。治承四年庚子、鎌倉右大將源賴朝公、平氏の黨大庭景親等と石橋山に戦ひ、敗れて安房に逃れ、援を上總介廣常、千葉介常胤及び安西景益等に求めらる。常胤等之に應じ、一族郎黨をして賴朝公を安房に迎へしめ、兩總を経て將に武藏に向はむと、途次幕を此地に張りて、援軍の來り聚まるを待つや、關東の兵士鼓ひて之に加はり、軍大に振ひければ、賴朝公深く本寺佛陀の加護の致すところなりと信じ、崇敬特に淺からざりしと云ふ、遂に白幡を擧げらる、幾ばくもなく平氏を討滅し、源家の世と爲りたるを以て、寺領五十石を附與して、山内諸堂の修繕費に充てらる。因りて又山號を白幡山と稱せり。爾來星移り物換り、弘長元年辛酉、諸堂より僧坊に至るまで、雷火の爲に燒盡し、本寺愈衰頹を極む、越て正安三年辛丑に至り、本寺中興賢榮法師、洛陽より此地に遊化せられ再建を圖らる、依て漸く往昔の舊に復するを得たり、之を正福寺の由來となす、相傳ふ法師は、山内の恭敬觀に在りて、佛陀を念誦せられしに、金鈴の音、忽ち古松樹の上に聞ゆ、法師此奇瑞を感得し爲に本地阿彌陀佛、十二面大悲尊、釋迦牟尼尊、垂跡、伊勢太神宮、香取大明神、鹿島大明神を奉祠し、之を三社大明神と稱す。方今本村に祭祀せる所の天祖神社即ち是なり。按ずるに行基の入寂は、今を距ること九百餘年前に在り、而して本寺は、東國の中本寺、常法談林格にして、末派の寺院百二箇寺を有し、大寺を以て世に知らる。

(二) 觀藏寺由來

○景國之記 (同寺所藏の記録に據る)

下總葛飾郡笠居庄葛井の宮、鉦金むら  
金龜山神宮院觀藏寺景國之記

天氣未分の初め、神道の宗源は、自然の至誠より出で、正直の心、古今にわたり、六合及び人道にうつり、虚靈の理を稟け、明德始終をつらぬき、佛道は、本と不生の一如、三世に融通して、神儒佛はものづから三才和合の根元、三道一致の神柱なり。當三社の本縁を尋ねれば、國分し太古より、葛井の宮と崇敬して、郡中の氏神たり。時の變化に伴ひ、時の回祿に罹り、傳記散亡して、その垂跡のはじめ分明ならず、中ごろ寛永年中、時の別當宥鏡和闍、中興として、内院の小蘭若莊麗に、當侶殘存密納まで、連綿と相續し、氏子の繁榮、日を追ひていたゞきまつれり、これひとへに神心合體の時季到來のとしにやあらむ。されば、三神一殿の本坐をかゞみれば中津幣は、天照太神、左は香取、右は鹿島、此三鎮一棟の神舎、靈驗無比の表識なり。近曾、郡中疫鬼のいたゞきありし比、華表の古木に、七尺有餘の白蛇現形したまふ。村の長、奇異の思をなし、湯沐清淨して、神勅を乞ひしに、巫女が鈴音に託して、我今、氏人のいたゞきをなむ。三熱に勞したり、けふしも幾世の瑞祥、長月六日、祭禮の事はじめして、毎年、例幣をさゞけてよと、あらたに告げたまひしかば、氏人の病難、さはやきぬ。これより數のむら里、幣帛をかざし、弟鼓、兄鼓をしらべ、郷の燕聲、徑の遊行はさらば天下安全、國郡長生、豐饒の神徳を觀奏し、ことに内院の本主、大悲者の靈像は、密教の初祖、高野大師のおほむかたみ猶はた當住殘春法師、行徳鐵心の密壇に安座して、一心法界の香花をつみ、一乘金の印明、瑜伽上乘の禮盤には、乳木の紫煙たゆることなく、普門示現の花は、富士、筑波の吹嵐にかうげしく、境園盤々として、四面の瑞壁、長松、樺木の昔は、萬歳の春をかされ、籬杉直桑のみどりは、千年の秋をよばふ。げに風雲流水の音聲、みなこれ諸法眞言、法界淨土の眼前、最もかたじけなきにめで、笠杖をこゝにやすめ、時の元祿の九、梅見月に、法樂の幣をたてまつりし。正直を、かつく笠居の、宮柱、ふとしき梅が香にしるきかな。



直なる木目(木の芽ならむ)を見しや、まかりかれ

和國修行無桃軒石鶴居士三千風印

享保中の記録(觀藏寺景園之記の證明)

于時享保十乙巳年仲春二十七日、當山快賢律師任<sub>レ</sub>請<sub>ニ</sub>趨向<sub>一</sub>願守再<sub>ニ</sub>拜<sub>一</sub>天照太神宮、而開闔<sub>ニ</sub>緣起<sub>一</sub>、三千風先生述記也。誠<sub>ニ</sub>以能筆<sub>一</sub>之文者 當社秘藏、應<sub>レ</sub>賞<sub>レ</sub>之、今改表<sub>ニ</sub>軸修補拜領之卷物<sub>一</sub>、切<sub>ニ</sub>以<sub>一</sub>之寄附者也

上野國世良田莊總持密寺退隱沙門比丘慧辯七十一歲(印)

伏乞吾大檀女

奉<sub>ニ</sub>爲<sub>一</sub>從三位國母月光院殿天譽榮暉慧皎法尼密法、悉地也。

享保中の記録に續きて、文政中の記事あり、即ち左の如し。

男、文政四辛巳星四月廿三より、廿七日迄、雨乞初中後、利生至新也

當寺无住ニ付兼帶(字體不明)欽言

導師 上小松西藏院十四世法印信榮欽言

東小松川寶積院住 智榮

行事 河端邑 正覺寺住 快定

上下之割一統願

東小松川村

西小松川邑

松本村

興之宮邑

上之割惣代 金町邑 竝氏子中

按するに、記中に國母月光院殿と曰へるは、江戸幕府六代將軍家宣の愛妾、七代家繼の生母月光院を指稱せるものなり。其傳記は、舊尾張藩藏版の續國史略に詳なり。上州總持寺の如きは、朱印寺にして慧辨は其住僧なり、故に幕府に依し、家繼の生母を稱して、國母月光院と曰へるならむ。其僧上の號、洵に情むべしと雖ども、而も當時の事情、亦已むことを得ざりしに由るならむ。抑、國母の稱、我が邦之を用ふることを舊し、今を距ること凡そ一千九十年前、淳和天皇天長中、例に依りて中秋の宴あり、而して某年皇太后崩す。其忌月を避け、九月十三日夜を以て、月を南殿に賞し給ひ、宴を群臣に賜ふ。記して 國母の忌月を避くと曰へり、是れ天子の御母なり、將軍の母にあらざるなり。幕府の儒、特に名分大義に暗く、家宣及び家繼をして、日本國大君及び日本國王と僭號し、朝鮮及び諸外國に通聘せしめ、恬として愧ぢざる者ありき。凡そ當時の儒、某々の如きは、三王傳、續三王傳等の書を著し、公然として江戸幕府を稱し、王、王妃、王太子、照王、德王、猷王と曰ひ、莊王、憲王、文王、章王と曰ひ、以て幕府に媚ふ、而して我が天朝を奉稱し、山城天皇と書し、大に禮を失へるを知らず。夫れ國とは天子の謂なり。故に書して 國母と曰はゞ、即ち皇妣の奉稱なり。而るを將軍の生母を稱し、以て國母と爲すに至りては、僧も亦甚だしきにあらずや。蓋し照王は東照權現家康にして、德王は臺德院秀忠を指し、猷王は大猷院家光にして、莊王は嚴有院家綱、憲王は常憲院綱吉ならむ。噫當時僧號の極、以て此に至る、識者の深く憤慨する所以、今之を此に記するは一は以て當時の形勢情態を示し、又の一は以て將來の規箴と爲すに在るなり。



(三) 宗念寺の由來 (同寺の記録に據る)

本寺の創立は、寛永五年(月日不詳)にして眞宗(舊一向念佛宗)大谷派本願寺(舊名東本願寺)を本山と爲す、敬西法師の開基に係る。法師姓は藤原氏、大職冠鎌足公二十三代の末裔中務光秀の子助秀、故ありて豊後國本多郷に謫居せらる、因りて以て氏とす、助秀助定を生む、本多右馬允と稱す。助定七代の後胤助信の長子信嗣と曰ふ。其嫡男名は信全、出家して敬西と號す。寛永戊辰即ち五年下總國葛飾郡曲金村(幕府檢地の際、曲金を割きて細田と爲す)に伽藍一字を建立し、慶安戊子即ち元年、復た檢地の事あり、境内三畝歩餘無稅地と爲れり。俗に見捨地と呼べり。明暦元年癸未本山より號を授けて、智光山宗念寺と曰ひ、一寺たることを許さる。寛文九年己酉八十二歳を以て入寂し、其八代を説山法師と曰ふ。九代成山法師に至り、本堂を改築す、現今の堂宇即ち是なり、既にして法師、故ありて本寺を去る、是に由りて寺運一時廢頽に向へり。十代隆山法師は説山法師の遺子にして、松戸町西蓮寺に住職たりしが、檀越諸家の乞ひに應じ、本寺の住職を兼務するに至り大に寺運を挽回し、以て今日の整頓を見、本寺の體面を維持するに至れり。

第二項 檀家惣代 (大正四年十二月末日現在)

極樂寺(曲金)	佐野忠八	曹木七左衛門	大熊兼吉	大熊長左衛門
觀藏寺(曲金)	關根保太郎	關根光太郎	關根小四郎	田邊周太郎
宗念寺(細田)	中野庫太郎	杉浦力藏	杉浦兼三郎	宇佐美藤藏
東覺寺(細田)	田中徳次郎	小川甚藏	月村泰太郎	
輪福寺(鎌倉新田)	橋本權太郎	石井仁助	宇佐美治助	
淨光院(鎌倉新田)	澤口重右衛門	澤口瀧太郎	澤口喜太郎	
寶藏院(奥戸新田)	關口彌四郎	星谷林藏	會田常吉	小川梅太郎

專念寺(奥戸新田)	吉田伊右衛門	吉田勇吉	植村彌太郎	吉田福太郎
妙法寺(奥戸新田)	井上左五右衛門	井上誠重	鈴木與八郎	
妙嚴寺(奥戸)	田中長之助	田中久次郎	村越龜藏	
正福寺(上小松)	三田泰助	牧野玉吉	横川元次郎	三田伊八
照明寺(下小松)	奈良橋嘉七	加藤徳藏	橋本福藏	牧野福太郎
上品寺(上平井)	齋藤佐七	沙澤市五郎	福島信太郎	上野藤吉
東光寺(上平井)	鈴木八左衛門	鈴木浦藏	關口金太郎	山口善太郎
圓成寺(上平井)	秋元藤右衛門	町山孫右衛門	佐藤染藏	町山孫市
阿彌陀堂(諏訪野)	石川濱次郎	石川源次郎	坂本竹治郎	關口喜助
			石川松五郎	石川光藏

第十五章 本村の行政及代議機關

第一節 行政吏員及代議員

本村々治機關左の如し。

- 一、村長(一名)
- 二、助役(一名)
- 三、収入役(一名)



- 四、書 記(四 名)
- 五、區 長(九 名)
- 六、區長代理者(九 名)
- 九、掛 り 員(三十五名)
- 八、組 長(百五十名)
- 九、學務委員(十一名)
- 一〇、衛生委員(一 名)
- 一一、村會議員(十八名)
- 一二、普通水利組合議員(三十五名)
- 一三、水害豫防組合議員(四 名)

右一乃至十は、行政機關にして、十一乃至十三は皆代議機關に屬せり。而して四乃至十は、行政の補助機關たるに過ぎず。

一、村長は、本村を統轄し、及本村を代表する者にして、其擔任事務の概目は掲げて町村制第七十二條に在り。

一、助役は、村長の事務を補助し、村長故障あるときは、之を代理するものとす。

一、収入役は、本村の出納、其他會計事務、及町村制第七十七條の事務に關する國府縣、其他公共團體の出納、其他の會計事務を掌る者なり。

一、區長は、村長の命を承け、村長の事務にして、其區内に關するものを補助する者なり。

一、區長代理者は、區長の事務を補助し、區長故障あるときは之を代理する者なり。

一、掛員は、區長の指揮監督を受け、區内の共同事務を分擔處理する者なり。

一、組長は、區内五人組の長にして、區長の指揮監督を受け、組内の親睦保助の誼を遂行するに努むる者なり。

に努むる者なり。

一、學務委員は、村長の指揮監督を受け、教育に關する事務を處理する者なり。

一、衛生委員は、村長の指揮監督を受け、衛生に關する事務を處理する者なり。

一、村會議員は、本村に關する事件、及び法律勅令に依り、其權限に屬する事件を議決す、村會の議決すべき事件の概目は、掲げて町村制第四十條に在り。

一、普通水利組合議員は、灌漑排水に關する事業の代議機關にして、其議決すべき事項の概目は、掲げて水利組合法第二十三條に在り。

一、水害豫防組合議員は、水害豫防に關する事業の代議機關にして、其議決すべき事項の概目は、掲げて水利組合法第二十三條に在り。

抑、町村制施行以來、村長の更迭は五回、其の就職年限、平均五箇年餘、而して之が治績は、本編第十九章功勞者列傳に譲り、此に掲げざること、爲せり、助役は、吉田伊右衛門氏町村制施行以來勤續今日に及べり。曾て村條例を設け、二名の助役を置きたることあり、其當時吉田伊右衛門氏の外、中野藤助氏當選就職したれども、同氏の任期滿つると同時に條例を廢止し舊に復せり。収入役の更迭は五回、田邊藤三郎氏を除き、其他の収入役は概ね日々役場に出頭せざりしを以て、時に多少の不便を感せしことありしも、而も事務に淹滞を見ざりしは、幸慶とするところなり。



殊に租税の徴収に於ける、各區出張は、同職の最も難しと爲す所、此の難きを難しと爲さず、能く之を勤められしは、村民の多と爲す所なり。

書記は、現在四名にして定員なり、市川書記は、町村制施行の當時より、今日に至るまで勤績し、専ら兵事、戸籍等の事務に従事せり。

區長及區長代理者の制は、大正四年度より之を設け、其の以前は、之を字頭と稱せり。區長は村長の事務を其區内に補助執行する外。村制施行以來、收入役が其區内に出張して租税を徴収するに立會ひ、或は慈善公共の事に當り。或は規約の勵行に努むる等、能く村役場と村民との中間に立ちて、村治の圓滿と、村民の福利増進とに任ずる者なれば、重要な職たるを失はず。

村會議員は、村制施行の當初、定員十二名なりしも、大正三年に至り、町村廢置分合の結果、十八名に増加したり。世間往々町村會議員の選舉に當り、或は黨を樹て派を分ち、競争劇甚の結果、町村治の圓滿を缺ける者あるを耳にする毎に、其町村民の爲に、深く同情に堪へざる次第なるも、本村の選舉は、始めより是等競争等の事なく、又村會の議事も、極めて平穩無事にして、理事者の發案を信認可決し、嘗て議場に紛擾を醸したることなし。但し多少の反對意見を有する者ありしを見たるは、奥戸橋の架橋位置に關したる議事のみ過ぎざりし。之を要するに、市町村制を發布し、自治の權を市町村に附與せられたるは、蓋し市町村をして、

穩健に發達を遂げしめむと爲すに外ならず、市町村は、國家最下級の團體にして、而も國家の基礎たり、國家の基礎たる市町村にして、皆穩健に發達せむか、是れ即ち國家の穩健に發達する者にして、市町村の事に當る者、宜しく此の意を體すべきなり。

第一項 村長及役場吏員 (大正四年十二月調)

一、在職者

就職年月	在職年數	職名	氏名
明治三五、四月	十三年八箇月	村長	關根保太郎
同 二二、七月	二十六年五箇月	助役	吉田伊右衛門
同 四〇、四月	八年六箇月	收入	關根光太郎
同 二二、七月	二十六年五箇月	書記	市川藤三郎
大正 三、四月	一年八箇月	同	野崎文治
同 三、八月	一年四箇月	同	廣澤榮行
同 四、八月	八箇月	同	關根孝一
明治三〇、八月	十八年四箇月	使丁	佐藤傳次郎
同 四二、一〇	六年二箇月	同	杉浦欽藏



二、退職者

(イ) 退職村長

就職年月	退職年月	在職年數	氏名
明治二二、七月	明治二四、七月	二箇年	關根柳介
同二四、八月	同三二、八月	八箇年	山内兼太郎
同三三、一〇月	同三三、九月	一箇年	關根柳介
同三三、九月	同三五、二月	一年六箇月	山内百之助

(ロ) 退職助役

就職年月	退職年月	在職年數	氏名
明治二二、三月	明治二七、二月	四箇年	中野藤助

(ハ) 退職收入役

就職年月	退職年月	在職年數	氏名
明治二二、九月	明治二六、九月	四箇年	清水猶治
同二六、九月	同二八、五月	一年九箇月	關根保太郎

(三) 退職書記

就職年月	退職年月	在職年數	氏名
同二八、五月	同三二、五月	四箇年	田島増太郎
同三二、五月	同四〇、三月	七年十一箇月	田邊藤三郎

(ホ) 退職使丁

就職年月	退職年月	在職年數	氏名
明治三〇、四月	明治三三、三月	三箇年	岩根文吉
同三三、四月	同三五、四月	二年一箇月	關根四郎
同三五、七月	同三八、一月	二年七箇月	白井末吉
同三八、四月	同三九、六月	一年三箇月	耕野善隨
同四〇、四月	同四一、七月	一年四箇月	安立千代治
同四一、四月	同四三、三月	二年八箇月	金子千代治
同四三、四月	大正三、三月	四年	金子千代治
同四三、四月	大正三、三月	四年	金子千代治

就職年月	退職年月	在職年數	氏名
明治二二、七月	明治二八、三月	五年九箇月	杉浦半吉
同二二、七月	同二五、三月	二年九箇月	吉田平吉
同二五、四月	同三〇、七月	五年三箇月	保田龜吉



就職年月	退職年月	在職年數	氏名
明治三一年四月	明治四二年一月	十一年七箇月	杉浦銀藏

第二項 村會議員

一、在職者 (定員十八名)

當選年月日	在職年數	氏名
明治二二年五月三〇日	二十六年七箇月	山内兼太郎
同 二二年五月三一日	二十六年七箇月	佐野忠八
同 二二年五月三〇日	二十六年七箇月	齋藤佐七
同 二二年五月三〇日	二十六年七箇月	澤口喜太郎
同 二二年五月三〇日	二十六年七箇月	會田常吉
同 二二年五月三〇日	二十六年七箇月	田中長之助
同 二二年五月三〇日	二十六年七箇月	田邊柳太郎
同 二二年五月三〇日	二十六年七箇月	月村徳之介
大正 二二年五月三〇日	二十六年七箇月	宇田川悦五郎
同 二二年五月三〇日	二十六年七箇月	福島信太郎
同 二二年五月三〇日	二十六年七箇月	杉浦方藏

同 二二年五月三一日	二十六年七箇月	植村彌太郎
同 二二年五月三一日	二十六年七箇月	鈴木與八郎
同 二二年五月三一日	二十六年七箇月	田中權右衛門
同 二二年五月三一日	二十六年七箇月	關口金太郎
同 二二年五月三一日	二十六年七箇月	町山孫右衛門
同 二二年五月三一日	二十六年七箇月	鈴木八左衛門
同 二二年五月三一日	二十六年七箇月	杉浦六左衛門

備考

大正三年度より町村廢置分合の爲め六名増員したるに由り大正三年七月六日選挙の結果上平井田中權右衛門外四名曲金田邊柳太郎氏當選

二、退職者

當選年月	退任死亡年月	在職年數	氏名
明治二二年五月三〇日	明治四三年五月	二十一年箇年	中野藤助
同 二二年五月三〇日	同 三四年五月	十二年箇年	關根藤四郎
同 二二年五月三〇日	同 二八年五月	六年箇年	會田重郎兵衛
同 二二年五月三〇日	同 三四年五月	十二年箇年	井上忠五郎
同 二二年五月三〇日	同 二六年八月死亡	四年二箇月	佐藤槌三郎



當選年月	退任死亡年月	在職年數	氏名
明治二二、五、三一	同 四三、五	二十一箇年	杉浦重右衛門
同 二二、五、三一	同 三一、七死亡	九年一箇月	三田佐吉
同 二二、五、三一	同 三五、八死亡	十三年二箇月	山内百之助
同 二二、五、三一	同 四〇、五	十八箇年	吉田伊右衛門
同 二二、五、三一	同 四四、一一死亡	二十二年五箇月	山内東一
同 三一、五、三一	同 三六、一〇死亡	五年四箇月	福島延太郎
同 三四、五、三〇	大正 二、五	十二箇年	關根保太郎
同 三四、五、三〇	明治四〇、五	六箇年	鈴木與兵衛
同 三七、五、三一	同 四三、五	六箇年	河野長右衛門
同 三七、五、三一	同 四〇、五	三箇年	田島與四郎
同 四〇、五、三一	大正 二、五	六年	關口彌四郎
同 四〇、五、三一	同 二、三	五年十箇月	吉田勇吉
同 四三、五、三〇	同 二、三	二年十箇月	月村仲右衛門
同 四三、五、三一	同 二、五	三箇年	石川門九郎
同 四三、五、三一	同 二、五	三箇年	佐藤保太郎

備考

當選者の年月日は最初當選年月のみを掲ぐ、故に當選年月日より起算したる年數と在職年數と符合せざるものあるは、中途退職したるものと知るべし。

第三項 區長及區長代理者 (大正四年十二月一日調)

一、區長及區長代理者

曲金區長	佐野忠八	同上代理者	小島兵藏
諏訪野區長	石川濱次郎	同	石川源次郎
鎌倉新田區長	會田常吉	同	澤口喜太郎
細田區長	杉浦兼三郎	同	山崎臺藏
奥戸區長	植村彌太郎	同	田中久次郎
奥戸新田區長	井上誠重	同	宇田川悦五郎
上小松區長	三田泰助	同	横川元次郎
下小松區長	汐澤七五郎	同	福島信太郎
上平井區長	町山孫右衛門	同	鈴木八左衛門

二、舊字頭 (町村制施行以來大正四年區長設置に至迄の間の就職者)

曲金	關根保太郎	田邊柳太郎	田邊藤三郎	關根光太郎
	佐野忠八			
諏訪野	石川門九郎	石川濱次郎		



細田 中野 藤助 杉浦重右衛門 杉浦力藏 杉浦柳吉

中野 庫太郎 月村仲右衛門 杉浦多吉 杉浦兼三郎

鎌倉新田 澤口三五郎 田邊松之助 澤口喜太郎 田邊久四郎

會田常吉

奧戸 山内東一 田中長之助 植村彌太郎 石井源治

奧戸新田 石井源次郎 關口彌四郎 鈴木與兵衛

井上誠重

上小松 三田佐吉 河野長右衛門 三田泰助

下小松 福島延太郎 齋藤佐七 佐藤甚之助 汝澤七五郎

第四項 學務委員

一、在職員 (大正四年十二月調)

平澤午之介 田邊柳太郎 會田政五郎 小川梅太郎

關口彌四郎 田中久次郎 汝澤柳吉 牧野玉吉

丸山松江 鈴木浦藏 坂本竹次郎

二、退職者 (奥戸尋常高等小學校設立以來就職者にして退職したる者)

杉浦柳吉 河野長右衛門 會田幾太郎 横川元次郎  
石井源治 月村仲右衛門 澤口喜太郎 田中長之助  
佐野忠八 杉浦力藏

第五項 本村普通水利組合議員 (大正四年十二月調)

一、奥戸村第一部普通水利組合議員

佐野忠八 關根徳二 石川源次郎 井上鐵五郎

中野八五郎 會田常吉 會田嘉兵衛

二、同第二部普通水利組合議員

田中長之助 植村彌太郎 鈴木與八郎 中川太四郎

三田泰助 齋藤佐七 佐藤保太郎

三、同第三部普通水利組合議員

鈴木八左衛門 鈴木浦藏 町山孫右衛門 杉浦六左衛門

關口金太郎 佐藤染藏

第六項 他普通水利組合役員 (大正四年十二月調)



一、上之割普通水利組合議員

關根保太郎 會田常吉 山内兼太郎 鈴木與八郎  
鈴木八左衛門

二、上下之割普通水利組合議員

齋藤佐七 杉浦力藏 山内兼太郎 關根保太郎  
杉浦六左衛門

三、東葛西水害豫防組合議員

齋藤佐七 山内兼太郎 關根保太郎 町山孫右衛門

四、同組合常設委員及水防委員

常設委員

關根保太郎 佐野忠八 會田常吉

水防委員

杉浦兼三郎 井上誠重 石川濱次郎  
三田泰助 汐澤七五郎 植村彌太郎  
町山孫右衛門

五、小岩田普通水利組合議員

會田常吉 會田嘉兵衛

六、小松川境川普通水利組合議員

井上誠重 三田泰助 齋藤佐七

第七項 郡會議員

一、在職者

大正四年九月就職 鈴木八左衛門

二、退職者

明治三十二年九月就職 在職年數十六箇年 山内兼太郎  
大正四年九月退職

第八項 議 會

一、村會議員選舉人 (大正三年七月)

種別	大字名	曲金	諏訪野	鎌倉新田	細田	奥戸	奥戸新田	上小松	下小松	上平井	中平井	計
一級		七	二	九	二	一三	二	一	六	一〇	一	七一
二級		四	一〇	三〇	三三	三七	四三	三	五	五	一	三六
計		五	三	三九	四三	五〇	五四	三	六	一五	一	四三



二、郡會議員選舉人 (大正四年九月)

大字名	曲金	諏訪野	鎌倉新田	細田	奥戸	奥戸新田	上小松	下小松	上平井	中平井	計
人員	三	五	二七	元	三五	三三	二	三三	五	一	二五三

三、府會議員選舉人 (大正四年十二月)

大字名	曲金	諏訪野	鎌倉新田	細田	奥戸	奥戸新田	上小松	下小松	上平井	中平井	計
人員	三	五	二六	元	二七	三五	一五	二九	五	一	二五七

四、衆議院議員選舉人 (大正四年十二月)

大字名	曲金	諏訪野	鎌倉新田	細田	奥戸	奥戸新田	上小松	下小松	上平井	中平井	計
人員	三	三	三	三五	二八	三三	八	二六	四〇	一	一九〇

第十六章 本村の條例規則規程規約

第一節 條例規則規程規約

本村の條例、規程、規則、規約は左記の如し。而して條例には、手数料條例、督促手数料條例、基本財産蓄積條例あり。手数料條例は、個人より營業又は納税等の證明名寄帳又は土地臺帳等の閲覧に關して徴收する手数料、督促手数料條例は、納期内に納税せざる者に對して發する納税督促の手数料を規定せるものなれども、幸にして此の督促手数料條例を實行する場合の少きは、洵に歡喜に堪へず。更に將來此の規定の故紙に屬せむことを望む。基本財産蓄積條例は、本村の基本財産及小學校の基本財産造成に關することを規定せり。其他公告式條例ありて、本村の條例規則規程等の公告式を定め、奥戸村々税賦課徴收に關する規則ありて、村税の賦課徴收の方法並其手續を定め、奥戸村區長設置規程ありて、本村の區長及區長代理者の職務權限等を規定せり。尙ほ本村役場處務規程、會計規程、物品出納規程ありて、役場事務の取扱を規準し、財産管理規程ありて、村有基本財産の管理方法を規定し、有給吏員給料額並其支給規程、及旅費支給規程、名譽職員報酬費用辨償額及其支給規程、小學校職員及役場吏員賄料支給規程、小學校教員住宅料支給規程、小學校使丁定員及給料額並支給規程ありて、有給吏員に支給する給料額旅費額及其支給方法、名譽職員の報酬額費用辨償額及其支給方法、小學校職員及役場吏員に支給する賄料及其支給方法、小學校教員に支給する住宅料及其支給方法、小學校使丁の定員並給料額及其支給方法等を規定せり。村會議場整理の爲には、村會議事規則、及傍聽人取締規則の設けあり。



此他村内有志者間に小學校基本財産蓄積金寄附申合規約ありて、村會議員選舉資格を有する者、若くは之に相當する者は、毎年金壹圓づゝを寄附することとし、又小學校卒業者謝恩金寄附申合ありて、尋常科卒業生徒は金貳拾錢、高等科卒業生徒は金五拾錢を以て標準と爲し、之を寄附することとせり。而して明治四十五年より之を實行し、今や其寄附金額は、積て壹千貳百圓餘に達せり。

又村内一般に涉りて、奥戸村規約なる者あり、此の規約は今を去ること、二十有七年前、即ち明治二十二年、町村制施行當時の制定にして、大正四年八月之を改訂せるものに係る。抑、本規約は、時の村長(關根柳介氏)の發案に成り、村民に協議を遂げ、之を締結するに至りたる者なり。故に該規約には、當時村民一統記名調印して、承諾の意を表したりき。而して規約の主眼と爲す所は、各部落に於ける道路の修繕、其他の土木事業、及之に關する金錢の出納、夫役現品の提供、又は祭祀禮拜に關する事等、苟も村民の道義上、之を遵行すべき箇條を規定したる者にして、從來は之が制裁として料金を課する規定ありしも、現行規約には之を削除したり。是れ固より德義上の規約なるが故なり。

之を要するに條例及規約等は、皆公共の利益を企圖し、個人の幸福を増進せむが爲めに、之を制定したる者にして、個人と爲して、或は甚だ艱苦を感ずる所なきにしもあらざるべきも、此の

艱苦は、公共の犠牲と爲して而して忍び、之を幸福の對價と爲して而して支拂ふ理由なるを以て、寧ろ樂みて之を實行し、相俱に圓滿和平、幸福の彼岸に達せむことを冀はざるべからざるなり。

### 第一項 條 例

#### 一、公告式條例

##### 奥戸村公告式條例

第一條 本村條例規則其ノ他ノ公告ハ本村揭示場ニ揭示スルヲ以テ公告式トス

第二條 本村揭示場ノ數並ニ位置ハ奥戸村長之ヲ定ム

第三條 條例規則其ノ他公告ニシテ施行ヲ要スルモノハ揭示ノ日ヨリ起算シ七日ヲ經テ施行ス

但特ニ施行期日ヲ定メタルモノハ此ノ限リニアラス

第四條 規則其ノ他ノ公告ハ總テ揭示ノ年月日ヲ記入シ村長若クハ其代理者之ニ署名ス

#### 二、手数料條例

##### 奥戸村手数料條例

第一條 本村ハ町村制第八十九條ニ依リ數個人又ハ一個人ノ爲メニスル事件ニ付手数料ヲ徴收ス  
但法律命令ニヨリ處理スルモノハ此ノ限リニアラス



第二條 手数料ノ種類金額左ノ如シ

- 一 營業ニ關スル證明 一件ニ付 金 拾 錢
- 一 納税ニ關スル證明 一件ニ付 金 拾 錢
- 一 土地ニ關スル證明 一件ニ付 金 拾 錢
- 一 建物及船車ニ關スル證明 一件ニ付 金 拾 錢
- 一 印鑑證明及照合 一件ニ付 金 五 錢
- 一 公簿及土地ニ關スル圖面閱覽 一件ニ付 金 五 錢
- 但シ公衆ノ閱覽ニ供シ支障ナキモノニ限ル
- 一 寄留ニ關スル證明 一件ニ付 金 五 錢

第三條 手数料ハ證明又ハ閱覽照合ノ際之ヲ徵收ス

第四條 本村民ニシテ現ニ公費ヲ以テ救助ヲ受クル者及赤貧者ト認メ得ヘキ者ハ手数料ヲ徵收セサルコトアルヘシ

附 則

第五條 本條例ハ明治三十五年十月一日ヨリ施行ス

三、督促手数料條例

奥戸村督促手数料條例

第一條 村税其他諸收入金指定ノ期日內ニ納付セサルモノアルトキハ町村制第百二條ニ依リ村長ハ直ニ督促令狀ヲ發付スヘシ

但令狀ニ指定スル期間ハ七日以内トス

第二條 督促令狀ノ送達ハ脚夫又ハ郵便ニ依ルヘシ其脚夫ヲ以テスル場合ハ受取人ニ交付シタルコトヲ證明スル方法ヲ探ルヘシ郵便ヲ以テスル場合ハ書留トナスヘシ

第三條 督促令狀ノ發付ハ一回ニ止メ其手数料ノ額ハ令狀一通ニ付金拾錢トス

但本村以外ノ市區町村ニ在ル滯納者ニ對シテハ脚夫ヲ以テスル場合ハ其ノ往復里數ニ應シ一里毎ニ金拾錢一里未滿ハ金五錢トシ郵便ヲ以テスル場合ハ郵便料ヲ増手数料トシテ徵收ス

第四條 督促手数料並ニ増手数料ハ之ヲ督促令狀ニ記載シ別ニ納額告知書ヲ發セス滯納金ト同時ニ徵收スヘシ

第五條 督促令狀ヲ受ケタルモノ其指定ノ期日マテニ滯納金及ヒ手数料ヲ完納セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ之ヲ徵收スヘシ

附 則

第六條 本條例ハ明治三十七年六月一日ヨリ施行ス



四、基本財産蓄積條例

奥戸村基本財産蓄積條例

第一條 本村ハ本條例ノ規定ニ依リ毎年度基本財産ヲ蓄積ス

第二條 基本財産トシテ蓄積スヘキ金額ハ金拾貳萬圓ニ達スルヲ以テ限度トス

第三條 毎年度基本財産ニ蓄積スヘキ收入金ノ種目左ノ如シ

一 基本財産ヨリ生スル收益

二 國稅、府稅等ノ徵收金ニ對スル交付金

三 寄附金其他豫知スヘカヨサル收入

但使用ノ目的ヲ定メタルモノハ此ノ限ニアラス

第四條 従前ノ小學校基本財産並ニ小學校基本財産トシテ指定寄附セラレタル財産及ヒ之等ヨリ

生スル收入金ハ本村小學校基本財産トシテ特別會計ヲ設ケテ毎年度蓄積スルモノトス

其ノ蓄積スヘキ金額ハ金八萬圓ニ達スルヲ以テ限度トス

第五條 凶荒又ハ非常ナル災害ニ遭遇シタルトキハ村會ノ議決ヲ經テ其ノ年度内ノ蓄積ヲ停止ス

ルコトヲ得

村債ヲ起ス場合亦同シ

附 則

第六條 本條例ハ大正六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 本條例施行ノ際現在スル蓄積財産ハ本條例ニ依リ蓄積シタル基本財産ト見做ス

第二項 規則規程

一、村稅賦課徵收規則

奥戸村々稅賦課徵收ニ關スル規則

第一條 本村々稅ノ賦課徵收ハ本規則ノ定ムル所ニ據ル

第二條 村稅ノ賦課々率課額ハ毎年度之ヲ定ム

第三條 地租附加稅ハ二期ニ區分シ前期ハ其年四月一日後期ハ其年十月一日現在ノ地租納額ニ依リ賦課ス

第四條 戶數割附加稅ハ二期ニ區分シ前期ハ其年四月一日後期ハ其年十月一日現在ノ戶數割納額ニ依リ賦課ス

第五條 府稅營業稅附加稅、府稅雜種稅附加稅ハ二期ニ區分シ前期ハ其年四月一日後期ハ其年十月一日現在ノ府稅營業稅、府稅雜種稅納額ニ依リ賦課ス



第六條 國稅營業稅附加稅及所得稅附加稅ハ各本稅ノ納期ニ於ケル納稅額ニ依リ賦課ス

第七條 國稅又ハ府稅ノ隨時收入ニ對シ賦課スル村稅ハ其本稅ニ隨伴シテ賦課ス

第八條 村稅ノ徵收期限左ノ如シ

一 地租附加稅ニ在リテハ前期分ハ四月十五日ヨリ同月三十一日限リ後期分ハ十月十五日ヨリ同月三十一日限リ

二 戶數割附加稅ニ在リテハ前期分ハ五月十五日ヨリ同月三十一日限リ後期分ハ十一月十五日ヨリ同月三十日限リ

三 府稅營業稅附加稅、府稅雜種稅附加稅ニ在リテハ前期分ハ六月十五日ヨリ同月三十日限リ後期分ハ十一月十五日ヨリ同月三十日限リ

四 所得稅附加稅及國稅營業稅附加稅ニ在リテハ各本稅ノ納期限ニ依ル

五 其他隨時ノ附加稅ハ隨時之ヲ徵收ス

二、區長設置規程

第一條 町村制第六十八條ニ依リ村ノ大字區域ヲ以テ一區ト爲シ左ノ九區ニ分チ各區ニ區長及其

代理者各一名ヲ置ク

一曲 金 區 一諏訪野區 一鎌倉新田區 一細 田 區 一奧 戶 區

一奧戶新田區 一上小松區 一下小松區 一上平井區

第二條 區長ハ町村制第八十一條ニ依リ村長ノ命ヲ承ケ村長ノ事務ニシテ區内ニ關スルモノヲ補助ス

區長代理者ハ區長ノ事務ヲ補助シ區長故障アルトキ之ヲ代理ス

區長及代理者ノ任期ハ三箇年トス

第三條 區長及區長代理者ニハ費用辨償ノ外左記ノ通り年報酬額ヲ支給スルモノトス

大字名	區長年報酬額	區長代理者年報酬額
一曲 金 區	金 拾 貳 圓	金 貳 圓
一諏訪野區	金 六 圓	金 壹 圓
一鎌倉新田區	金 拾 貳 圓	金 貳 圓
一細 田 區	金 拾 貳 圓	金 貳 圓
一奧 戶 區	金 拾 貳 圓	金 貳 圓
一奧戶新田區	金 拾 貳 圓	金 貳 圓
一上小松區	金 八 圓	金 壹 圓



- 一下 小松區 金拾貳圓
- 一上 平井區 金貳拾四圓

第四條 前條ノ報酬支給ニ關シテハ奥戸村名譽職員報酬費用辨償額及其支給規程ニ據ル

三、役場處務規程

奥戸村役場處務規程

第一章 總 則

第一條 凡ソ事務ハ村長ノ決裁ヲ經テ之ヲ處理スルモノトス

助役ノ分掌事務ハ助役ノ決裁ヲ經テ之ヲ處理スルモノトス

第二條 村長事故アリテ缺席シ助役ニ於テ代リテ決裁シタル事務ハ村長出勤セハ速カニ之ヲ申告スヘシ

第三條 凡ソ發送文書ニハ村長之ニ記名調印ス

但助役代理ノ場合ハ其代理タルコトヲ肩書シ助役之ニ記名調印ス

助役ノ分掌事務收入役ノ事務ニ屬スル發送文書ハ助役收入役之ニ記名調印ス

輕易ナル文書ハ前項ニ拘ラス村役場名ヲ用フルコトヲ得

第二章 事務ノ分掌

第四條 村役場ノ事務ハ庶務、兵事、勸業、教育、會計及ヒ稅務ノ六課ニ分チ之ヲ處理ス

庶 務

- 一 議員ノ選舉ニ關スル事項
- 二 村有財産ニ關スル事項
- 三 恤救、救濟ニ關スル事項
- 四 戶籍ニ關スル事項
- 五 神社ニ關スル事項
- 六 宗教ニ關スル事項
- 七 衛生ニ關スル事項
- 八 職印及役場印管守ニ關スル事項
- 九 吏員ノ身分進退賞罰ニ關スル事項
- 十 吏員ノ服務ニ關スル事項
- 十一 廳中處務ノ規定ニ關スル事項
- 十二 褒賞ニ關スル事項
- 十三 賞勳年金恩給扶助料ニ關スル事項



- 十四 記録及圖書ノ保管ニ關スル事項
- 十五 法令及ヒ例規ノ沿革調査ニ關スル事項
- 十六 文書及ヒ物品ノ收受發送ニ關スル事項
- 十七 他ノ課ニ屬セサル事項
- 十八 他ノ課ニ屬セサル統計ニ關スル事項
- 十九 諸報告ニ關スル事項

兵 事

- 一 戒嚴徵發徵兵志願兵及ヒ召集ニ關スル事項
- 二 陸海軍諸生徒ニ關スル事項
- 三 兵籍ニ關スル事項
- 四 戰病死者ニ關スル事項

勸 業

- 一 農、商、工、畜産、水産、林野及ヒ鑛業ニ關スル事項
- 二 特許實用新案商標意匠ニ關スル事項
- 三 獸醫、蹄鐵工ニ關スル事項

- 四 通信、運輸ニ關スル事項
- 五 農工商統計ニ關スル事項
- 六 度、量、衡ニ關スル事項
- 七 産業組合ニ關スル事項
- 八 土木及ヒ地理ニ關スル事項
- 九 水面及ヒ水流ニ關スル事項
- 十 公用徴收ニ關スル事項

教 育

- 一 學校、幼稚園、圖書館及ヒ其職員ニ關スル事項
- 二 學齡兒童其他初等教育ニ關スル事項
- 三 教員檢定ニ關スル事項
- 四 學事ノ視察ニ關スル事項
- 五 學事統計ニ關スル事項

會 計

- 一 村有財産ノ管理及ヒ處分ニ關スル事項



- 二 金錢ノ出納ニ關スル事項
- 三 物品ノ出納ニ關スル事項
- 四 物品ノ購入及ヒ保管ニ關スル事項
- 五 廳中取締ニ關スル事項
- 六 人夫、職工ノ備入ニ關スル事項
- 七 廳舎、校舎及ヒ附屬建物、並ニ揭示物ノ修築保存ニ關スル事項

稅 務

- 一 租稅及ヒ公課ノ賦課徵收ニ關スル事項
- 二 課稅關係ノ營業及ヒ物件ニ關スル事項

第五條 前條各課ニ主任及ヒ副主任ヲ置ク

第六條 主任ハ其課ニ屬スル事務ヲ專ラ處理スルモノトス

副主任ハ主任ヲ補助シ主任事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

第三章 文書ノ收受及發送

第七條 到來ノ文書(宿直ヨリ引繼ヲ受ケタルモノ亦同シ)ハ庶務主任之ヲ受ケ收受印ヲ押捺シ各課別ト爲シ村長(助役分ナル場合ハ助役以下同シ)ノ檢閲ヲ受ケ現金又ハ金券ノ添付シアルモノハ之ヲ收入役ニ電報及ヒ親展書ハ之ヲ

各其宛名人ニ其他ハ各主任ニ配付ス

各主任ハ配付ヲ受ケタル文書又ハ口頭ニテ受理シタル事項トモ總テ其件名差出人氏名收受番號ヲ收受簿ニ記載シ其文書(口頭ニテ受理シタルモノ)ニ收受印ヲ押捺シ收受番號及ヒ月日ヲ記シタル後之ヲ處理スヘシ

第八條 人民出頭シテ處理ヲ求ムルモノハ可成速カニ之ヲ處理スヘク即時ニ處理シ難キモノト認ムルトキハ村長ノ指揮ヲ受ケ當人ニ其旨ヲ示達スヘシ

第九條 收入役ニ於テ現金又ハ金券ノ添付シアル文書ヲ受ケタルトキハ其現金又ハ金券ハ之レヲ保管シ其文書ノ欄外ニ領收證印ヲ捺シ當該主任ニ返付スヘシ

第十條 諸願屆等ノ文書ハ法令ノ規定ニ依リ正副ヲ必要トスル場合ノ外副本ヲ徵セサルモノトス

第十一條 主任第七條ノ記載ヲ終レハ速ニ其收受番號順ニ處分案ヲ草シ回議(輕易ノモノハ回議ニ及ハス)ノ上決裁ヲ受クヘシ

但處分ヲ要セサルモノハ回覽ニ付スヘシ

實查ヲ要スル等ニテ直ニ處理シ難キモノハ其事由ヲ附箋ニ記載シ村長ノ閱覽ニ供スヘシ

第十二條 法令若クハ訓示通達等ニ依リ定期ニ發送スヘキ事件ハ各主任ニ於テ其期限ノ前月中ニ其事項ヲ文書收受發送簿ニ登記シ村長ノ檢閲ヲ受クヘシ



第十三條 處分案ハ回議用紙ヲ用キ理由ヲ付スルヲ要スルモノハ之ヲ記載スヘシ

但收受文書ニ餘白アルモノハ其ノ餘白ニ記載スヘシ

第十四條 處分案ニシテ一定ノ例文アルモノハ其例文ニ依ルヘシ

前項ノ場合ハ其文書ノ餘白ニ例文ノ番號ヲ記載スヘシ

第十五條 例文例規アルモノハ回議簿ニ登記シテ決裁ヲ受クルコトヲ得

第十六條 收受文書ニシテ不備ノ點アルコトヲ發見シタルトキハ之ニ附箋ヲ爲シ返戻スヘシ其附

箋ニハ主任認印シ村長之ニ檢印スヘシ

第十七條 經由文書ニシテ別ニ意見ヲ附スル要ナキモノハ其件名及ヒ差出人氏名ヲ經由簿ニ登記

シ關係員及ヒ村長ノ檢印ヲ受ケタル後文書ノ餘白ニ經由ノ印ヲ(様式別記)捺シ之ヲ其宛名ノ官公

署等ニ送付スヘシ

村長ノ與書證印ヲ要スヘキ文書ハ其ノ件名及差出人ノ氏名ヲ證印簿ニ登記シ關係員及ヒ村長ノ

捺印ヲ受ケタル後本紙ニ與書ヲナシ村長ノ職印ヲ押捺シ之ヲ其宛名ノ官公署等ニ送付スヘシ

但差出本人ノ請求ニヨリ本人ニ交付シテ差支ナキモノト認ムルトキハ之ヲ本人ニ交付スルコ

トヲ得

第十八條 機密文書ニハ(祕)例規トナルヘキ文書ニハ(例規)親展トシテ發送スルモノニハ(親展)

至急ヲ要スルモノニハ(至急)書留郵便別配達郵便特使差立等特殊ノ發送ヲ要スルモノニハ其ノ  
旨ヲ回議書欄外ニ朱記スヘシ

第十九條 發送文書ハ各主任ニ於テ之ヲ作り發送簿ニ照ラシテ番號ヲ付シ其文書ト回議書トニ割  
印ヲ爲シ發送スヘシ

但村ノ公告ニシテ令達ニ係ルモノハ庶務主任ニ於テ其公告ノ順次番號ヲ記入スルモノトス

第二十條 文書ヲ發送セントスルトキハ各主任ニ於テ發送簿ニ其發送月日ヲ登記シ親展トナスヘ

キモノハ其封皮ニ親展ノ文字ヲ表記シ庶務主任ニ廻付スヘシ

願届等ノ本人又ハ代人ニ直接交付スルモノハ各主任ニ於テ其ノ旨ヲ發送簿ニ記入シタル上之ヲ

交付スヘシ

現金又ハ金券若クハ物品ヲ發送セントスルトキハ之ヲ收入役ニ廻付シ收入役ハ相當ノ手續ニヨ

リ之ヲ發送スヘシ

第二十一條 取扱中ノ文書ハ一事件毎ニ區分シ一定ノ場所ニ之ヲ保存スヘシ

第二十二條 完結文書ハ其完結ト同時ニ收受發送簿ヲ添ヘ庶務主任ニ廻付シ庶務主任ハ之ヲ査閲

シ其完結ヲ認メタル上發送簿ニ「完結」ノ印ヲ捺シ之ヲ當該主任ニ返付スヘシ

第二十三條 完結文書ハ總テ各主任ニ於テ其ノ完結順ニ編綴シ每曆年一冊ト爲スヘシ



但場合ニ依リ一年數冊又ハ數年一冊ト爲スコトヲ得

編綴文書ハ例規綴ヲ除ク外翌年末迄ニ庶務主任ニ引繼クヘシ

令達通牒指令其他執務上ノ例規トナルヘキ文書ハ別ニ之ヲ編綴スヘシ

第二十四條 庶務主任ニ於テ發送スルモノニシテ其宛名ノ同一ナルモノハ之ヲ合封シ書留郵便別配達郵便特使差立等必要ノ事項ヲ封皮ニ表記シ郵便電信ニ付スルモノハ切手ヲ貼付シ其宛名及ヒ量目稅額ヲ郵便端書切手受拂簿ニ特使ヲ以テスルモノハ特使ト各其帳簿ニ記入シタル上之ヲ發送スヘシ

郵便又ハ特使ニ付セスシテ發送又ハ交付スル文書アルトキハ其文書ノ番號件名受取人及ヒ發送交付ノ方法ヲ其帳簿ニ記入スヘシ

#### 第四章 吏員ノ服務

第二十五條 各員參應シタルトキハ直ニ出勤簿ニ捺印シテ出勤ヲ表スヘシ若シ疾病忌服等ニ依リ參應スルコト能ハサルトキハ出勤時間後晚クモ一時間以内ニ其旨届出ヘシ疾病ノ爲メ引籠七日ニ及ヒタルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ届出ヘシ尙引籠リ治療ノ場合ハ十五日毎ニ同様ノ届出ヲ爲スヘシ

轉地療養ヲ爲サントスルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ豫メ其日數ヲ定メ願出テ許可ヲ受クヘシ

參應時間後三十分ヲ過キ參應シタル者又ハ退應時間前ニ退應セントスル者ハ其事由ヲ申出テ許可又ハ承認ヲ受クヘシ

第二十六條 父母ノ病氣看護又ハ展墓等ノ爲メ任地ヲ離レントスル者ハ其ノ旅行日數並其旅行先ヲ定メ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十七條 出張疾病忌服賜暇等ニ依リ參應セサル場合各ハ自己擔當ノ事務ハ之ヲ同僚ニ引繼キ毫モ差支ナキ權取計フヘシ

第二十八條 公務ノ爲メ出張シタルトキハ歸應ノ日又ハ其翌日迄ニ之カ復命ヲ爲スヘシ

第二十九條 退應ノトキハ其取扱中ニ屬スル書類物品ヲ整頓シ一定ノ場所ニ藏置シ收受發送簿ハ宿直員ニ引繼クヘシ

第三十條 退應後又ハ休日ニ參應シタルトキハ其ノ事由ヲ宿直員ニ申出ツヘシ

第三十一條 風火水災其他非常ノ事變アリタルトキハ召集ヲ待タスシテ參應シ村長ノ指揮ヲ受クル違ナキ場合ハ臨機ノ措置ヲ爲スヘシ

第三十二條 公文書類ハ職務上ノ外之ヲ他ニ示シ又ハ謄寫セシムルコトヲ得ス

#### 第五章 宿 直

第三十三條 出勤時間外及休暇日ノ事務ノ處理及應舎内外取締ノ爲メ宿直ヲ置ク宿直ハ一名トシ



書記輪番之ニ當ル

第三十四條 宿直員ノ勤務ハ通常ハ退廳時間ヨリ翌日ノ參廳時間迄トシ休日ハ平日ノ參廳時間ヨリ翌日ノ參廳時間迄トス

第三十五條 宿直當日出張又ハ疾病等ノ爲メ勤務シ難キモノアルトキハ庶務主任村長ノ指揮ヲ受ケ臨時ニ宿直員ヲ定ムヘシ

第三十六條 宿直員ハ時々役場ノ内外ヲ巡視シ暴風雨其ノ他異常ノ場合ハ殊ニ警戒スヘシ  
巡視時刻ハ宿直日誌ニ記載スヘシ

第三十七條 宿直員文書物品ヲ受付ケタルトキハ件名又ハ其品名等ヲ宿直日誌ニ記載シ其翌日文书類ハ庶務主任ニ金品ハ收入役ニ廻付スヘシ

翌日ニシテ休日ニ當ルトキハ交代員ニ引繼グヘシ  
電報及ヒ至急ノ標記アル親展書ハ各其受信者ニ至急ヲ要スル文書ハ即時各主任ニ送付シ各受領ノ認印ヲ徴スヘシ

第三十八條 宿直員ニ於テ文書又ハ物品ヲ發送スルトキハ第二十二條ニ據ルノ外其番號件名發送先郵便料金額等ヲ宿直日誌ニ記載シテ發送ノ手續ヲ爲スヘシ  
埋葬認許證ノ下付ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ據ルヘシ

第三十九條 陸海軍召集等ノ場合ニ於ケル心得ハ別ニ定ムル所ニ據ルヘシ

第四十條 非常ノ事變アリタルトキハ其事變又後日ノ參考トナルヘキ事項發生シタルトキハ其事項ヲ宿直日誌ニ詳記スヘシ  
宿直日誌ハ次日村長ノ閱覽ニ供スヘシ

四、會計規程

奥戸村會計規程

第一條 村經濟ニ屬スル會計ハ本規程ニ依リ之ヲ整理ス

第二條 村會ニ於テ豫算表及豫算ノ變更若クハ費目ノ流用其ノ他收支ニ關スル議決ヲ爲シタルトキハ村長ハ其ノ議決後許可ヲ受ケヘキモノニ付テハ其ノ許可ヲ受ケタル後五日以内ニ議決書ノ謄本ヲ收入役ニ交付ス村長ニ於テ村會ノ議決ニ基キ費目ノ流用ヲ爲シタル場合其ノ他之ニ準スヘキ決定ヲ爲シタル場合及ヒ町村制第四百三十三條第一項ニ依リ郡長カ豫算ニ加ヘタル場合亦同シ

第三條 村稅其ノ他諸收入金ヲ徵收スルニハ村長ハ先ツ徵收原簿(第一號) (第一號樣) (第一號樣) (第一號樣)ヲ調製シ該原簿ニ依リ徵稅令書(第六號) (第六號樣)又ハ納額告知書(第七號) (第七號樣)ヲ作り徵收期限十五日以前(第一號樣) (第一號樣) (第一號樣) (第一號樣)其他諸收入金督促手数料ニ關スル條例ニ依リ發布スル納額告知書及ヒ(第一號樣) (第一號樣) (第一號樣) (第一號樣)督促令狀ノ期日ハ條例ノ規定ニ從ヒ隨時徵收ニ關スルモノハ其都度ニ各納人ニ配付シ同時ニ其原簿ヲ收入役



ニ交付ス村税其ノ他諸收入金ノ納期ヲ過キ完納セサルモノアルトキハ村長ハ滯納整理簿(第二號樣式)ヲ調製シ該簿ニ依リ督促令狀(第九號樣式)ヲ作り各納人ニ配付シ同時ニ其整理簿ヲ收入役ニ交付ス  
收入役ハ前項ノ帳簿ハ納期限經過ノ後村長ニ返還スヘシ

第四條 收入役ニ於テ現金ヲ收入スルトキハ納人ヲシテ徵稅令書、納額告知書又ハ督促令狀ヲ差出サシムヘシ

收入役ハ徵稅令書又ハ納額告知書ト徵收原簿督促令狀ト滯納整理簿トヲ照合シ徵收原簿滯納整理簿及ヒ領收證ニ受領年月日ヲ記入シ捺印ノ上其ノ令書又ハ告知書ハ之ヲ存置シ領收證ハ之ヲ納人ニ交付スヘシ

第五條 徵稅令書納額告知書又ハ督促令狀ニ依リテ收入シ難キモノハ村長ニ於テ收入命令書(第八號樣式)ヲ作り收入役ニ交付ス

第六條 收入役ニ於テ現金ヲ收入シタルトキハ歲入簿(第三號樣式)及ヒ現金受拂簿(第四號樣式)ニ記載スヘシ

第七條 村長ヨリ收入役ニ對シ支出ヲ命令スルニハ第十號樣式ヲ以テスヘシ

但請求書ニ命令文ヲ記入シ支出命令書ト爲スコトヲ得

又前項請求書ノ末尾ニ受領文ヲ記入セシメ領收證ニ代用スルコトヲ得

第八條 收入役ニ於テ支出命令ヲ受ケタルトキハ先ツ豫算ニ對照シ正當本人ノ領收證ト引換ニ現

金ヲ拂渡スヘシ

領收證ニハ支出命令ノ番號及歲出科目等ヲ朱記スヘシ

第九條 收入役ニ於テ仕拂ヲ爲シタルトキハ歲出簿(第五號樣式)及ヒ現金受拂簿ニ記載スヘシ

第十條 收入役ハ例月檢査定日前歲入出計算書(第十一號樣式)ヲ調製シテ村長ニ提出スヘシ

第十一條 町村制第二百一十一條ニ依ル村長ノ例月檢査ハ毎月十日迄ニ其前月分ニ付之ヲ爲ス

前項ノ檢査ハ收入ニ在リテハ徵稅令書、納額告知書、督促令狀及ヒ收入命令書支出ニ在リテハ支出命令書及ヒ領收證ヲ關係諸帳簿其他歲入出計算表ニ照合シ其ノ適否ヲ査閱スルモノトス

第十二條 村長ニ於テ右ノ檢査ヲ了ヘ正當ト認メタルトキハ現金受拂簿月末欄ノ上部ニ檢査済ト朱記シ檢印ス

第十三條 收入役ヨリ村長ニ提出スル證書類ノ整理ハ收入ニ在リテハ歲入簿支出ニ在リテハ歲出簿ノ内譯科目別ニ調理シ一々證書類ノ枚數金額ヲ記入シ更ニ款項ノ合計金額枚數ヲ表記シ款毎ニ之ヲ編綴スヘシ

但シ編綴上大部ニ屬スルモノハ便宜分綴スルモ妨ケナシ

第十四條 證書類ニ記載スル計數文字ハ一、二、三、十ヲ用キスシテ壹、貳、參、拾ヲ用ユヘシ  
諸帳簿ノ誤記訂正ハ誤記ノ部分ニ朱線ヲ直畫シ正當ナルモノヲ右ノ傍ニ記載スルモノトス



證書類ノ文字ハ改竄セサルモノトス若シ挿入削除アルトキハ欄外ニ其ノ旨ヲ記載シ正當債主ヲシテ之ニ捺印セシムヘシ

但該捺印ハ氏名ノ下ニ於ケルモノト同一タルヘキハ勿論トス

第十五條 諸帳簿ハ會計年度毎ニ之ヲ更新ス

證書類ノ編綴亦同シ

特別會計ニ屬スルモノハ別ニ帳簿ヲ設ケテ之ヲ整理スヘシ

但特別會計ニ屬セサル帳簿ト合綴スルヲ妨ケス

第十六條 本規程ニ依ル諸帳簿其ノ他ノ様式ハ明治四十四年十月東京府訓令第三十四號町村會計規程準則ノ様式ニ據ル

### 五、物品出納規程

#### 奥戸村物品出納規程

第一條 此規程ニ於テ物品ト稱スルハ文書、債券、及工事用材料ヲ除キタル村有ノ備品、消耗品其他一切ノ動産ヲ謂フ

第二條 物品ノ出納ハ年度ヲ以テ區分シ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル十二月ヲ以テ一年度トス

但シ所屬年度ハ出納シタル日ニ依リ區分スヘシ

第三條 物品ハ村長ノ命令アルニ非レハ之ヲ出納スルヲ得ス

第四條 物品ノ購入生産其他收入役ノ保管ニ屬スルヲ納トシ消耗、賣却、亡失、廢棄、生産ノ爲

メ消費其他收入役ノ保管ヲ離ル、ヲ出トス

第五條 收入役ハ前條ノ保管ニ屬スヘキ物品ヲ接受スルトキハ物品出納簿ニ登載スヘシ

第六條 收入役ハ物品ヲ交付スルトキハ其受領者ヲシテ出納簿ニ證印セシムヘシ

返納品アリタルトキハ收入役ニ於テ出納簿ニ登記スヘシ

第七條 交付ヲ受ケタル物品ニシテ不用ニ歸シタルモノ、修繕ヲ要スルモノ、又ハ使用ニ堪ヘサルモノアルトキハ直ニ返納スヘシ

第八條 物品ノ亡失毀損アリタルトキハ保管ノ責アルモノハ事由書ヲ調製シ直ニ村長ニ届出ツヘシ

第九條 毀損其他ノ事項ニ依リ修補ヲ加ヘ難キ物品ハ之ヲ廢棄品トシテ整理スヘシ

第十條 收入役ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ物品ノ出納ヲ整理スヘシ

#### 備品出納簿

#### 消耗品出納簿



物品收納簿

廢棄品整理簿

前項帳簿ノ外必要ナル補助簿ヲ設クルコトヲ得

第十一條 貯藏ノ物品ハ收入役其ノ他ノ物品ハ使用吏員之ヲ保管スヘシ

第十二條 貯藏物品ハ取締アル場所ニ藏置シ品種ヲ區分シテ照合ニ便ナラシムヘシ

第十三條 村長ハ毎年度一回以上物品出納ノ整理及ヒ現品ヲ檢閱ス收入役交替シタルトキ亦同シ

第十四條 此規定ニ依ル帳簿其ノ他ノ様式ハ明治四十四年十月東京府訓令第三十五號町村物品出納規程準則ノ様式ニ據ル

六、村有財産管理規程

奥戸村有財産管理規程

第一條 奥戸村有財産ハ此ノ規程ニ依リ管理ス

第二條 財産ハ左ノ區別ニ從ヒ各臺帳ヲ設ケ土地建物有價證券現金等口座ヲ分チテ其ノ種類員數所在等ヲ詳記シ且ツ其ノ計算ヲ明確ニスルモノトス

一 基本財産

一 學校基本財産

但歲出ニ充ツル現金並ニ現ニ公用ニ供スル備付品器具機械圖書類ハ此ノ限ニアラス

第三條 土地建物ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ村會ノ議決ニ依リ五箇年ヲ超ヘサル期間之ヲ貸貸ス

但特別ノ事由アルモノハ村會ノ議決ニ依リ本例ニ依ラサルコトヲ得

第四條 公債證書株券債券等ノ類ハ村會ノ議決ニ依リ確實ナル銀行ニ保護預ケト爲スカ又ハ役場備置ノ堅牢ナル鐵製金庫ニ藏置スルモノトス

第五條 現金ハ村會ノ議決ニ依リ公債證書又ハ確實ナル銀行會社ノ株券債券ニ換ヘテ管理スルモノトス

但特別ノ事由アル場合ニ於テハ村會ノ議決ニ依リ公共團體又ハ個人ニ貸付スルコトヲ得

第六條 現金寡少ナルカ又ハ特別ノ事由ニ依リ公債證書株券債券等ニ換ヘ難キ場合ハ村會ノ議決ニ依リ一時之ヲ郵便貯金又ハ銀行預金ト爲スコトヲ得

第七條 本規程ニ依リ現金ヲ除ク他ノ財産ノ貸付ハ總テ公ケノ入札ニ付スルモノトス但左ノ場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

- 一 直接公用ニ供スル爲メ又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲ニスルトキ
- 一 見積價格百圓以内ノ財産ナルトキ



一 公入札ニ付スルモ入札者ナキトキ又ハ再度ノ入札ニ付スルモ尙豫定額ニ達セザルトキ  
第八條 本規程ニ依リ財産ノ貸付預入ヲ爲スニハ別ニ規定アルモノ、外借主預主ヨリ契約證書ヲ  
徴スルモノトス

但其ノ契約證書ニハ左ノ事項ヲ記載セシムルコトヲ要ス

一 用法期間貸付料又ハ利子償還方法又ハ納付期間擔保品並擔保額債權者債務者保證人契約年  
月日

一 村公共ノ用ニ供スル必要アルトキハ何時ニテモ契約ヲ解除スルコト

一 契約解除ノ場合ニ於ケル貸付料預料等ノ計算ニ關スルコト

一 損害賠償ニ關スルコト

一 修理其他費用ノ負擔ニ關スルコト

一 轉貸其他使用ノ目的變更ニ關スルコト

第九條 本規程ニ依リ徵スル擔保品ハ政府發行ノ公債證書並ニ地方發行ノ公債證書又ハ確實ト認  
ムル會社銀行ノ株券若クハ土地建物トシ其價ハ時價ノ七分以内トス

前項ノ擔保品中土地建物ハ總テ第一抵當ニシテ確實ナル收益ノ見込アルモノトス

第十條 保證人ハ身元確實ナル能力者ニシテ辨償ノ資力ヲ有スル者ニ限ル

附 則

第十一條 本規程ハ明治四十一年度ヨリ施行ス

七、名譽職員報酬費用辨償額及其支給規程

奥戸村名譽職員報酬費用辨償額及其支給規程

第一條 名譽職村長名譽職助役及區長並區長代理者其他名譽職員ノ報酬費用辨償額ハ別表定ムル  
所ニ據ル

但毎年度ノ支給額ハ其年度ノ豫算ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 支給金額ノ計算上ニ厘位ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨テ錢位ニ止ム

第三條 日割計算法ハ其月ノ現日數ニ依ル

第四條 支給日ニシテ休日ニ當ルトキハ之ヲ繰下ク

第五條 村長助役ノ報酬ハ年額ヲ十二分シ其月割額ヲ毎月二十一日之ヲ支給ス

支給日以後ニ就職シ又ハ支給日以前ニ退職若クハ死亡シタルトキハ其就職退職死亡ノ際之ヲ支  
給ス

第六條 新ニ就職シタル者ニシテ其就職ノ日、月ノ十五日以前ナルトキハ全月分十五日以後ナルト  
キハ半月分ヲ支給ス



増額又ハ減額ノ場合ハ其増額減額決定ノ日ヨリ日割ヲ以テ計算ス  
但支給後減額ノ場合ハ返還セシムルノ限ニアラス

第七條 費用辨償額及報酬(村長助役ノ報酬ヲ除ク)ハ年額ヲ二分シ毎年三月、九月各其月ノ二十一日ニ之ヲ支給ス  
新ニ就職シ又ハ退職シタル者ニシテ一箇年ニ滿タサル者ハ、月割ヲ以テシ、一箇月ニ滿タサル者ハ、十五日迄ハ半箇月、十六日以上ハ、一箇月トシテ計算ス

第八條 臨時委員ニハ費用辨償ヲ支給スルノ外別ニ報酬ヲ給セス  
費用辨償額ハ出務日數ニ應シ之ヲ支給ス

他町村他郡區他府縣ニ出張ノ場合ハ出務日當額ノ三倍迄ヲ支給スルコトヲ得

(別表)

村長助役及委員其他名譽職員報酬費用辨償額

職名	報酬(年額)	費用辨償額	
		年額	出務日當額
村長	百貳拾圓以上參百六拾圓迄	五拾圓以上百貳拾圓迄	—
助役	六拾圓以上參百圓迄	拾圓以上五拾圓迄	—
區長	六圓以上參拾圓迄	壹圓以上五圓迄	—

區長代理者	壹圓以上五圓迄	壹圓以上參圓迄	—
常設學務委員	貳圓以上拾貳圓迄	壹圓以上六圓迄	—
同 衛生委員	八圓以上貳拾圓迄	貳圓以上拾圓迄	—
臨時委員	—	—	壹圓
村會議員	—	—	壹圓
村會議員選舉立會人	—	—	壹圓

八、有給吏員給料額及其支給規程

奥戸村有給吏員給料額並ニ其支給規程

第一條 有給吏員以下給料額ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ支給ス

一 收入役及ヒ書記ノ等級月給額左表ノ通りトス

職名	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
收入役	貳拾圓	拾七圓	拾五圓	拾貳圓	拾圓	九圓	八圓	七圓
書記	貳拾五圓	貳拾貳圓	貳拾圓	拾七圓	拾五圓	拾參圓	拾壹圓	九圓

但一級ノ給料額ヲ受ケ引續キ二年以上精勤シタルモノニシテ尙ホ増給ノ必要ヲ認ムルトキハ特ニ金參拾圓迄支給スルコトヲ得



- 二 雇員ノ給料額ハ月給八圓以上拾五圓以下若クハ日給參拾錢以上六拾錢以下トス
- 三 使丁給料ハ月給壹圓以上拾貳圓以下若クハ日給拾錢以上六拾錢以下トス
- 第二條 月給ハ毎月二十一日之ヲ支給ス當日休日ニ當ルトキハ繰下ケトス
- 第三條 日給ハ勤務日數ニ依リ毎月二十一日其ノ前日迄ノ分ヲ支給ス當日休日ニ當ルトキハ繰下ケトス

但年度末ノ月ニアリテハ其月二十一日ヨリ末日迄ノ分ヲ翌月四日之ヲ支給ス當日休日ニ當ルトキハ繰下ケトス

第四條 前條ノ勤務日數ニハ一般ノ休日及賜暇忌引又ハ公務ニ起因シタル疾病傷痍等ノ爲メノ缺勤日數ヲ算入ス

第五條 新任ハ其職務ニ就キタル日ヨリ増給減給ハ發令ノ翌日ヨリ日割計算ヲ以テ之ヲ支給ス日割計算ノ法ハ其ノ月ノ現日數ニ依ル

第六條 月給ノ者退職解職又ハ死亡ノトキハ第二條ノ支給日ニ拘ハラス當月分ノ全額ヲ其際支給ス但自己ノ便宜ニ依リ退職シタル者又ハ懲戒處分若クハ刑事訴追ノ爲メ解職トナリタルモノ及第十條ニ該當ノ者ハ其ノ月ノ給額ニ依リ日割計算ヲ以テ之ヲ支給ス

日給ノ者ニハ退職解職又ハ死亡ノ日迄ノ分ヲ第三條ノ支給日ニ拘ラス其退職解職又ハ死亡ノ際

之ヲ支給ス

第七條 滿期再任者ハ勤績者ト看做ス

第八條 退職者ニシテ事務引繼殘務整理ノ爲メ命ヲ承ケ特ニ公務ニ從事スルトキハ其間尙従前ノ給料ヲ其勤務日數ニ應シ支給ス

第九條 陸海軍ノ軍籍ニ在ル者ニシテ召集セラレ政府ヨリ俸給ヲ受クルノ間ハ本職給料ノ支給ヲ停止ス

但政府ヨリ受クル俸給額本職給料額ヨリ少ナキトキハ其ノ不足額ヲ補給ス

第十條 私事故障ニ依リ執務セサルコト二十日ヲ踰ユル者及ヒ病氣ノ爲メ執務セサルコト六十日ヲ踰ユル者ハ給料ノ半額ヲ減ス此半額ノ支給ヲ受クル者ニシテ尙執務セサルコト一箇月ヲ踰ユル者ハ其ノ支給ヲ停止ス

但シ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ハ此ノ限ニアラス

附 則

第十一條 本規程ハ明治四十四年四月一日ヨリ施行ス

九、有給吏員旅費支給規程

奥戸村有給吏員旅費支給規程



第一條 有給吏員公務ニ依リ他ニ出張又ハ旅行スルトキハ本規程ニ依リ旅費ヲ支給ス

第二條 旅費ハ別表ニ定ムル所ニ從ヒ順路ニ依リテ之ヲ支給ス

公務ノ都合ニ依リ順路ニ依ラサル場合ハ其ノ現ニ通過シタル路程ニ依ル

但所轄郡役所又ハ所轄稅務署ヘノ出張ハ一日金八拾錢所轄郡役所ト稅務署トヲ兼ネ出張シタルトキハ金壹圓貳拾錢東京府廳又ハ東京區裁判所ヘノ出張ハ一日金壹圓貳拾錢東京府廳ト東京區裁判所トヲ兼ネ出張シタルトキハ金壹圓五拾錢ヲ支給シ別ニ旅費日當ヲ支給セス

第三條 汽車旅行ニハ汽車賃水路旅行ニハ船賃其ノ他ノ旅行ニハ陸路旅行トシ車馬賃ヲ支給ス

第四條 宿泊料ハ夜數ニ應シ日當ハ日數ニ應シテ之ヲ支給ス

但シ水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス

第五條 旅費ノ支給ニ關シテハ旅行日數ハ出張地ニ於ケル滞在日數及途中已ムヲ得サル事由ノ爲メ要シタル日數ヲ除クノ外汽車旅行ハ二百哩水路旅行ハ百海里陸路旅行ハ十二里ニ付一日ノ割合ヲ以テ計算ス

但一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス

第六條 公費ヲ以テ雇上ケタル船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ汽車賃、船賃、車馬賃ヲ支給セス

第七條 陸路六里未滿汽車路四十八哩未滿水路三十海里未滿ノ旅行ニ在リテハ公務ノ都合ニ依リ宿泊シタル場合ヲ除クノ外其支給スヘキ日當ハ定額ノ半額トス一旅行ニシテ陸路汽車路又ハ水路ニ互ルトキハ汽車路ハ八哩水路ハ五海里ヲ以テ陸路一里ト看做シ前條ノ規定ヲ準用ス

第八條 本村内ノ巡廻ニシテ多數ノ時間ヲ要シタルトキハ定額ノ半額以内ノ日當ヲ支給スルコトヲ得

第九條 新任者ニシテ特ニ召喚シタル場合ハ本規程ニ依ル旅費ヲ支給ス

第十條 定額ノ汽車賃、船賃又ハ車馬賃ヲ以テ實費ヲ支辨シ難キ場合ニ在リテハ其實費額ヲ支給スルコトヲ得

第十一條 汽車賃船賃又ハ車馬賃ハ各其ノ路程ヲ通算シテ之ヲ支給ス

但通算上一哩一海里又ハ一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

第十二條 年度又ハ日ニ依リテ旅費ヲ區分計算スル必要アル場合ニ於テ其ノ區分判明ナラサルトキハ最近ノ到達地ニ著シタル日ヲ以テ其ノ路程ヲ區別シ計算ス

第十三條 旅行中退職ト爲リタル者ニハ舊在職地ニ至ル前職相當ノ旅費ヲ支給ス

但刑事裁判又ハ懲戒處分ニ依リテ解職セラレタル者ハ此ノ限リニアラス

前項ノ場合ニ於テハ第五條ニ定メタル旅程ノ割合ヲ以テ計算シタル日數ニ依リ旅費ヲ支給ス



旅行中死亡シタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ準シ旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス

第十四條 事務引繼殘務調理等ノ爲メ退職者ニ旅行ヲ命スルトキハ前職相當ノ旅費ヲ支給ス

附 則

第十五條 本規程ハ明治四十四年四月一日ヨリ施行ス

(別表)

職名	汽車賃	船	賃	車馬賃	宿泊料	日
	一哩ニ付		一海里ニ付	一里ニ付	一夜ニ付	一日ニ付
收入	四錢	四錢	貳錢	貳拾錢	壹圓	五拾錢
書記	四錢	四錢	貳拾錢	壹圓	五圓	五拾錢
雇員	四錢	四錢	拾五錢	八拾錢	四拾錢	四拾錢

一〇、學校職員役場吏員賄料支給規程

小學校職員及役場吏員賄料支給規程

第一條 小學校職員及村吏員賄料ハ本規程ニ依リ毎月二十一日之ヲ支給ス

第二條 宿直料ハ一夜金拾貳錢臨時賄料ハ金拾五錢ト定ム

第三條 上司ノ命令又ハ許可ヲ受ケ退應時刻後引續キ夜間迄勤務シタル者ニハ臨時賄料一賄分徹夜勤務シタル者ニハ二賄分ノ賄料ヲ支給ス

但宿直員ニシテ徹夜勤務シタルトキハ臨時賄料一賄ヲ加給ス

一一、學校教員住宅料支給規程

小學校教員住宅料支給規程

第一條 本村立小學校教員ニシテ本村内ニ居住スル者ニハ本規程ニ依リ住宅料ヲ支給ス

第二條 小學校教員ニ支給スヘキ住宅料ノ額ハ左ノ如シ

一 校長 一箇月 金貳圓以上

一 其他ノ教員 一箇月 金壹圓五拾錢以上

第三條 住宅料ハ毎月二十一日(休日ニ當ルトキハ繰下ク)之ヲ支給ス

第四條 新任轉任又ハ他町村居住者ニシテ本村内ニ移住シ其ノ移住カ其月ノ十五日以前ナルトキハ全月分十五日以後ナルトキハ半月分ヲ支給ス

第五條 退職轉職又ハ他ニ轉住シタルトキハ前條ノ規定ニ依リ之ヲ支給ス

在職中死亡シタル者ニハ全月分ヲ支給ス

第六條 本村ヨリ住宅ノ貸與ヲ受クル者ハ其貸與ヲ受クル間又轉地療養等ノ爲メ村内ニ居住セサルコト三十日以上ニ及フ者アルトキハ其歸住ノ日迄支給ヲ停止ス

支給ヲ開始スル場合ハ日割計算ニ依ルモノトス



第七條 居住者移轉者歸住者ハ其ノ居住移轉歸住ノ年月日及其居住地移轉地歸住地ヲ詳記シ村長

ニ届出ツルモノトス

但校長ヲ經由スヘシ

附 則

第八條 他町村ニ居住スル者(監督官廳ノ認可ヲ受クルハ勿論)ト雖モ學校トノ距離二十町以内ニ在ルモノハ當分ノ内  
前例ニ依リ支給スルコトヲ得

一、學校使丁定員給料額並支給規程

小學校使丁定員及給料額並支給規程

第一條 小學校使丁ノ定員及其給料額左表ノ通り定ム

第二條 給料ハ毎月二十一日(當日休日ナルトキハ繰下ク)之ヲ支給ス

第三條 病氣其他事故ノ爲メ三十日以上缺勤シタルトキハ月給ノ半額ヲ減ス其缺勤六十日ヲ踰ユ  
ルトキハ之ヲ支給セス

第四條 新ニ雇入レタル者ニハ日割計算ヲ以テ支給シ解雇ノ場合ハ其月ノ全額ヲ支給ス

(左表)

奥戸 <small>尋常高等</small> 小學校	定員二名	月給	一名金五圓以上金七圓迄 一名金拾圓以上金拾五圓迄
----------------------------	------	----	-----------------------------

同 下小松分教場 同 一名 同 金壹圓五拾錢以上金參圓迄

上平井尋常小學校 同 一名 同 金五圓以上金八圓迄

一三、村會議事規則

奥戸村々會議事規則

第一章 議場整理

第一條 議員ノ席次ハ改選毎ニ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

但シ抽籤ノ際ニ缺席議員アルトキハ書記之ニ代リテ抽籤ス

補缺議員ハ其ノ前任者ノ席次トス

第二條 議員缺席スルトキハ其ノ事由ヲ當日開會時刻迄ニ議長ニ届出ツヘシ

第三條 議員退席セントスルトキハ議長ノ許可ヲ受クヘシ遲參者ノ著席亦同シ

第四條 議事中議員ハ私語其他總テ議事ヲ妨グルノ舉動アルヘカラス

第五條 議場ニ在リテハ氏名ヲ稱ヘスシテ其席次番號ヲ稱フヘシ

第六條 議長ハ必要ト認ムルトキハ議員ノ發言ヲ止メ又ハ議事ヲ中止スルコトヲ得

第二章 議 事

第七條 會議ノ時間ハ議長之ヲ定ム



會議ハ議長ノ宣告ニヨリ開閉ス

第八條 會議ヲ開クトキハ議長書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシムヘシ

但議長ハ議場ニ諮リ其ノ朗讀ヲ省略スルコトヲ得

第九條 議事ハ第一讀會第二讀會第三讀會ニ區別ス

但議長ノ意見又ハ議員ノ請求ニ依リ之ヲ議場ニ諮リ第一讀會若クハ第二讀會ヲ以テ確定議トナスコトヲ得

第一讀會ニ於テハ議案ノ大體ニ就キ討議シ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決シ否決シタルトキハ其議案ハ消滅シタルモノトス

第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐條審議スルモノトス議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ請求ニ依リ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ合セ若クハ一條ヲ分チテ討議ニ付スルコトヲ得

第三讀會ニ於テハ全案ニ就キテ確定ノ議決ヲナスモノトス

第十條 修正說ヲ提出セント欲スルモノハ之ヲ筆記シ議長ニ差出スヘシ

但議席ニ於テ之ヲ陳述スルコトヲ得

修正說ハ第二讀會及第三讀會ニ於テ之ヲ提出スルコトヲ得

修正說ハ第二讀會ニ於テ賛成ナキモノ及第三讀會ニ於テ三名以上ノ賛成ナキモノハ議題ト爲ス

コトヲ得ス

第十一條 議題ノ順序ニ付異議アルトキハ議事ニ先ダチ之ヲ會議ニ付スヘシ

第十二條 建議ノ動議ハ三名以上ノ賛成アルニアラサレハ議題トナスコトヲ得ス

第十三條 建議案ニシテ否決シタルモノハ其ノ會期中再ヒ提出スルコトヲ得ス

### 第三章 發言

第十九條 議員發言セントスルトキハ起立シテ議長ト呼ヒ議長ノ許可ヲ受クヘシ若シ同時ニ二名以上發言ヲ求ムルトキハ議長ハ其内ノ一名ニ發言ヲ許可スヘシ

第二十條 發言ハ渾テ議長ニ向テ之ヲ爲シ議員間互ニ辯論問答スルコトヲ許サス又辯論問答ノ言辭ニシテ誹毀又ハ暴言ニ涉ルヲ許サス

第二十一條 議員ハ會議中ノ議事未タ了ラサル間ハ他ノ事件ニ涉リ言論スルコトヲ得ス但議長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ此ノ限ニアラス

第二十二條 議長意見アルトキハ副議長ヲシテ代ラシメ其席ニ著キテ之ヲ述フヘシ

### 第四章 決議

第二十三條 出席議員ハ可否ノ數ニ加ハラサルヲ得ス

第二十四條 可否ヲ決スルノ法ハ起立ヲ以テス



但會議ノ議決ヲ以テ投票ヲ用フルコトヲ得

第二十五條 議案朗讀後發言者ナキトキハ議長ハ原案ニ對シ全會一致異議ナキモノト認ムル旨ヲ宣告シテ之ヲ決スルコトヲ得

第二十六條 修正案ハ原案ニ先チテ可否ヲ決スヘシ若シ修正案數多アルトキハ其最モ原案ニ異ナルモノヲ先ニスヘシ採決ノ順序ニ付異議アルトキハ討論ヲ用ヒス採決スヘシ

第二十七條 議長ニ於テ論旨盡キタリト認ムルトキハ何時ニテモ議場ニ諮リ採決スルコトヲ得

### 第五章 委員

第二十八條 議案又ハ修正案ハ議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ請求アルトキハ會議ノ議決ヲ以テ委員ニ附託シ審査セシムルコトヲ得

第二十九條 委員ノ數ハ奇數ヲ用ヒ其員數ハ會議ノ議決ニ依リ之ヲ定ム委員ハ議員之ヲ互選ス但會議ノ議決ニ依リ其選任ヲ議長ニ依託スルコトヲ得

第三十條 委員會ノ議事ハ過半數ノ委員出席シ其出席委員ノ過半數ニ依テ決シ其議決ハ理由ヲ付シ之ヲ議長ニ報告スヘシ

第三十一條 修正案ノ提出者ハ委員會ニ出席シテ其理由ヲ説明スルコトヲ得但可否ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十二條 委員會ノ議事ハ傍聽ヲ許サス

#### 一四、村會傍聽人取締規則

奥戸村々會傍聽人取締規則

第一條 村會ノ議事ヲ傍聽セントスル者ハ會場受付掛ヘ自己ノ住所氏名ヲ申出テ吏員ノ指示スル席ニ著キ傍聽スヘシ

第二條 傍聽席滿員ノトキハ傍聽ヲ拒絕ス

第三條 兇器又ハ兇器ト認ムル物件ヲ携帯シタルモノ及ヒ酩酊シタルモノニハ傍聽ヲ許サス

第四條 傍聽人ハ如何ナル事由アルモ議場ニ入ルコトヲ得ス

第五條 傍聽人傍聽席ニ在ルトキハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 帽子又ハ外套ヲ著スヘカラス

二 傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス

三 飲食又ハ喫煙スヘカラス

四 議員ノ言論ニ對シ可否ヲ表スヘカラス

五 私語疾走號呼其ノ他總テ議場ノ神聖ヲ汚シ會議ノ妨害トナルヘキ舉動アルヘカラス



第二項 規約

一、學校基本財産寄附申合

小學校基本財産蓄積金寄附申合(明治四十四年十二月申合)

第一條 村内有志者(村會議員選舉資格者若クハ之ニ相當スルモノ)ハ明治四十五年ヨリ來ル明治五十四年迄十箇年間ヲ一期トシ毎年金壹圓ツ、奥戸村立小學校基本財産蓄積金ニ寄附スルモノトス

第二條 寄附金ハ年四回ニ分納スルモノトス

第三條 新ニ寄附ヲ申出ツル者又ハ中途ニ於テ寄附金ヲ繼續シ難キ事情發生シタル者ハ村役場又ハ字頭(區長)ニ申出承認ヲ受クルモノトス

第四條 一期間經過後ニ於ケル寄附ニ關シテハ更ニ協定スルモノトス

二、學校卒業生謝恩金寄附申合

小學校卒業生謝恩金寄附申合

第一條 本村小學校卒業生ハ校恩ヲ謝スルノ意思ヲ表示スル爲メ小學校基本財産中へ金員ヲ寄附スルモノトス此寄附金ヲ名ケテ謝恩金ト稱ス

第二條 謝恩金ノ最低額ヲ定ムルコト左ノ如シ

尋常科卒業生 金貳拾錢

高等科卒業生 金五拾錢

第三條 謝恩金ハ學年末即チ三月三十一日迄ニ寄附スルモノトス

第四條 謝恩金寄附臺帳ヲ備ヘ置キ保護者及卒業者氏名並金額等ヲ明記シ之ヲ永久ニ保存ス

三、奥戸村規約

規約改正の主旨

凡て一村落を邦内に成す者、須臾も和平ならざるべからず。蓋し和平は福祉幸慶の本たり。而して和平を得るの方三あり、曰く自治、曰く教育、曰く勤儉、即ち是なり、郷黨、隣里、一家、一身、皆和平を欲せざるは莫し。他なし能く福祉を増し、能く幸慶を進むるは、和平實に其本たればなり。公共團體をして他の制を待たずして助長し、而して能く振肅せしむ、之を自治と謂ふ。國民をして父母に孝に兄弟に友に國憲を重じ國法に遵ひ、義勇公に奉ずるの道を修めしむる、之を教育と謂ふ。事を辨して倦まず、物に當りて費さざる、之を勤儉と謂ふ。斯三の者にして而して其一を闕かば、則ち一身何に由りて以て立たむ、一家何に由りて以て立たむ、隣里より郷黨に迄ふまで、亦何に由りて以て立たむ。苟も其れ此の如くなれば、則ち邦内何に由りて以て和平な



るを得むや。恭みて惟みれば

明治天皇 神聖仁慈、以て四海に君臨し、夙に自治の上諭暨び教育に係る 勅語を下し之に加ふるに戊申の際、更に勤儉に係る 詔書を下し、邦内をして和平ならしめむと宣らせ給へり。其本づく所皆臣民の福祉幸慶を増進するの

叡慮に出でざるは莫し、而して我が奥戸村の一村落は、曲金其他數箇の大字を總括し、南葛飾郡に隸し、以て東京府の所管に屬し近く

輦轂の下に在り。我輩村民たる者、宜しく同心共力し相俱に

叡慮の在る所を服膺し、以て自治の績と、教育の效とを擧げ併せて勤儉の徳を積み上は

天恩に報答し、下は本村の福祉と、村民各自の幸慶とを増進せむことを圖るべきなり。今や我輩深く感ずる所あり、爰に明治二十二年協定の規約を改正し、以て之が實行を期す。因りて聊か其所由を記し、以て之か主旨と爲す。

大正四年八月

東京府南葛飾郡奥戸村規約改正發起者

#### 奥戸村規約

第一條 本村住民ハ本規約ヲ遵奉スル義務アルモノトス

第二條 區長ハ町村制第八十一條ニ掲ケタル職務ノ外區内ノ公共ニ關スル事務ヲ掌理シ特ニ本規

約ノ執行ニ任スルコト

第三條 各區トモ舊慣ノ五人組制ヲ存置シ各組ニ組長一名ヲ置ク組長ハ組合員ノ互選トスルコト

組長ノ任期ハ二箇年トス滿期再選ヲ妨ケサルコト

組長ハ區長ノ指揮監督ヲ受ケ隣保互助ノ主旨ヲ組内ニ實行セシムル責ニ任スルコト

第四條 協議費ヲ以テ支辨スル區内公共ニ關スル事務ヲ處理スル爲メ區内ニ會計掛土木掛ヲ置ク

コト

但必要ニ應シテ其他ノ掛員ヲ置クコト

會計掛土木掛其他ノ掛員ハ俱ニ組長ノ互選トスルコト

第五條 組長及掛員ハ名譽職トスルコト

但掛員ニハ組長ノ協議ニヨリ勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

第六條 協議費ノ出納諸帳簿ハ區長之ヲ保管シ毎年一回村長ノ檢閲ヲ受ケ其收支ハ區内一般ニ報告スルコト

第七條 組長ハ豫テ組内ニ納税ハ國民ノ一大義務ニシテ滞納者ノ有無ハ其村落住民ノ奉公心如何ヲトスルニ足ルヲ以テ誓テ之ヲ怠ルヘカラサル旨ヲ説示シ收入役區内出張ノ場合ハ其日時場所ヲ傳達シ納税者ヲシテ其日時ヲ愆ラス納税セシムルコトニ努メ組内ヨリ滞納者ヲ出スコトナキ



ヲ期スルコト

第八條 組長ハ兵役モ亦國民ノ一大義務ナレハ苟モ組内ニ之ヲ忌避スルカ如キ者ヲ生セシメサルコトニ努ムヘキハ勿論假令之ヲ忌避スルカ如キ行動ナキモ疾病等ニ依リ兵役ヲ免セラル、カ如キ者アリテハ之ヲ忌避スルト同一ノ結果ヲ見ルヘキヲ以テ壯丁ニ對シテハ常ニ衛生ニ留意セシメ其義務ヲ果サシムル様措置スルコト

第九條 組長ハ教育モ亦國民ノ一大義務ニシテ國家百年ノ長計ナレハ苟モ之ヲ忽諸ニ付スヘカヲサル旨ヲ説示シ組内ニ不就學兒童ナカラシメ又就學後ハ缺席セシメサルコトヲ努メ若シ組内ニ學齡兒童ヲ雇入ル、者アルトキハ其雇主ヲシテ保護者ニ代リ就學義務ヲ果サシムルコト

第十條 本村住民ハ本村ノ條例規則ハ國法ト同一ニ嚴守シ苟モ違犯ノ行動ナキヲ期スルコト

第十一條 本村ハ農ヲ以テ村是ト爲スモノナレハ本村住民タル者ハ專ラ意ヲ之ニ致シ生産ノ增收ヲ圖ルヘシ是レ畜ニ一己ノ利益ノミニ止マラス實ニ本村ノ利益ナリ本村ノ利益ハ即チ一國ノ利益ナルヲ以テ本村民トシテ又國民トシテ斯業ニ勵精スルコト

第十二條 村民ハ自今日曜日及一般祝祭日ノ外休業セサルコト

第十三條 冠婚葬祭ハ成ルヘク質素ヲ旨トシ且ツ各自其分ヲ超ヘサルヲ期スヘキコト  
葬儀ニ在リテハ特ニ從來ノ弊風ヲ打破シ最モ質素ニ最モ嚴肅ニ區長及組長ノ指示ニ從ヒ之ヲ行

フコト

組内ハ勿論他ノ組合ト雖モ相互ニ合力保助シ一切飲酒ヲ禁シ忌中膳ハ其親戚者間ニ之ヲ供スルニ止メ之ヨリ尙簡易ナル舊慣アル部落ハ其舊慣ニ從フヘキコト

第十四條 本村住民ハ貧富ノ別ナク常ニ儉約ヲ旨トシ日常ノ飲食衣服ヨリ髮飾履物ノ類ニ至ル迄總テ華美ヲ去リ實用ニ基ツクコト

第十五條 入營歸郷兵アルニ當リテハ其大字村社ニ神酒ヲ供ヘ武運長久ヲ祈リ兵士ト送迎人ト共ニ其神酒ヲ社前ニ於テ拜飲シ一同萬歳ヲ唱ヘ送迎ノ式ト爲シ一切饗應及贈答ヲナサルコト

第十六條 冠婚葬祭等ノ儀禮式典ニ於テ節約シタル金品ハ出來得ル限り之ヲ村有基本財産又ハ小學校基本財産ニ寄附スルコト、スルコト

第十七條 農事改良資金ノ潤澤ヲ圖リ兼テ勤儉貯蓄ノ實行トシテ産業組合ヲ設置スルコト

第十八條 神社ノ祭典ハ最モ謹嚴ニ之ヲ行ヘ敬神愛國ノ精神ヲ發揚スルニ努メ從來ノ弊風ヲ矯正スル目的ヲ以テ無益ノ費用ヲ節約シ其節約シタル金品ハ之ヲ其神社ノ基本財産ニ寄附スルコトトスルコト

第十九條 住民ハ時是レ金ナリト心得公事ハ勿論私事ト雖モ必ス其指定又ハ約束ノ時刻迄ニ出席會合スルコト



第二十條 道路堤塘用惡水路其他公共ノ用ニ供セラル、モノハ之ヲ尊重シ苟モ損壞スル等ノ行爲アルヘカヲサルハ勿論萬一破損又ハ破損ノ恐レアル箇所ヲ發見シタルトキハ之ヲ最寄組長又ハ掛員若クハ區長ニ申告スルコト

第二十一條 道路敷ヲ耕シ又ハ之ニ樹木ヲ栽植セサルコト

道路又ハ土揚敷ノ隣地ニ樹木ヲ栽植セントスルトキハ區長ニ申出テ其承認ヲ受クヘク植樹ノ際ハ枝葉ノ繁茂ヲ慮リテ凡ソ其間ニ一尺以上ノ距離ヲ存シ置クヘキコト

第二十二條 如何ナル場合ト雖トモ刈草削草類ヲ道路ニ散布セサルコト又他人ノ宅地耕地及其畦畔ニ立入り草刈ヲナサ、ルコト

第二十三條 厩肥ノ類ヲ路傍ニ堆積セサルコト厩肥ノ類ヲ路傍等ニ堆積スルトキハ肥料ノ大部分ヲ放散セシムル損失アルノミナラス其臭氣又ハ蠅蟲ノ類胃集シ通行人ノ迷惑モ少カラサルヲ以テ誓テ之ヲ爲サ、ルコト

第二十四條 道路堤塘ノ傍側ニ於テ蔬菜類ヲ洗フトキハ道路堤塘ヲ破損セサル様注意シ板又ハ筵等ヲ布キ之ヲ使用スヘク又通行人ノ妨害トナラサル箇所ヲ選ミ使用スルコト

第二十五條 家禽類ハ放飼セス成ルヘク柵内ニ飼養シ一切他人ノ宅地耕地ニ侵入セシメサルコト

第二十六條 擅ニ他人ノ土地ニ立入り竊其他ノ魚介類又ハ蚯蚓等ヲ捕ラサルコト

第二十七條 用惡水路ヲ締切り搔乾漁ヲナサ、ルコト

但地先縁故者ニシテ區長ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニアラス

第二十八條 水田ノ溝口ニ用惡水ノ掛ケ引ニ妨ケトナル筈等ヲ掛ケサルコト

第二十九條 他人ノ所有地ト隣接スル箇所ニ稻架木ヲ樹ツルトキハ其間十尺以上ノ距離ヲ存シ他人ノ土地ノ受クル日光ヲ遮ラサル様注意スルコト

第三十條 他人ノ土地ニ接シ竹木ヲ植ユル者ハ其成長ニ隨ヒ境界線ヲ侵ス恐レアルヲ以テ境界線ニハ生垣等ヲ造り後日紛争ヲ生セシメザルコトニ留意シ且ツ常ニ竹木ノ根及枝ヲ伐リ取ルコト

第三十一條 土地ノ境界標識ハ各地主立會之ヲ設置シ後日ノ争ヲ避クヘキコト若シ境界線ニ付雙方ノ意見一致セサルトキハ區長ノ仲裁判斷ニ從フコト

第三十二條 水利組合ノ事業ヲ除キ區負擔ノ用惡水路ノ濶刈縁刈耕作道ノ修繕草削リ掃除等ハ區内住民ノ夫役ヲ以テ施行スルコト夫役ハ一戸一人以上トナシ其各戸ノ割當ハ各區ニ於テ之ヲ定ムルコト若シ出役シ難キ者アルトキハ其事情ヲ申出テ代料ヲ納ムヘキコト

但其代料額ハ區長ニ於テ豫メ之ヲ定メ村役場ニ届出置クヘキコト

第三十三條 諸勸化類ノ寄附其他講中興行等ノ出金勸誘ハ村役場ヨリ特ニ協議又ハ紹介アリタル



者ノ外一切之ヲ拒絶スルコト

第二十四條 從來青年ノ集合ハ往々賭事類似ノ遊戯ヲナシ又ハ鄙猥ニ渉ル談話ニ耽ル等ノ傾向ナキニシモアラサルヲ以テ自今是等ノ弊風ヲ一掃シ遊戯談論トモ總テ教育勅語成申詔書ノ聖慮ニ添フ智力體力財力ニ資スル所ノモノヲ選ハシメ社會改良ノ機關タラシムルコトニ努メシムヘキコト

第二十五條 和洋骨牌賽目遊戯等博奕類似ノ遊戯ハ老幼男女貴賤上下貧富ニ拘ハラス一切之ヲ嚴禁スルコト 兒童ニ就テハ其父兄ニ於テ特ニ注意シタトヘ此ノ種類似ノ遊戯ト雖トモ之ヲ誠メ射倖心ノ艾除ニ努ムルコト

## 第十七章 本村の財政財産租税公課

### 第一節 財 政

我が帝國各府縣郡市町村の財政は、年々膨脹し、國民負擔の増加を來たすは、理事者の大に苦慮する所なり、今試みに本村の財政に就き、過去と現在の實況を對照せむに、今より十箇年前、即ち明治三十八年度の歳出決算額は、金四千九百七圓なりき、其後年々増加し、大正二年度(大正三年度は町村聯合の爲め經

費錯雜比較し難きに依り)には、金七千百參拾參圓と爲り、實に金貳千貳百貳拾六圓を増加したるを以て、明治三十八年度より、大正二年度に至る八箇年間に、約六割を増加せり。

更に溯りて之を町村制施行初年の歳出決算額壹千七百五拾圓に比較するときは、殆ど四倍餘の増加を示せり。

以上の増加は、年を逐ひ月を逐ひて、國運の進歩發展に伴ひ、事務に複雑を來たし、之が處理に要する經費は勿論、各種事業の擴張、又は新設若くは其經營等に要する費用の夥多、及び増加にして、洵に已むを得ざる者なり。

特に近年に至りては、諸物價の騰貴も亦其一因を爲す者と認め得べきが故に、現在を以て將來を推せば、今後益々財政の膨脹を來たすこと、亦以て自覺せざるべからず。

今又大正二年度歳入出決算の内譯に就き、明治三十八年度分と比較せむに、大正二年度歳入の總額は金七千參百七拾餘圓、其内金六千參百八拾圓は村税にして、明治三十八年度に比し、其七割(村税以外の収入は金九百九拾圓にして三割七分を減す)を増せり。就中戸別割(府税戸數割の附加税以下同じ)の如きは、金參千七百五拾圓にして、殆ど倍額に達し、地租割は、金壹千八百貳拾圓にして、其三割を増し、其他府税、營業税、雜種税等の附加税は金八百拾圓にして殆ど倍額に増加せり、而して村税總額の内、戸別割は、其六割を占め、地租割其の他を四割とす。本村戸別割の標準は、單に家屋を標準と爲す者にあらずし



て、地租其他の納税額等をも加味して、公平に按配し、是を標準と爲すが故に、各戸の資力を基礎と爲し、之に賦課する者なれば戸別割は、身分割と稱するも亦不可なきを以て、富者は貧者に比し負擔の多き(詳細は第三項にあり)は、固より當然のみ。

大正二年度歳出の總額は、金七千百參拾參圓、其内金壹千五百七拾圓は役場費にして、明治三十八年度に比し、一倍六分を増し、教育費は四千〇參拾八圓にして、一倍七分を増し、殆ど増減なきは唯諸税諸負擔、及補助金等の合計金壹千五百餘圓に過ぎざるのみ、而して歳出中役場費は、其二割二分、教育費は、其六割を占め、其他は、一割八分にして、村費の大部分は、實に教育費に在り。其の此に至れる所以の者は、何ぞや、他なし、文明の進歩は、教育に基し、國家の興廢存亡亦之が消長に因源する者なればなり。國民教育の重且大なるや、固より喋々を要せず。故に之が經費を吝まらずして之を支出し、且つ能く其増大に堪ふる者、寧ろ町村民の大に誇揚すべき者なるを以て、益々財源を求めて、奪然之に當らざるべからざるなり。

本村財政の概況斯の如し。更に本編産業の部に掲出するもの由りて、本村々民、各戸經濟の狀態に就きて、其大要を摘記せむに、農業家一戸一歳の總收入より、總生産費を控除したる利益金は平均金貳拾壹圓五拾錢弱と爲り、工業家は、同金百四拾九圓弱と爲り、商業家は、同金百〇五圓弱と爲れり、是に由りて之を觀れば、農業家に在りては、未來に於ても現在に比し、甚しき差異な

しと推定するを以て至當と爲すべし。果して然らば、則ち年々歳々膨脹し來れる我が帝國の財政其の負擔に堪ふことを得るや否やを疑はるゝ者、先づ指を農民に屈せざるを得ず、此の農民にして租税公課の負擔に堪へずと爲して、之を業とする者なきに至らむか、是れ實に我が帝國の大憂事と謂はざるべからず。我國内在野政治家中、夙とに政費節減、民力休養の急を唱へ、地租の輕減を叫ぶや久し、是實に農民の聲なり。而るを爲政家之を耳にすと雖ども、而も未だ之が實現に務めず、洵に歎すべきなり。國を料理するの道其れ難いかな、吾人妄に之を議すべきにあらざると雖ども、在野政治家が、嚮きに監獄費を以て、國庫支辨と爲さむと絶叫したるは、國家の制裁として、犯罪者を收容する所の監獄費を、都鄙によりて、其負擔に不權衡を來たす理由なきを論じ、其意見遂に行はるゝを得たり。教育費の事亦然り、國內畫一に普及せしめ、其設備經營上に弛張を許さざる所の、普通教育費を、都鄙に依りて、其負擔に不權衡を來たす理由なきは、監獄費と擇ぶ所なきを以て、之を國庫支辨に移すの至當なるは多辯を要せざるべし。

### 第一項 歳入歳出豫算

#### 一、大正四年度奥戸村歳入出豫算



歳入		歳出	
歳入	歳入	歳出	歳出
一金壹萬壹千九百五拾壹圓四拾五錢	一金壹萬壹千九百五拾壹圓四拾五錢	歲出經常部豫算高	歲出經常部豫算高
一金壹萬壹千七百五拾六圓四拾五錢	一金壹萬壹千七百五拾六圓四拾五錢	歲出臨時部豫算高	歲出臨時部豫算高
一金壹百九拾五圓	一金壹百九拾五圓		
合計金壹萬壹千九百五拾壹圓四拾五錢	合計金壹萬壹千九百五拾壹圓四拾五錢		

歳入出差引殘金なし

歳計剩餘金は全部基本財産に編入す

同上豫算概要表

歳入	歳出	
	經常部	臨時部
一、財産より生ずる収入	一、役場費	一、報
二、使用料及手数料	二、土木費	二、給
	三、土	三、維
	四、奥戸尋常高等小學校費	四、需用
	五、實業補習學校費	五、需用
	六、上平井尋常小學校費	六、給
	七、上平井實業補習學校費	七、給
	八、上平井	八、給
	九、上平井	九、給
	十、上平井	十、給
	十一、上平井	十一、給
	十二、上平井	十二、給
	十三、上平井	十三、給
	十四、上平井	十四、給
	十五、上平井	十五、給
	十六、上平井	十六、給
	十七、上平井	十七、給
	十八、上平井	十八、給
	十九、上平井	十九、給
	二十、上平井	二十、給
	二十一、上平井	二十一、給
	二十二、上平井	二十二、給
	二十三、上平井	二十三、給
	二十四、上平井	二十四、給
	二十五、上平井	二十五、給
	二十六、上平井	二十六、給
	二十七、上平井	二十七、給
	二十八、上平井	二十八、給
	二十九、上平井	二十九、給
	三十、上平井	三十、給
	三十一、上平井	三十一、給
	三十二、上平井	三十二、給
	三十三、上平井	三十三、給
	三十四、上平井	三十四、給
	三十五、上平井	三十五、給
	三十六、上平井	三十六、給
	三十七、上平井	三十七、給
	三十八、上平井	三十八、給
	三十九、上平井	三十九、給
	四十、上平井	四十、給
	四十一、上平井	四十一、給
	四十二、上平井	四十二、給
	四十三、上平井	四十三、給
	四十四、上平井	四十四、給
	四十五、上平井	四十五、給
	四十六、上平井	四十六、給
	四十七、上平井	四十七、給
	四十八、上平井	四十八、給
	四十九、上平井	四十九、給
	五十、上平井	五十、給

歳入	歳出
一、國稅徵收交付金	一、費用
二、府稅徵收交付金	二、給
三、水利組合費徵收交付金	三、維
四、府補助金	四、需用
一、傳染病豫防費補助	五、需用
二、道路費補助	六、給
三、橋梁費補助	七、給
四、學校費補助	八、給
五、寄付金	九、給
六、雜收入	十、給
七、村稅	十一、給
	十二、給
	十三、給
	十四、給
	十五、給
	十六、給
	十七、給
	十八、給
	十九、給
	二十、給
	二十一、給
	二十二、給
	二十三、給
	二十四、給
	二十五、給
	二十六、給
	二十七、給
	二十八、給
	二十九、給
	三十、給
	三十一、給
	三十二、給
	三十三、給
	三十四、給
	三十五、給
	三十六、給
	三十七、給
	三十八、給
	三十九、給
	四十、給
	四十一、給
	四十二、給
	四十三、給
	四十四、給
	四十五、給
	四十六、給
	四十七、給
	四十八、給
	四十九、給
	五十、給







種目	大正三	大正二	大正元	明治四四	同四三	同四二	同四一	同四〇	同三九	同三八
一、財産より生ずる収入	五四三	二七五	二二六	二二二	二〇一	一八八	一七五	一七九	一七四	一七四
二、使用料及手数料	二八八	二二二	二二八	六六三	六五三	七三三	八〇九	八五〇	九三三	八九五
三、交付金	七四六	一八四	一八一	一七九	一四一	一〇一	一四四	一七六	一三二	八九
四、府補助金	三六	五三	九六	一三〇九	九二	四五四	二二六	三三	三四四	三五
五、財産賣拂代	一四五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六、繰越金	三三六	二四九	二四六	一六七	一八五	一四一	二四二	一一二	一九四	一六四
七、雑収入	二二	一四	三三	一〇	一八	二〇	三三	一六	一五	一五
八、村地租附加税	八〇八五	六、三六三	六、六四五	五、三二七	四、七六二	五、一〇三	五、九一九	三、六九七	三、一九一	三、七七八
國稅營業稅附加税	二、三六五	一、八三三	一、八三六	一、八三六	一、八三五	一、八八七	一、八八三	一、四三三	一、四二二	一、四一五
所得稅附加税	一三四	四五	五三	二七	四九	六三	三七	六七	四〇	二五
戶數割附加税	一八五	一〇〇	五五	八四	八三	一〇九	九一	一〇一	九九	九一
府稅營業稅附加税	四、四九三	三、七五二	四、四四〇	二、八七三	二、三七七	二、六二九	三、五〇七	一、七四六	一、二七三	一、八五二
府稅雜種稅附加税	一八九	二二八	五六〇	四九七	四一八	四一四	四〇一	三六〇	三六七	三四五
九、寄附金	七一九	五四四	二、〇六	二、〇六	二、〇六	二、〇六	二、〇六	二、〇六	二、〇六	二、〇六
〇、繰入金	六、二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一六、五〇一	七、三七一	七、六四六	八、八六四	六、〇五一	六、八六七	八、三五〇	五、〇七五	四、九八三	五、一〇〇

備考 大正二年度以前の、府稅營業稅附加税中には、府稅雜種稅附加税を含む、

歳出經常部

科目	大正三	大正二	大正元	明治四四	同四三	同四二	同四一	同四〇	同三九	同三八
一、役場費	二、〇〇〇	一、五七一	一、三四二	一、三四五	一、一九四	一、一九〇	一、一九五	一、〇六八	一、〇六八	九六〇
二、會議費	七七	二五	一四	一四	二〇	一三	九	一一	一〇	九
三、土木費	九六四	三六〇	三九九	八八三	一一〇	六六五	三三八	二七四九	三七九	三七九
四、小學校費	四、三三六	四、〇三六	四、一七三	三、八六三	三、六七一	三、六九一	三、〇八一	二、七四九	二、五三三	二、三三二
五、實業補習學校費	一一〇	一九	一〇一	九一	八〇	一	一	一	一	一
六、傳染病豫防費	三六	三三	七	六	八	一	一	一	一	一
七、警備費	七六	六五	四一	一七〇七	四〇	三五	三〇	四三	三〇	二〇
八、基本財産造成費	三、〇〇〇	五〇〇	七五六	一七〇七	一三〇	一三〇	一三〇	一九五	六五	二〇
九、財産費	二六	二七	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
〇、諸稅及負擔	一七	三四	二六四	二九八	三三五	二七九	二六八	二五八	一八一	一五四
一、公債費	一	一	一九四	二〇三	二二三	二二三	二二三	二四一	二五〇	一、三七六
二、神社費	一九三	二	二	三三	二六	二六	二六	二六	二六	二六
三、雜支費	九一	二	七	三三	二六	二六	二六	二六	二六	二六
四、平井小學校費	一、二五四	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五、同實業補習學校費	二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一三、四八二	六、九八三	七、三三八	八、四四四	五、七三九	六、二五三	五、二九一	四、六一〇	四、五二五	四、八九一







圓の支拂殘額金を加へ、金壹千圓と爲し之を利殖して、現在の額、金壹千參百餘圓に達したる者なり。

抑も財産を蓄積する所以の者、他なし、世の進歩に伴ひ、財政に膨脹を來すは、勢の免れざる所にして、國民たる者、之が負擔に堪ふるの覺悟を要すべきは勿論、更に之に加ふるに天災地變の襲來すること、固より測知し難き者あるを以て、常に之に備ふるの覺悟なかるべからず。特に本村に在りては、水害を被りし歴史を有するを以て、一層之が準備の急を要すべし、故に本村は是等準備の一として、先づ基本財産を蓄積し、以て本村財政の基礎を鞏固にせむことを圖れり、其結果として、今や金壹萬七百有餘圓の基本財産を有するに至れり。然れども是れ僅かに其端緒なり。自今倍進みて之を増加し、遂に其果實のみを以て、優に本村の經費を支出して、尙餘裕あるに至るの額に達せしめずむば止まざるの一大決心なからざる可からず。

是に於て本村は大正六年より、同四十年に至るまで、滿三十五箇年間を一期と爲し、基本財産の總額金貳拾萬圓を蓄積するの計畫を確立したり。即ち別紙豫定表に示すが如く、奥戸村基本財産に於ては、現在の額金六千參百圓あり。更に大正六年より以來年六分の割合を以て利殖し、其他年々國稅徵收手数料金及歲計剩餘金を合せ、約金五百圓を加へて、之を蓄積するときは、大正四十年に至る三十五箇年の後に於て、利殖せる所の元利合計金拾萬四千有餘圓となり。奥戸村小學

校基本財産に就ては、現在の額、金參千百有餘圓ありて、大正六年より以來、年六分の割合を以て、之を利殖し、之に年々卒業生及篤志家の寄附金、約五百圓を加へて之を蓄積するときは、大正四十年に至る三十五箇年の後に於て、元利合計金八萬有餘圓となり、罹災救助基金に就ても、亦前記二種の基本財産同様に、之を利殖すれば元利合計、金壹萬百有餘圓と爲るべし。其他大正四、五兩年度分の積立金を合算せば、其豫定額、金貳拾萬圓以上に達するの勘定なり。

此三十五箇年計畫は、本村の村是と爲して以て之を確立し、不變不動の者なれば、假令村長其他本村の機關に更迭ありとも、其更迭の爲めに、之を中止し之を廢絶し得べき者にあらざるを以て、之が完成を期し得るや必せり。

本村の此舉たる、他町村の先進者に比し、甚だ人後に落ちたるの憾あり。聞く廣島縣廣村は、夙に模範村を以て目せらる。該村嘗て基本財産蓄積の方法を設け、今や既に金拾萬有餘圓に達し、大正七十五年に至らば、優に金五拾萬圓以上に達するの豫定なりと。三重縣玉瀧村の如きも、亦今より八年前、即ち明治四十二年を以て之が蓄積を計畫し、五十年の後に至らば、金參拾萬圓の基本財産を積立つるの豫定なりと云ふ。其他本村の資りて以て模範と爲すべく、看て而して之に倣ふべき町村、猶ほ多々あるべし。是れ皆當局者に其人ありて、一村を念ふこと恰も一家の如く村民も亦舉りて公義を重じ、人道を守り、常に勤勉忍耐、一村の爲には何物をも惜まざるもの、



如し。例せば、還暦、初老、結婚、全快祝、佛事法會、其他一家の舉行すべき儀禮、葬祭等の事あるに當り、務めて之が虚飾を避け、競ふて其費用を節約し、而して其節約したるものは、擧げて之を居村の基本財産中に寄附し、互に相樂むの美風ありと云ふ。故を以て是等各村の基本財産は、毎年豫期以上の蓄積を得、且つ其額も、亦實に少からずと聞けり、豈に感すべきの至りならずや。

第一項 村有財産

(大正四年三月末日現在)

一、動産の部(収益財産)

(イ) 村有基本財産

- 一、金壹千九百六拾圓(拂込額)
  - 東京府農工銀行舊株式九十八株一株金貳拾圓 全部拂込済
  - 貸付金債權
- 一、金四千參百圓
  - 貸付金債權
- 計 金六千貳百六拾圓
- (ロ) 小學校基本財産積立金
  - 一、金壹千圓
    - 東京府農工銀行第十八回發行社債券百圓券十枚
    - 貸付金債權
  - 一、金貳千百貳拾參圓八拾五錢
    - 貸付金債權

計 金參千百貳拾參圓八拾五錢

(ハ) 罹災救助基金積立金

- 一、金五百圓
  - 東京府農工銀行第三回發行社債券百圓券五枚
  - 貸付金及郵便貯金債權
- 一、金八百拾九圓四錢
- 計 金千參百拾九圓四錢
- 合計金壹萬七百貳圓八拾九錢

備考 大正四年度の決算額壹萬貳千參百四拾圓餘となれり。

二、不動産の部(不収益財産)

- (イ) 土地
  - 大字上平井字川崎 一、九五九番地
  - 一、學校敷地 百九坪 此價格金貳百拾八圓
- (ロ) 建物
  - 大字細田字西九三一番地所在
  - 一、役場家屋 木造瓦葺平家 一棟 外に附屬物置とも



此建坪二十九坪四合

此價格金四百九拾參圓

大字奥戸字北沼自四至八番地所在

一、奥戸高等尋常小學校々舎 木造瓦葺平家及二階建各一棟 外に小使室便所其他附屬とも

此建坪二百三十坪五合

此價格金六千參百五拾貳圓五拾錢

大字上平井字川崎自一、九五九至一、九九二番地所在

一、上平井尋常小學校々舎 木造瓦葺平家二棟外に昇降口便所其他附屬とも

此建坪百一十一坪七合 此價格金參千百七拾圓

合計 價格金壹萬貳百參拾參圓五拾錢

第二項、基本財産利殖蓄積豫定表

一、村有基本財産

年次	年 度	基本金額	一箇年利子 (六分)	寄附金其他 入 金	合 計
初	大正六	六三〇〇〇	三七八・〇〇	五〇〇〇	七一七八・〇〇
二	同 七	七一七・〇〇	四三〇・六八	五〇〇〇	八、一〇八・六八
三	同 八	八、一〇八・六八	四八六・五三	五〇〇〇	九、〇九五・二〇

四	同	九〇九五・二〇	五四五・七一	五〇〇〇	一〇、一四〇・九一
五	同	一〇、一四〇・九一	六〇八・四五	五〇〇〇	一一、二四九・三六
六	同	一一、二四九・三六	六七四・九六	五〇〇〇	一二、四三四・三三
七	同	一二、四三四・三三	七四五・四六	五〇〇〇	一三、六六九・七八
八	同	一三、六六九・七八	八二〇・一九	五〇〇〇	一四、九八九・九七
九	同	一四、九八九・九七	八九九・四〇	五〇〇〇	一六、三八九・三七
〇	同	一六、三八九・三七	九八三・三六	五〇〇〇	一七、八七二・七三
一	同	一七、八七二・七三	一、〇七二・三六	五〇〇〇	一九、四四五・〇九
二	同	一九、四四五・〇九	一、一六六・七〇	五〇〇〇	二一、一一七・九
三	同	二一、一一七・九	一、二六六・七一	五〇〇〇	二二、八七八・五〇
四	同	二二、八七八・五〇	一、三七二・七一	五〇〇〇	二四、七五二・二二
五	同	二四、七五二・二二	一、四八五・〇七	五〇〇〇	二六、七三六・二八
六	同	二六、七三六・二八	一、六〇四・一八	五〇〇〇	二八、八四〇・四六
七	同	二八、八四〇・四六	一、七三〇・四三	五〇〇〇	三一、〇七〇・八九
八	同	三一、〇七〇・八九	一、八六四・二五	五〇〇〇	三三、四三五・一四
九	同	三三、四三五・一四	二、〇〇六・一一	五〇〇〇	三五、九四一・二五
一〇	同	三五、九四一・二五	二、一五六・四七	五〇〇〇	三八、五九七・七二
二一	同	三八、五九七・七二	二、三二一・八六	五〇〇〇	四一、四一三・五八
二二	同	四一、四一三・五八	二、四八四・八一	五〇〇〇	四四、三九八・三九



年次	年 度	基本金額	一箇年利子 (六分)	寄附金 加入 其他 金	合 計
二二	大正二八	四四、三九八・三元	二、六三三・九〇	五〇〇・〇〇	四七、五六二・二元
二四	同 二九	四七、五六二・二元	二、八五三・七四	五〇〇・〇〇	五〇、九一六・〇三
二五	同 三〇	五〇、九一六・〇三	三、〇五四・九六	五〇〇・〇〇	五四、四七〇・九九
二六	同 三一	五四、四七〇・九九	三、二六八・二六	五〇〇・〇〇	五八、三九二・五
二七	同 三二	五八、三九二・五	三、四九四・三五	五〇〇・〇〇	六二、三三六・〇
二八	同 三三	六二、三三六・〇	三、七三四・〇一	五〇〇・〇〇	六六、四六七・六一
二九	同 三四	六六、四六七・六一	三、九八八・〇六	五〇〇・〇〇	七〇、九五五・六七
三〇	同 三五	七〇、九五五・六七	四、二五七・三四	五〇〇・〇〇	七五、七一三・〇一
三一	同 三六	七五、七一三・〇一	四、五四二・七八	五〇〇・〇〇	八〇、七五五・七九
三二	同 三七	八〇、七五五・七九	四、八四五・三五	五〇〇・〇〇	八六、一〇一・一四
三三	同 三八	八六、一〇一・一四	五、一六六・〇七	五〇〇・〇〇	九一、七六七・二一
三四	同 三九	九一、七六七・二一	五、五〇六・〇三	五〇〇・〇〇	九七、七七三・二四
三五	同 四〇	九七、七七三・二四	五、八六六・三九	五〇〇・〇〇	一〇四、一三九・六三
合計		金拾萬四千百參拾九圓六拾參錢			

二、小學校基本財産

年次	年 度	基本金額	一箇年利子 (六分)	寄附金 加入	合 計
初	大正六	三、一三六・五	一、八七四・三	五〇〇・〇〇	三、八一二・六
二	同 七	三、八一二・六	二、一六八・〇	五〇〇・〇〇	四、五九九・六
三	同 八	四、五九九・六	二、七二四・〇	五〇〇・〇〇	五、三二二・六
四	同 九	五、三二二・六	三、一八七・四	五〇〇・〇〇	六、一三二・〇
五	同 一〇	六、一三二・〇	三、六七・八七	五〇〇・〇〇	六、九九八・九七
六	同 一一	六、九九八・九七	四、一九九・四	五〇〇・〇〇	七、九一八・九一
七	同 一二	七、九一八・九一	四、七五・一三	五〇〇・〇〇	八、八九四・〇四
八	同 一三	八、八九四・〇四	五、三三六・四	五〇〇・〇〇	九、九二七・六八
九	同 一四	九、九二七・六八	五、九五六・六	五〇〇・〇〇	一、〇、三三三・四
一〇	同 一五	一、〇、三三三・四	六、六一・四〇	五〇〇・〇〇	一、一、八四七・四
一	同 一六	一、一、八四七・四	七、三二・〇八	五〇〇・〇〇	一、三、四一五・八二
二	同 一七	一、三、四一五・八二	八、〇四・九五	五〇〇・〇〇	一、四、七三〇・七七
三	同 一八	一、四、七三〇・七七	八、八三・三五	五〇〇・〇〇	一、六、一〇四・〇二
四	同 一九	一、六、一〇四・〇二	九、六六・三四	五〇〇・〇〇	一、七、五七〇・三六
五	同 二〇	一、七、五七〇・三六	一〇、五四・三三	五〇〇・〇〇	一、九、一三四・四八
六	同 二一	一、九、一三四・四八	一、一四七・四七	五〇〇・〇〇	二〇、七七一・九五
七	同 二二	二〇、七七一・九五	一、二四六・三三	五〇〇・〇〇	二二、六一八・二七
八	同 二三	二二、六一八・二七	一、三五七・一〇	五〇〇・〇〇	二四、四七五・三七



年次	年 度	基本金額	一箇年利子 (六分)	寄附金加入	合 計
一九	大正二四	二四、四七五・三七	一、四六八・五二	五〇〇・〇〇	二六、四四三・八九
二〇	同 二五	二六、四四三・八九	一、五八六・六三	五〇〇・〇〇	二八、五三〇・五二
二一	同 二六	二八、五三〇・五二	一、七一一・八三	五〇〇・〇〇	三〇、七四二・三五
二二	同 二七	三〇、七四二・三五	一、八四四・五四	五〇〇・〇〇	三三、〇八六・八九
二三	同 二八	三三、〇八六・八九	一、九八五・二一	五〇〇・〇〇	三五、五七二・一〇
二四	同 二九	三五、五七二・一〇	二、一三四・三三	五〇〇・〇〇	三八、〇〇六・四三
二五	同 三〇	三八、二〇六・四三	二、二九二・三九	五〇〇・〇〇	四〇、九九八・八二
二六	同 三一	四〇、九九八・八二	二、四五九・九三	五〇〇・〇〇	四三、九五八・七五
二七	同 三二	四三、九五八・七五	二、六三七・五三	五〇〇・〇〇	四七、〇九六・二八
二八	同 三三	四七、〇九六・二八	二、八二五・七八	五〇〇・〇〇	五〇、四二三・〇六
二九	同 三四	五〇、四二三・〇六	三、〇〇五・三三	五〇〇・〇〇	五三、九四七・三八
三〇	同 三五	五三、九四七・三八	三、二六八・八四	五〇〇・〇〇	五七、六八四・二二
三一	同 三六	五七、六八四・三三	三、四六一・〇五	五〇〇・〇〇	六一、六四五・二七
三二	同 三七	六一、六四五・二七	三、六九八・七二	五〇〇・〇〇	六五、八四三・九九
三三	同 三八	六五、八四三・九九	三、九五〇・六四	五〇〇・〇〇	七〇、二九四・六三
三四	同 三九	七〇、二九四・六三	四、二一七・六八	五〇〇・〇〇	七五、〇一二・三一
三五	同 四〇	七五、〇一二・三一	四、五〇〇・七四	五〇〇・〇〇	八〇、〇二三・〇五
合計 金八萬〇〇拾參圓五錢					

三、罹災救助基金

年次	年 度	基本金額	一箇年利子 (六分)	合 計
初	大正六	一、三九〇・〇〇	七九・一四	一、三九八・一四
一	同 七	一、三九八・一四	八三八・九	一、四八二・〇三
二	同 八	一、四八二・〇三	八八九・二	一、五七〇・九五
三	同 九	一、五七〇・九五	九四二・六	一、六六五・一一
四	同 一〇	一、六六五・一一	九九九・一	一、七六五・二二
五	同 一一	一、七六五・二二	一〇五九・一	一、八七二・〇三
六	同 一二	一、八七一・〇三	一一二六・二	一、九八三・二九
七	同 一三	一、九八三・二九	一二〇〇・〇	二、一〇三・二九
八	同 一四	二、一〇三・二九	一二六・四	二、二二八・四三
九	同 一五	二、二二八・四三	一三三・七	二、三六二・一四
一〇	同 一六	二、三六二・一四	一四一・三	二、五〇三・八七
一	同 一七	二、五〇三・八七	一五〇・三	二、六五四・一〇
二	同 一八	二、六五四・一〇	一五九・五	二、八二二・三五
三	同 一九	二、八二二・三五	一六八・八〇	二、九八二・一五
四	同 二〇	二、九八二・一五	一七八・九三	三、一六二・一八
五	同 二一	三、一六二・一八	一八九・六六	三、三五〇・七四



年次	年 度	基 本 金 額	一箇年利子 (六分)	合 計
一七	大正二二	三,三〇七・四	二〇一・〇四	三,五〇八・四
一八	同 二三	三,五一一・七六	二二三・一一	三,七三四・八七
一九	同 二四	三,七六四・八九	二三五・八九	四,〇〇〇・七八
二〇	同 二五	三,九〇七・七八	二五九・四五	四,一六七・三三
二一	同 二六	四,一三〇・三三	二五三・八一	四,三八三・一四
二二	同 二七	四,四八四・〇四	二六九・〇四	四,七五三・〇八
二三	同 二八	四,七五三・〇八	二八五・二八	五,〇三八・三六
二四	同 二九	五,〇三六・二六	三〇二・三〇	五,三四〇・五六
二五	同 三〇	五,三四〇・五六	三三〇・四三	五,六六〇・九九
二六	同 三一	五,六六〇・九九	三三九・六六	六,〇〇〇・六五
二七	同 三二	六,〇〇〇・六五	三六〇・〇四	六,三六〇・六九
二八	同 三三	六,三六〇・六九	三八一・六四	六,七四二・三三
二九	同 三四	六,七四二・三三	四〇四・五四	七,一四六・八七
三〇	同 三五	七,一四七・八七	四三八・八一	七,五七五・六八
三一	同 三六	七,五七五・六八	四五四・五四	八,〇三〇・一三
三二	同 三七	八,〇三〇・一三	四八一・八一	八,五一一・〇三
三三	同 三八	八,五一一・〇三	五一〇・七二	九,〇二一・七五
三四	同 三九	九,〇二一・七五	五四一・三七	九,五六二・一三
三五	同 四〇	九,五六二・一三	五七三・八五	一〇,一三七・九七
合計		金壹萬〇百參拾七圓九拾七錢		
總計		金拾九萬四千貳百九拾圓六拾五錢		

備考

此の計算には、大正四年度同五年度分の積立金を加算せず、又利率を年六分と假定したるも、現に東京府農工銀行の株式は、年一割の配當を爲し、其他貸付金の利子も年八分或は九分なるを以て、將來利率等に多少の變更ありとするも、實際の積立金額は本表豫定額以上に達する見込みなり。

第三節 租税公課

納税は、國民の一大義務にして、吾人國民が、政府に頼りて、生命、財産、及び權利の保護を受ける對價なれば、何人と雖ども之を拒むことを得ざるは、固より言を俟たず。故に納税成績の良好なると否とを視て、其町村の義勇奉公心如何を度るの尺度と爲すを得べし、而るに世間往々にして、此一大義務を怠る者あるに至りては、洵に慨嘆に勝へざるなり。

抑も之を怠る者は、國稅滯納處分法に依り、其制裁を受け、之を強制せらるべし、然るときは、滯納者は、納税額の外、更に滯納處分費を負擔するに至る。其徵稅官公署も、亦時日と費用とを



空費し、公私相共に何の利益する所なかるべし。此種の滞納者は、獨り己を害するのみに止まらず、延て公利公益を害する者と謂ふべきなり。故に本村は、豫め是等滞納者を出すことなからむことを期し、先づ其一方法と爲して、町村制施行以來、収入役を各大字に出張せしめ、以て之を徴收せしめ來れり。

本村は此の方法の設あるが爲め、比較的納税成績は良好にして、國税の如きは、大正二年度以來、滞納者なかりしを以て、税務監督局長より、表彰狀を授與せられたり。(國税は大正二年度以前に在りてして、本村内の田地を池に變換し、行衛不)府税と村税に就きては、不幸にして滞納者を出し、其總納税額は參拾圓内外に過ぎざりしも、本村の面目に關せずと爲さず、實に遺憾に堪へざるなり。

本村の租税公課に關する概況此の如し。而して國税は之を完納し、府税と村税とに滞納者を出したるは、甚だ遺憾とする所なれども、而も其府税と村税との滞納は、重に戸數割と、戸別割とに在りて、其滞納者の多くは他町村に移轉し、其移轉先不明に歸し遂に徴收に由なく、其他は、概して貧困者に屬するを以て、大に同情すべき點なきにあらざるべきも是等の徒は、畢竟平素の心掛け、宜しからざる結果に歸せざるを得ざるべきを以て、宜しく納税組合の如きものを設置し、是等の徒を驅りて其組合に加盟せしめ、今後斯の如き不心得なる徒の根絶に努むべきなり。

表彰狀 (寫)

東京府南葛飾郡奥戸村

前年度中國税ノ收納優良ノ成績ヲ舉ケタルハ納税者ノ美風ニ基クト雖トモ亦理事者熱誠ノ指導ニ由ル者ニシテ洵ニ旌賞スルニ足ル因リテ茲ニ之ヲ表彰ス

大正三年十二月二十五日

東京税務監督局長從四位勳二等

齋藤重高印

表彰狀 (寫)

東京府南葛飾郡奥戸村

既往三年間國税完納ノ美績ヲ舉ケタルハ是レ納税者ノ良習ニ基クト雖亦理事者ノ熱誠ナル指導誘掖ニ因ルモノニシテ洵ニ他ノ模範トスルニ足ル仍テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正五年七月一日

東京税務監督局長正五位勳四等

菅野盛次郎印



第一項 國稅府稅村稅水利組合費 (本項稅額金は錢位に止めたり)

一、國 稅 (全部皆納)

種目	大正三年度		大正四年度	
	稅額	人員	稅額	人員
田租	九、七六一、七〇	五六一	九、二九三、七五	五六六
畑租	一、〇〇三、一五	五六七	一、〇五六、一八	五六四
宅地の租	九〇五、〇四	五八五	九〇八、〇五	五八二
其他の地租	五、二八	四二	五、三三	四三
所得稅	一、二三三、九四	五五	一、二九〇、七八	五八
營業稅	八四八、三七	三六	三九五、二〇	一〇
賣藥營業稅	四、五〇	一	四、五〇	一
自家用醬油稅	五〇	一	五〇	一
合計	一三、七六二、四八	一、八四八	一二、九五四、二九	一、八〇五

二、府 稅

種目	大正三年度		大正四年度	
	稅額	人員	稅額	人員
地租	五、九七一、八四	八〇五	五、〇九二、五三	八三三
戸數割	二、七六七、五八	八一九	二、四五九、六一	八四八
所得稅附加稅	九八、一四	五五	一〇二、六七	五九
營業稅附加稅	一三三、〇六	三六	六二、一六	一〇
營業稅	二、三五、九三	二四五	三五八、六七	三三六
雜種稅	一〇七、九三	五九五	一一一、四〇	七四〇
實業營業稅附加稅	一三	一	一三	一
合計	一〇、二八五、〇〇	二、五五六	九、二八七、一六	二、七二五

備考 滞納人員は、稅目毎に其人員を掲げたる者にして、△印は戸數割の滞納者と同一人なることを表示す。

三、村 稅

種目	大正三年度		大正四年度	
	稅額	人員	稅額	人員
地租附加稅	二、三六四、八八	八〇五	二、三三四、四三	八三三
所得稅附加稅	一、八五四、九	五五	一、九三三、四七	五九
國稅營業稅附加稅	一、三三、九四	三六	五九、三六	一〇



種目	大正三年度		大正四年度	
	税額	人員	税額	人員
府税營業稅附加稅	一八九〇七	三四五人	三三、三三	三六人
府稅雜種稅附加稅	七三九〇七	一、二二	八六、九一	三二
戶數割附加稅	四、四九三、八七	九、五三	四、九五、三三	六、六五
賣藥營業稅附加稅	三	一、二、四六	三	一、一〇、一
合計	八〇八、五五	二、五六	七、七〇、七五	一、七八七

備考 前二、の說明に同じ、但△印は戶數割附加稅の滞納者と同一人なることを表示す。

四、水利組合費

種目	大正三年度		大正四年度	
	賦課徵收額	人員	賦課徵收額	人員
上之割普通水利組合費	三八六、七七	八〇五人	五九一、九八	八二二人
上下之割普通水利組合費	六七九、〇〇	八〇五	五九一、九八	八二二人
奥戶村第一部水利組合費	五四一、七五	二五九	六四一、八八	二八〇
奥戶村第二部水利組合費	二六六、二九	三九四	二六〇、一〇	三八五
奥戶村第三部水利組合費	二〇七、六八	一五二	一九七、三〇	一五七
合計	二、〇八一、五〇	二、四一五	二、二八三、二五	二、四六六

總計

三四、二一四、五三

三三二、二九五、四六

備考

外に小松川境川普通水利組合費、及小岩田普通水利組合費あれども、其區域本村の一部に屬し、且其負擔額も極めて少額なるを以て省略せり。

第二項 府税、村税、水利組合費、賦課率累年比較

一、府税

年度	地租割	戶數割	年度	地租割	戶數割
明治三五	地租一四二付、 三、七〇	一、八九〇	明治四一	地租一四二付、 四、二〇	追加 二、三三〇
同 三六	三、三〇	一、七二〇	同 四二	三、〇〇	二、〇八〇
同 三七	二、〇〇	一、〇〇〇	同 四三	一、〇六五	二、〇六〇
同 三八	二、三〇	一、三〇〇	同 四四	一、三六五	二、四四〇
同 三九	二、七〇	追加 一、五八〇	同 四五	一、一五五	二、四四〇
同 四〇	五、五〇	追加 二、三四〇〇	大正二	同 其他地	三、三三〇



年 度	地 租 割	戸 數 割	年 度	地 租 割	戸 數 割
大正 三	<small>地租一四三付 其他地</small> 五三三 三二六 一戸平均	三、三〇〇	大正 四	<small>地租一四三付 其他地</small> 四八五 一九五 一戸平均	二、九二〇

二、村 税

年 度	地租附加税	所加得税	國稅營業稅附加	府稅營業稅附加	戶附加稅	同 上 平 均 一 戸 當 り
明治 三 五	地租一四三付 三、八五	一四三付 五〇〇	一四三付 五〇〇	一四三付 五〇〇	一四三付 五〇〇	二、九三六
同 三 六	三、〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	二、六〇四
同 三 七	三、〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三、二〇〇
同 三 八	三、〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三、二〇〇
同 三 九	三、〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三、二〇〇
同 四 〇	三、〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三、二〇〇
同 四 一	三、〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三、二〇〇
同 四 二	三、〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三、二〇〇
同 四 三	三、〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三、二〇〇
同 四 四	三、〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三、二〇〇
同 四 五	三、〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	三、二〇〇
大 正 四	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	六、九三三
同 五	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	四、〇七四
同 六	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	四、一〇〇
同 七	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	四、五七六
同 八	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	三、四九五
同 九	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	二、八〇八
同 一〇	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	二、二二二
同 一 一	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	二、四六一
同 一 二	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	三、一〇〇
同 一 三	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	二、四六二
同 一 四	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	三、二〇〇
同 一 五	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	三、二〇〇
同 一 六	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	三、二〇〇
同 一 七	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	三、二〇〇
同 一 八	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	三、二〇〇
同 一 九	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	三、二〇〇
同 二 〇	其他地 三、〇〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	三、二〇〇
大 正 二	同 同 同 同 同	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	六、二七〇
同 三	同 同 同 同 同	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	五、三〇六
同 四	同 同 同 同 同	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	四、九六四

三、水利組合費

年 度	上之割地租割	上下之割地租割	奥戸村第一地租割	同第二部地租割	同第三部地租割
明治 三 五	地租一四三付 一五〇	地租一四三付 一四三	地租一四三付 五二	地租一四三付 五二	地租一四三付 五二
同 三 六	二六五	三〇八	五二	五二	五二
同 三 七	二六五	三〇八	五二	五二	五二
同 三 八	五〇〇	七四	七〇	七〇	七〇
同 三 九	二四二	一三六	七〇	七〇	七〇
同 四 〇	五四〇	五三〇	八〇	八〇	八〇
同 四 一	五四〇	五三〇	八〇	八〇	八〇
同 四 二	三〇	四七	八〇	八〇	八〇
同 四 三	一四二	五八	七七	七七	七七
同 四 四	一九八	六五	七七	七七	七七
同 四 五	六九	七四	二〇	二〇	二〇
大 正 四	同 同 同 同 同	同 同 同 同 同	同 同 同 同 同	同 同 同 同 同	同 同 同 同 同



年 度	上之割地租割 水利組合 地租一円二付	上下之割地租割 水利組合 地租一円二付	奥戸村第一 部水利組合 地租一円二付	同第二部 水利組合 地租一円二付	同第三部 水利組合 地租一円二付
大正二	九一	六〇	七七	七七	一五〇
同 三	四九	八六	二〇六	七七	一五〇
同 四	八〇	八〇	七七	七七	一五〇

附記 前記の外、新に組織したる東葛西水害豫防組合ありて、大正四年度に於ける本村の負擔金四百四拾圓、之を土地に付ては、地租金壹圓に付宅地は金九厘、其他の土地は金貳錢壹厘、建物に付ては、一坪に付金九厘の割合を以て賦課徴收したり。

第三項 府税戸數割賦課方法

大正四年度府税戸數割賦課方法

一金貳千四百七拾六圓拾六錢

本村負擔額

但大正四年四月一日現在戸數八百四十八戸一戸ニ付金貳圓九拾貳錢此賦課等級及課額左ノ如シ

等 級	標準額	一戸當點數	戸 數	延 點 數	一戸當賦課額	税 額
一	六五〇〇〇	二〇七點	一	二〇七	三六四〇〇	三六四〇〇
二	五五〇〇〇	一八八點	一	一八八	三四九二〇	三四九二〇

年 度	標準額	一戸當點數	戸 數	延 點 數	一戸當賦課額	税 額
三	四七〇〇〇	一七二點	一	一七二	一七二〇〇	一七二〇〇
四	四〇〇〇〇	一五五點	一	一五五	一五五〇〇	一五五〇〇
五	三四〇〇〇	一四一六點	一	一四一六	一四一六〇〇	一四一六〇〇
六	二八九〇〇	一二七〇點	一	一二七〇	一二七〇〇〇	一二七〇〇〇
七	二〇九〇〇	一〇六四點	一	一〇六四	一〇六四〇〇	一〇六四〇〇
八	一七八〇〇	九六七點	一	九六七	九六七〇〇	九六七〇〇
九	一五二〇〇	八七九點	一	八七九	八七九〇〇	八七九〇〇
〇	一二八〇〇	七九九點	一	七九九	七九九〇〇	七九九〇〇
一	一〇九〇〇	七二六點	一	七二六	七二六〇〇	七二六〇〇
二	九三〇〇〇	六六〇點	一	六六〇	六六〇〇〇	六六〇〇〇
三	七九〇〇〇	六〇〇點	一	六〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇
四	六七〇〇〇	五四五點	一	五四五	五四五〇〇	五四五〇〇
五	五七〇〇〇	四九五點	一	四九五	四九五〇〇	四九五〇〇
六	四八〇〇〇	四五〇點	一	四五〇	四五〇〇〇	四五〇〇〇
七	四一〇〇〇	四〇九點	一	四〇九	四〇九〇〇	四〇九〇〇
八	三五〇〇〇	三七二點	一	三七二	三七二〇〇	三七二〇〇
九	三〇〇〇〇	三三八點	一	三三八	三三八〇〇	三三八〇〇
二〇	二五〇〇〇	三〇七點	一	三〇七	三〇七〇〇	三〇七〇〇



等級	標準額	一戸當點數	戸數	延點數	一戸當賦課額	税額
二二	二,一〇〇	二七	二〇	五五〇	五,一六〇	一〇三,一〇〇
二三	一八,〇〇〇	二五	二四	六〇九六	四,七〇〇	一三,八〇〇
二四	一五,〇〇〇	二三	二〇	四,六一〇	四,二八〇	八五,六〇〇
二五	一三,〇〇〇	二〇	二〇	二,五二〇	三,八八〇	四六,五六〇
二六	一一,〇〇〇	一九	一九	三,六一九	三,五二〇	六六,八八〇
二七	九,〇〇〇	一七	一六	二,七八四	三,三二〇	五二,五〇〇
二八	八,〇〇〇	一五	一六	二,五二八	二,九二〇	四六,七二〇
二九	六,八〇〇	一四	一七	二,四四八	二,六六〇	四五,三三〇
三〇	五,八〇〇	一三	二五	三,一七五	二,四二〇	六〇,五〇〇
三一	四,九〇〇	一一	二〇	二,一六〇	二,二〇〇	四四,〇〇〇
三二	四,二〇〇	一〇	三三	三,三三六	一九八〇	六一,三六〇
三三	三,六〇〇	九	三三	三,三三三	一,八〇〇	六一,二〇〇
三四	三,一〇〇	八	二七	二,四〇三	一,六四〇	四四,二八〇
三五	二,六〇〇	八	三五	二,八三五	一,五〇〇	五二,五〇〇
三六	二,二〇〇	七	三三	二,四四二	一,三六〇	四四,八八〇
三七	一,九〇〇	六	三三	二,〇七九	一,二四〇	三六,四四〇
三八	一,六〇〇	六	三三	二,〇七四	一,二二〇	三八,〇八〇
三九	一,四〇〇	五	二六	一,五四〇	一,〇二〇	二八,五六〇

計	納税額なきもの	一戸當點數	戸數	延點數	一戸當賦課額	税額
四〇	一,一〇〇	五〇	二五	一,二五〇	九二〇	三三,〇〇〇
四一	一,〇〇〇	四五	二〇	九〇〇	八二〇	一六,四〇〇
四二	八五〇	四一	一八	七三八	七六〇	一三,六八〇
四三	七二〇	三七	一七	六二九	六八〇	一一,五六〇
四四	六二〇	三四	一四	四七六	六二〇	八,六八〇
四五	五二〇	三一	二〇	六二〇	五八〇	一一,六〇〇
四六	四四〇	二八	二二	六四四	五二〇	一一,九六〇
四七	四四〇	二五	二二	五二五	四六〇	九,六六〇
四八	以下	二〇	二〇	二,四〇〇	三八〇	四五,六〇〇
計	八四八	二〇	二五	一三,八八九	三,八〇〇	二,四七六,一六〇

備考

一、標準額は一等以下一割五分宛減す

一、點數は四十八等より一等に上る迄各等一割宛を減す

附言

本年度府税戸數割は、前掲の如く、總戸數八百四十八戸にして、一戸平均金貳圓九拾貳錢なり、而して之が階級を四十八等に分ち、納税の負擔額は、一等は金參拾八圓四拾四錢にして、四十八等は金參拾八錢なり。即ち二十等以上は平準以上に屬し、此戸數百十四戸、二十一等以下は平準以下に屬し、此戸數七百三十四戸なり。大正四年度の戸數割及戸別割の税金、合計六千六百五拾四圓八拾四錢にして、此半額金參千參百貳拾七圓四拾貳錢を、村内百十四戸の少数者に貢はしめ、殘半額金參千參百貳拾七圓四拾貳錢を、村内七百三十四戸の多數者にて引受くる譯なり。前年度に比するに、本年度は、平準以上に於て九戸を減じ、平準以下に於て十四戸を増せり。



## 第十八章 本村の施設事業

## 第一節 施設事業

本村の施設事業たる、學校の設置、基本財産の蓄積、以樋開門關棹の敷設、道路の修築、溝渠の改鑿、教育の振興、勸業の奨励、衛生の設備、兵事に關する施設の如きは、皆本誌各章に其梗概を載せたるを以て、爰に之を省略することゝ爲したり。因りて本章には、單に本村有志者の企畫に屬し、其關する所、一村に及ぼすべき者の一二を掲ぐることゝなせり。

既往に徴し將來を考ふるに、本村の事業と爲し以て施設すべき者、尙ほ屈指に遑あらずと雖も、就中其緊要なる者二三を擧ぐれば、耕地の整理産業組合の設置、道路の改築等を最とすべし。

産業組合 の事に關しては、去る明治二十六年中、關根保太郎氏が私費を投じて、之が設置を企畫し村内有志者に協議を累ねしことありしも、機運熟せず、尙ほ未だ其組織を見るに至らざるは、頗る遺憾とする所なり。

耕地整理 の如きは、其目的少費多獲に在りて、増歩地の如きは、其副産物に過ぎず、而るに曲金に於ける耕地整理に就きては、其面積僅かに四十町餘歩に過ぎざるに、而も九段二畝十二歩の増歩

を得たり、副産物にして猶且つ此の如きものあり、況や主たる目的とする勞力を減じ收穫を増すの利益に至りては、實に測り知るべからざるものあるに於てをや、勞銀日に昂り、耕地面積月に減じ行くの今日、耕地整理の緊急事業たるや多辯を要せざるべし。

本村道路 の如きは、其幅員二間以上の者殆ど之れあるなし、甚しきに至りては、其幅員一間に満たざる者之れあり、途上荷積小車の過ぐるに會はゞ、之を路傍に避けざるべからざる有様にて、其不便たる實に言ふべからず、其不便は之を忍ぶべきも、之を忍ぶ能はざる者は、産業發展上に影響する所頗る多大なる者あるを以てなり。

## 第一項 學 資 會

學資會は、今の大字細目、曲金、鎌倉新田の爲に、教育の普及を圖らむと欲し、資金を蓄積するを以て目的と爲し、舊村の有志發起者と爲り、明治二十一年三月賴母子講會の組織に準へて設立せり。當時細田、曲金、鎌倉新田の三村は聯合村にして、且つ鼎小學校の學區たりしなり。

抑も同會の發起者は、杉浦柳吉氏外三十三名の諸氏にして、初め關根藤四郎氏の首唱に基き、同聯合村戸長杉浦柳吉氏の斡旋に由り、其學區内篤志家の盡力と、其他有志一般の賛成とを以て之が成立を見るに至りし者なり、而して發起者互選の結果、杉浦柳吉氏會長に、關根保太郎氏副會



長に擧げられ同時に其他の役員をも互選し、以て會務の處理に任せしめたり。

是より先、發起者は、入會者三百名以上に陞らむことを豫想し、之が勸誘に努めたり。而るに其數二百名に達せず。是に於て發起者等皆本會の前途を危み、其開會を躊躇逡巡し、挫折の己むべからざるを思惟するに至れり。是時に當り、關根藤四郎氏奮然として、衆に告げて曰く、若し本の曉、不幸にして豫定の數に盈たざれば、則ち予獨力以て其衝に當らむと。衆爲に激勵せられ、千艱會を開設する萬難を排除し、必ず當初の目的を貫徹すべしと誓ひ、更に之が勸誘に努めしかば、其效果虚しからず開會の日に至り、豫想の外、多數の入會者ありて、遂に三百有餘名の會員、五百二十有五の口數を算し、其義金積みて九百八拾貳圓五拾錢の巨額に達せり、是を學資會の基本金と爲す。其間、會を開くこと年毎に五回にして、回を累ぬること七十五、而して無事滿會を告げたるは、實に明治三十五年十一月なりき。聞く所に依れば、當時滯貸金尠からざりしと雖ども、而も會員に對し、嘗て一たびも不渡等の事なかりしは、杉浦會長始め役員諸氏の斡旋盡力に由らずむばあらざるなり。特に滯貸金に就きては、主として田邊柳太郎氏其整理に任じ、東奔西走大に盡瘁せられたるは、同會の多とする所なり。

而るに杉浦會長は、同三十四年三月、病を以て職を辭し、同三十七年十一月を以て遂に身篋せらる。杉浦會長辭職後は、關根副會長以下役員諸氏、相俱に銳意事に従ひ、會務の整理と資金の利殖とを

圖り、遂に金參千七百拾有餘圓の積立を見るに至れり。是れ即ち基本金の四倍額にして、總額の四分の三は、全く利殖して而して得たる者なれば、其成績良好なりと謂ふべし。同會は尙ほ進みて益之が利殖を圖るの意思ありしも、杉浦會長既に逝き、其後歳を歴るに隨ひて、役員中に死亡する者多く卅四名の役員中、生存者僅々十二名と爲りしを以て、大正三年八月、關根副會長は關係者に諮り、同會を解散し、積立金の内金貳千圓は、小學校基本金として本村に寄附し、金壹千五百圓を各關係大字<sup>細田、曲金、鎌倉新田</sup>に平等に分配し、以て各部落有教育資金と爲し、永遠に之を保存せむことを約せり。而して其殘額猶ほ金貳百拾有餘圓あるを以て、一の碑を建て、關係者の氏名を其面に録し、以て之を後代に傳へむとの議ありしが、碑は風化水化の作用を受け、年月を歴るに従ひ、自然に消磨して讀むべからざるに至るの恐れあるを以て、之に代ふるに一小冊子を編纂し、以て學資會の成立並に其經歷及び關係者の氏名と其功勞とを敘述し、範を後代に垂るゝに如かずと爲し、遂に佐野忠八、田邊柳太郎、杉浦力藏、月村徳之介、中野庫太郎、會田常吉、澤口喜太郎、關根保太郎の諸氏を委員に擧げ之れが編纂に着手し、其稿半ば脱する時、恰も大正四年十一月十日忝くも聖上陛下即位の大禮を行はせ給ふに當り、本村の有志者相謀り、大禮記念事業として、奥戸村誌編纂の舉あるに遭ひ、一部關係者の爲めにする一小冊子編纂よりも、寧ろ進て本村有志者の村誌編纂に賛同するに如かずと爲し、其殘額金貳百拾有餘圓と記事材料とを齎らし、其資と爲さむと



欲するの意を致したるに、村誌編纂有志諸氏は、欣然として之を納れたるを以て、本會は之に満足すると同時に其清算も亦終了を告ぐるに至たるものなり、是を學資會の經歷と爲す。爰に特筆すべきことあり、何ぞや曰く、同會は舊鼎小學校學區内の舊細田、曲金、鎌倉新田の三村有志者、其學區の教育資金蓄積の爲め、成立したる者なることは、前既に説く所の如し、故に同會の目的は、三大字の教育資金蓄積に在りて、本村小學校の資金蓄積に在らざりしや明かなり。而るに同會は其蓄積金を各三大字間に分配することを爲さずして、其三分の二に當る大部分は之を本村小學校の基本財産として寄附したる者なり、此舉たる、思ふに三大字の有志者は、嚮きに本村内三校を併せ、以て一校と爲せるの村是を思ひ、區々の私情に拘泥せず、公義尊重の意思を發揮したるものと謂ふべし即ち本村は大に三大字の舊學資會役員及び會員諸氏を徳とすると同時に、深く同會が他部落に先だち、夙に重きを教育に置かれたる誠見に感歎せざるを得ざるなり。因りて茲に表彰の意を以て、同會發起人其他役員諸氏の氏名其他同會に關する事項を左に掲ぐ。

一、學資會發起者

氏名の上に○印を付したるは發起者にして役員を兼ねたる符

- 細田 ○杉浦 柳吉
- 曲金 ○關根 保太郎
- 細田 ○中野 藤助
- 同 ○杉浦 重右衛門

- |           |          |               |           |            |          |           |             |           |           |           |          |          |           |           |
|-----------|----------|---------------|-----------|------------|----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 曲金 ○佐野 忠八 | 同 ○田邊 林藏 | 鎌倉新田 ○會田 重郎兵衛 | 同 ○田邊 松之助 | 同 ○田邊 又右衛門 | 細田 杉浦 重郎 | 同 杉浦 三右衛門 | 同 月村 仲右衛門   | 同 小川 伊右衛門 | 同 加藤 兵左衛門 | 同 杉浦 傳兵衛  | 同 鳥居 誠治  | 同 月村 賢藏  | 同 山崎 忠右衛門 | 曲金 關根 藤四郎 |
| 曲金 田邊 柳太郎 | 同 小島 兵藏  | 同 白井 長右衛門     | 同 石川 七五郎  | 同 羽二塚 重右衛門 | 同 關根 小四郎 | 同 佐野 藤八   | 鎌倉新田 澤口 三五郎 | 同 會田 幾太郎  | 同 宇佐美 平次郎 | 同 澤口 重右衛門 | 同 會田 嘉兵衛 | 同 鈴木 市十郎 | 同 田中 藤七   | 同 田邊 喜兵衛  |



以上

附同賛成者

高橋 又右衛門  
飯沼 頼隆

山内 兼太郎  
石井 源次郎

二、學資會趣意書及會則摘要

國家ノ富強ナルト否トハ、國民ノ智徳如何ニ由ル。故ニ國家ヲシテ富強ナラシメント欲セバ、必ズヤ國民ノ智徳ヲシテ一層之ヲ啓成セシメザル可ラズ。苟モ之ヲ啓成セシメント欲セバ、宜シク教育ノ普及ヲ圖ラザルベカラズ。教育ノ普及ヲ圖ラント欲セバ、先ヅ之ガ資金ヲ給セザルベカラズ。之ガ資金ヲ給セント欲シテ之ヲ土地ニ賦課センカ、課賦ノ額既ニ制限アリ。之ヲ各戸ニ賦課センカ、各戸貧弱ノ者多キヲ如何セン。

是ニ於テカ余輩有志者發起人ト爲リ、左記會則ニ示ス如ク、學資金ヲ蓄積利殖ノ目的ヲ以テ、爰ニ頼母子講ニ準ラヒ、學資會ヲ設立シ、之ヲ以テ高等小學校ヲ併置シ、汎ク學童ヲ集メ教育ノ普及ヲ圖ルト同時ニ一方ニ在リテハ、入會者ヲシテ、資金ヲ貯蓄スルノ便ヲ得ヒシメ、因リテ以テ國家ノ富強ニ資セムント欲ス。

冀クバ同感ノ諸君左ノ會則ヲ熟覽セラレ、速カニ賛成加盟シ本會ノ意ヲ貫徹セシメラレコトヲ。

明治二十一年一月

發起人 謹白

會則摘要

第一條 學資會執行ノ方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

總闖數 五百二十五本

此集金 壹千五拾圓

内譯

- 一金拾五圓 學資會親掛金及每會雜費
- 一金五拾貳圓五拾錢 當日掛金持參者へ膳料
- 一金貳百圓 當り闖 壹本渡金
- 一金七百八拾貳圓五拾錢 闖闖渡金

但每會當闖一本他ハ、闖闖トス第二會ヨリ五會迄ヲ限リ每會金貳百四拾五圓六拾貳錢五厘宛學資金トシテ引去リ殘額金五百參拾六圓八拾七錢五厘ヲ闖闖ニ充ツル者トス

第二條 會場ハ南葛飾郡細田村鼎小學校舍内トス



第三條 開會八年ノ豊凶ニ拘ハラズ壹箇年五回即チ一月、三月、七月、九月、十一月トシ會日ハ各其月ノ十日ト定ム。

第四條 存續期間ハ十一箇年ノ豫定ナレドモ羅圖ノ多少ニ依リ自然伸縮ヲ免レザルモノトス。

第八條 羅圖ハ入札金額ノ最少額ノ者ヨリ順次落札シ羅金ノ範圍ニ於テ落札セシムル者トス但殘餘金ハ後會ノ羅金ニ繰越ス者トス

第十四條 發起人中ヨリ主任九名ヲ選ミ其内ヨリ會長一名副會長一名ヲ選舉シ會長ハ諸般ノ事務ヲ總理シ副會長ハ會長事故アルトキ其職務ヲ代理ス

三、學資會積立金寄附申請書の寫

寄附申請書

一金貳千圓也

本學資會ハ、今回前記ノ金額ヲ本村即チ奥戸村小學校基本財産中ニ寄附候間御受納相成様致度候抑モ本會ハ去ル明治二十一年、教育資金ヲ積立ツル目的ヲ以テ設立シ、爾後星霜ヲ歴ルコト十有五、會ヲ開クコト七十有五回、明治二十一年ヨリ大正三年十二月ニ至ル二十有餘年間、銳意之ガ利殖ヲ圖リ遂ニ金三千七百拾有餘圓ノ積立ヲ見ルニ至リタル次第ニ候。尙ホ將來多々倍々増殖ノ必要ヲ

認ムト雖ドモ、本會ノ主腦者中ニ死亡者相次ギ、當初三十有四名アリシ者、今ハ纔ニ十有二名トナリシヲ以テ關係者相議シ、爰ニ本會ヲ解散スルコトニ決スルト同時ニ、前記積立金中貳千圓ハ、本村小學校基本財産中ニ寄附シ、以テ本會創設ノ目的ト關係者ノ微意ノ存スル所トヲ明カニシ、金壹千五百圓ハ、之ガ積立ヲ爲シタル細田・曲金・鎌倉新田、即チ本會設立部落ノ教育資金トシテ永久ニ維持シ、殘額金貳百拾有餘圓ハ、本會ノ組織其他關係者ノ氏名等ヲ録シタル小冊子ノ編纂費ニ充ツルコト、致シタル次第ニ候間、前記寄附ノ儀何卒御採納相成度候也。

大正三年十二月二十五日

學資會副會長 關根保太郎

奥戸村長 關根保太郎 殿

四、賞勳局の賞狀寫

東京府南葛飾郡奥戸村學資會

大正三年十二月東京府南葛飾郡奥戸村小學校基本金トシテ金貳千圓ヲ寄附候段奇特ニ付爲其賞銀杯壹組下賜候事

大正四年六月十六日

賞勳局總裁從二位勳三等伯爵 正親町實正



## 第二項 曲金耕地整理

本村大字曲金の耕地整理は、關根保太郎氏の主唱に係り、整理地の設計は、東京府農事試験場長中村彦氏に囑し、法定の手續きを経、明治三十五年十月工を起し、同三十七年十月之が竣成を告げたり。施行の順序は、先づ道路及び溝渠の整理に著手し、同三十六年五月其工成るを告げしも、夏季は工事を中止し、同年秋季より翌年春季に互りて區劃を整理し、同三十七年十月工事全く完成せり。然れども換地の交付、増歩地の處分、地價の配付、整理地登記の申請等に、日子と手數とを要したること頗る多く、漸く同四十年十月に至り始めて登記を完了したるを以て、同年十二月、總會の決議を経て、事業報告書を當該官廳に提出するに至れり。

而して整理機關は、關根保太郎、田邊柳太郎、佐野忠八、田邊藤三郎、關根柳介の五氏を整理委員に擧げ、委員の互選を以て關根保太郎氏を委員長に推したり。委員長たる關根保太郎氏は、工事の監督より、書類の整頓、金錢の出納、其他一切の事務に至るまで、殆ど一身に引受け之を處理したり。

耕地整理の結果に就きては、排水灌漑の便利と云ひ、肥料及び收穫物の運搬と云ひ、勞力の減少費用の節約と云ひ、特に従前卑濕の水田にして、排水に途なく、年々水腐を免れざりし場所の如

きは、其被害を一掃し去るに至りし等、間然する所なく、豫期の目的を達し、隨て收穫の如きも従前に比し田一段歩に付約二斗乃至四斗の增收を見るに至りたるは其好成绩を證明して餘りありと謂ふべし。

## 附言

本村大字曲金耕地整理の主唱者は、關根保太郎氏にして、同氏の之を主唱し之を遂行するに至りたる動機は、今を距ること二十八年前即ち明治二十二年中、大日本農會に於て、全國老農を招集し、農談會を開催したる際、氏は特志者として列席し、農商務省の農家經濟の上進を圖るの方法如何と曰へる諮問案の討議に當り、氏は田區改正(現今の耕地整理)の件、其他副業即ち養鶏等の事に就きて、其意見を陳述せり、是れ農事改良の根本は、耕地整理に在るを確信したればなり。

當時にありては耳を斯業に傾くる者幾ど希なりしも拘はらず、氏の心大に決する所あり、機を見て必ず之れを實行せむことを期せり。既にして同三十二年三月、耕地整理法の發布せらるゝあり。東京府農會に於て、之が測量及び費用補助の途を設けたるを以て、氏は乃ち機至れりと爲し、同三十五年、先づ氏の居住地なる大字曲金の耕地を整理し之が模範を示すに決意したり。

然るに参加土地所有者、容易に之に同意せざりしを以て、甚だ之を苦みたり。蓋し氏は斯業の事たる、皆體かに有益事業と認めざる者なきも、其の費用の負擔等に就き、深く疑念を抱き之を決せざる者の如く察知したるを以て、關係者に約するに、参加土地所有者の負擔額は金一千圓を限度とし、若し之を超過せば、其超過額は之を寄附すべきを以てし、始めて参加土地所有者の同意を得て斯業に著手し、遂に之を完成したる者なり。

同氏が之を主唱して之を貫徹するに至る迄の間の苦心慘懷は、實に想像の外なるべし、然れども之が爲めに贏ち得たる對價の更に偉大なるは、亦豫期以上のものありと謂ふべし。



今や荒川改修工事、稍々其歩を進め、竣工の期も略 窺ひ知るを得べきを以て、此の際充分の調査を遂げ、本村全體に 亘り之が整理を行ふは、最も適當の時機なりと信す。其局に當る者宜しく曲金に鑑み、今よりして、之が施行の順序方 法を定め、速かに之が完成を求めずして徐に之を施行せば、至難の業たる耕地整理の事業も、敢て難事とせずして完成 を告ぐるに至るべきを信するものなり。

一、曲金耕地整理地新舊比較一覽

地目	整理前の土地面積地價筆數			整理前の土地面積地價筆數		
	段別	地價	筆數	段別	地價	筆數
田畑	三、五〇八	一五、七六〇、三〇〇	五三〇	三、三三二	一五、七六七、一八〇	四三三
宅地	三、三〇五	五三、三七〇	一七三	三、四一一	五七、五三〇	二九
畦畔	四、〇〇〇	一〇、九六〇	八	四、二二七	一〇、八三三〇	二
道路	一、八二〇	一、七五〇	一	一、七五〇	一、七五〇	一
溝渠	一、三七九	一、七一九	一	一、五二六	一、五二六	一
土揚	四、〇二二	四、〇二二	一	七一九	七一九	一
計	四〇、九一九	一、六四二、二九〇	七〇〇	四一、六九二	一、六四二、三〇〇	五七三

備考

整理地總面積に於て一町四段五歩を増し、其内耕地段別の増歩は、九段二畝十二歩にして、筆數の減は、百二十七筆な

り。地價は、舊地價額に据置るべき規定なれども、割當計上金七拾四錢を増したり、整理地畦畔は本地に料入しあるも新舊比較對照に便せむが爲め假に掲げたるものなり。

二、曲金耕地整理費收支一覽

収入の部		支出の部	
東京府農會補助	二〇〇、〇〇〇	道路溝渠畦畔新設費	九九五、三二四
増歩地賣却代及換地より生じたる益金	一、九二六、九五〇	舊道路溝渠畦畔埋立	七七四、九五七
關根保太郎寄附金	七三〇、〇三四	取拂及畑地改廢費	七三七、一四九
參加土地所有者割賦金	一〇〇〇、〇〇〇	橋梁關柵新設及土管伏込費	三〇五、六六三
		測量製圖及整理委員費其他雜費	二五七、三六五
		家屋肥料溜移轉其他賠償金	四九、七〇〇
		登記申請諸雜費	七三六、八二六
		借入金利子	三、八五六、九八四
合計	三、八五六、九八四	合計	三、八五六、九八四

附記

整理費金一千圓は舊段別三十六町二段六畝十三歩に割り當て、之を二回(明治三十八年十二月同四十年十二月)に徴收したり、乃ち一段歩に付平均金二圓七十五錢七厘餘に當れり。今若し補助金増歩地收入金及寄附金等なきものとするも一段歩に付金拾圓六拾錢餘に過ぎざる勘定なり。



附 耕地整理之碑

耕地整理之要、大凡有四、曰水利也、曰便運輸也、曰省勞費也、曰增收穫也。我國田畝之形狀。概不正整、高低不同、或偏狹、或偏大、境界犬牙、耕者勞多少、利、惟因襲之久、視以爲常。不敢加改善、冥々之間、失利者不可勝計。若本村亦然。於是乎、有耕地整理之舉、蓋本村曲金行此舉、實自明治參拾五年參月起、至參拾七年拾月止。全其整理者、田畑宅地、合段別三拾九町八段六畝步、工費總額參千八百五拾六圓、此中有補助、有增步地、賣售金、有捐金、是以歸地主負擔者、不過壹千圓矣。此役也、參與其事、周旋竭力者、爲關根保太郎、田邊柳太郎、田邊藤三郎、佐野忠八四氏、而予亦與焉。始有其地役者、慮事之難、與費之鉅、遂巡不致決。關根保太郎氏奮然、誓衆曰、事之難、費之鉅、不令諸君受其累、萬一工費過大、則不肖請辦之、乃捐金七百有餘圓、遂完工事。工成而衆享其利、蓋氏之誠衆、率此類也。玆歲一月、衆相謀建碑、以傳其事、寔爲不朽之業、余乃應乞、略紀由來、以示後人。其地區內參加氏名、乃碑陰備載焉。

明治四十一年九月

從七位勳四等

關根柳介撰書及篆額

第三項 村治功勞者の表彰

本村に村制施行せられて以來、爰に二十有五年、村内の事物は、世の進歩と俱に大に其面目を革めたり、明治二十一年四月、自治の上諭一たび下り、翌二十二年五月、村制始めて施行せられて以來大正二年四月に至る、二十有五年の間、村治機關の任滿ち改選せられたること數回、而して村長に、關根柳介、山内兼太郎、山内百之助、關根保太郎の四氏、擧げられて村治に當り、此間勤續二十五年、能く村長を助け村治に貢獻したる者を、助役吉田伊右衛門、書記市川藤三郎の兩氏と爲す。山内兼太郎氏は、村制施行以來村會議員を勤續し、特に村長在職中、私財を抛ち村治上に資したること少からざりき。關根柳介氏以下三十二氏の如き、村治上功勞顯著なるものあり。是を以て村内有志相謀り、大正二年四月十三日を卜し、村治功勞者の表彰式を擧ぐると、同時に村制施行二十五年祝賀會を開き、大に村治の發展を祝福し、兼て又征露戰役後の歸郷兵員諸氏の爲めに、慰勞會を開きたり。

此日來賓として熊谷郡長代理林郡書記及び比隣町村長其他村内重立者の臨場したる者、其數八十名に及べり、會長關根保太郎氏、先づ開會の辭を述べ、次で村治功勞者三十五名に對し、夫れ々感謝狀其他紀念品を贈呈して式を了へ、次に兵員慰勞會を開き、各兵員諸氏に對し謝辭を陳べ金圓を贈與して式を終り、式後祝宴を張り各自充分の歡を盡して散會したるは午後五時頃なりき。前記の經費は主として村内有志の寄附に出で、總額金壹千參百有餘圓を要したりき。

(功勞者諸氏に對する感謝狀)



は、本誌第十九章に熊谷郡長、平澤奥戸尋常高等小学校長の祝辞(吉田助役及び市川書記の答辭に、本誌第二十章に、兵員諸氏の氏名は本誌第十章に掲げたり。)

爰に特筆すべき者あり、即ち當日本會が贈りたる慰勞金の内より、山内兼太郎氏は金百圓を、吉田伊右衛門氏は金參拾圓を、市川藤三郎氏は金貳拾圓を、帝國在郷軍人會奥戸村分會基本財産中に寄附せられたるの一事なりとす。諸氏の公共心に對し、深く感謝の意を表せずして可ならじや。

一、二十五年勤績者

一金參百圓	銀盃一箇	感謝狀添附	助役	吉田伊右衛門氏
一金貳百圓	銀盃一箇	同	書記	市川藤三郎氏
一金貳百圓	銀盃一箇	同	同上	山内兼太郎氏

村會議員  
前村長

二、其他の功勞者

一銀盃一箇	關根柳介氏	一銀盃一箇	杉浦重右衛門氏
一同	山内百之助氏	一同	齋藤佐七氏
一同	中野藤助氏	一同	佐野忠八氏
一同	山内東一氏	一同	井上忠五郎氏

一同	上	會田重郎兵衛氏	一同	上	田邊久四郎氏
一同	上	關根藤四郎氏	一同	上	汐澤柳吉氏
一同	上	田中長之助氏	一同	上	石井源治氏
一同	上	田邊柳太郎氏	一同	上	三田泰助氏
一同	上	會田常吉氏	一同	上	汐澤七五郎氏
一同	上	佐藤保太郎氏	一同	上	杉浦多吉氏
一同	上	石川門九郎氏	一同	上	石川濱次郎氏
一同	上	植村彌太郎氏	一同	上	大橋重房氏
一同	上	杉浦力藏氏	一同	上	石川石三郎氏
一同	上	澤口喜太郎氏	一同	上	平澤午之介氏
一同	上	關口彌四郎氏	一同	上	關根光太郎氏
一同	上	田中久次郎氏	一同	上	關根保太郎氏

第四項 橋梁の架設



本村大字奥戸新田の沿岸に、一水の流るゝあり、世に中川と稱す。本郡の中央を劃り、而して郡内本田村大字立石の岸に對し、一橋を架せり、奥戸橋と曰ふ、實に兩村の要衢たり。大正三年四月一日の開通にして、幅員二間半、長さ七十五間あり。大正二年七月を以て工を起し、同三年三月を以て工を竣へたり。而して經費總額は、金一萬五千五百圓を要せり。從前沿岸に渡船四箇所あり、架橋の爲めに渡船は、殆ど用なきに至るを以て、之が損害補償として金貳千八百圓を架橋費中より支出したり、故に此損害補償金を總經費中より控除すれば、則ち工費は金壹萬貳千七百圓なりとす。此橋梁一度を通じて以來、人馬交通の頻繁なること、豫想の外に出で、其至便舉げて言ふべからざるものあり。

## 附言

本橋は大正元年十月、本村の石井源治外十五名、本田村の小林金之輔外四名の諸氏、私費架設の儀を出願し本村長關根保太郎氏、本田村長柳川峰太郎氏之に副署して、之を東京府に進達し、翌二年六月十六日之を架設すること其架設工事竣工の日より向ふ十五箇年間、所定の賃金を徴收することの免許命令を得て以て之を架設したるものなり。本田村の諸氏は、初めより架橋に係る一切の事業を擧げて、本村の出願者に委れたりき、依りて本村の出願者は、中川架橋組合を組織し、之に其權利を讓渡し該組合をして之を架設せしめたり。

是に於て組合は葦澤善十郎氏に工事の設計及び其監督を、橋本三十氏に其補助を囑託し、工事の施行は恩田三五郎氏に請負はしめたり、氏は誠實に工事を施行したるに依り、竣工に及び組合より感謝状及び銀盃を贈り之に報ゆる所ありたり。本橋起工の始めより竣工の終りに至る迄の經過は大略此の如くにして、其間些の支障なかりしは、大に欣幸とす

る所なり。

然れども其起源に溯れば、實に明治十七年即ち今を距ること三十餘年以來の計畫に係り、其間甲出で、之を請願すれば、則ち乙亦出で、請願し、丙出で、之を請願すれば、丁亦出で、之を請願し、甲乙互に相抵牾し、乙丙相競争せり、如何なる利器も以て弊根錯節を試むるに由なく、或は臨時村會の召集と爲り、或は委員の調査と爲り、或は有力者の調停と爲り、或は村長の辭職と爲り、或は郡長の説諭と爲れり。宮川前郡長其局に當るや、懇諭甚だ厚く、爲めに本村の協議熟したりしも、本田村内に異論生じ、當局者の苦心焦慮、轉々名狀すべからざりき。然りと雖も本村の請願者は、屈せず挽まず初志の貫徹に努めたりき、而して關根村長は、陰に陽に斡旋盡力せられ、其結果遂に目的を達するに至れり。尙ほ茲に一言を要するものあり即ち何が故に收支相償はざる本橋の如きものを架橋したるかを疑ふ者なしとせざる一事なり、本橋の架設は是れ一に交通運輸の目的として企圖したるものにして、私利を目的として計畫したる者にあらざるなり、即ち直接には、本村民の利便に供し、間接には、一般公衆の利益を圖れる者にして、公共的事業に外ならざるなり。而して架橋前に在りては、此架橋問題の爲に大字奥戸新田内の如きは、架橋非架橋の二派に分れ、互に相嫉視反目して軋轢し、遂に村治上に迄其影響を及ぼしたることすらありたりき。然るに本橋の竣工を見るに追びて自ら調和の傾向を來せり、關根村長は此の機に乗じ、私財を抛ち之が和解に奔走し斡旋大に努めたりしかば、遂に雙方互に調和し、奥戸新田の和平舊に復し、敢て不平を唱ふる者なきに至れり。之を要するは、本架橋の成れるは、本村民共同一致の賜もつたるや固より言を俟たずと雖も、而も本村民としては、之に援助を與へられたる村民以外の各位諸氏の勞を忘るべからざるなり。

更に終りに臨み希望すらく、本架橋は上記の如く、人馬交通の頻繁なる要衢にして、樞要缺くべからざる橋梁なるを以て、東京府は速に之を其府の營造物と爲し、以て無償通行を許容し、公衆の爲めに一層の利便を得せしめられむことを、斯くありたる時は交通亦一層の頻繁を加へ、其結果生産力に及ぼす影響實に鮮少にあらざるべきを信すればなり。



一、奥戸橋架設發起出願者

奥戸村大字曲金		
田邊柳太郎	佐野忠八	關根徳二
同 大字諏訪野		青木城助
石川門九郎	石川源次郎	石川濱次郎
同 大字奥戸新田		
石井源治	吉田勇吉	關口彌四郎
宇田川悦五郎	福田四郎吉	岡本太市
本田村大字立石		吉田謙吉
小林金之輔	山田忠右衛門	島田八郎
鈴木磯吉		清田兼吉

二、奥戸村中川架橋組合同規約

第一條 本組合ハ交通ニ便セン爲メ中川筋南葛飾郡奥戸村同郡本田村間ニ賃取橋ヲ架設スルヲ以

テ目的トス

第二條 本組合ノ名稱ヲ奥戸村中川架橋組合ト稱ス

第三條 本組合ノ事務所ヲ理事長宅ニ置ク

第四條 本組合ハ組員ニ組員證書ヲ交付スルモノトス

第五條 本組合ノ資本金額ハ金壹萬五千圓トシ各組員ノ出資額及其拂込方法左ノ如シ

(各組員ノ出資額拂込方法及其氏名トモ省略ス)

第六條 本組合ハ理事十五名以内ヲ置ク理事ハ組合會ニ於テ選舉ス

理事ノ任期ハ三箇年トス滿期再選ヲ防ケス

理事定數ノ内二名ヲ限リ壹千圓以上ノ出資者ニ於テ之ヲ互選スルモノトス

但當該出資者二名以内ナルトキハ其者ハ別ニ選舉ノ法ニヨラスシテ當然理事ノ職ニ就クコト

ヲ得ルモノトス

第七條 理事ハ組合ヲ代表シ組合財産ノ管理及裁判上裁判外ニ於テ組合業務ノ一切ヲ處理スル權限ヲ有ス

但理事ノ互選ヲ以テ理事長一名ヲ舉ク

組合財産ノ管理及業務上ノ處分行爲ハ理事ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス



第八條 橋賃ノ取立方法ハ理事會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第九條 組合ノ財産ハ財産目録ヲ調製シ置クモノトス

第十條 本組合ハ毎年一月通常總會ヲ開ク臨時總會ハ必要ノ都度之ヲ開ク

第十一條 組合ノ會計決算ハ毎年十二月末日限り之ヲ爲シ總會ニ於テ之ヲ報告スルモノトス

第十二條 組合員ノ利益ノ配當損失負擔ノ割合ハ各組合員ノ持分ニ應シ之ヲ取得又ハ負擔スルモノトス

但配當金ハ本田村大字立石ニ對シ許可年限中毎年利益分配ノ名義ヲ以テ支拂フ處ノ金百拾圓ト經費金トヲ本組合ノ收入金中ヨリ控除シタル殘額トス

第十三條 組合員ハ其持分ヲ讓リ渡スコトヲ得

但組合員ニシテ其持分ヲ讓リ渡サントスルトキハ其讓受人ト共ニ組合員證ニ記名調印シ理事ノ承認ヲ受クヘシ

第十四條 前條ニヨル持分ノ讓受人ハ本組合員タル資格ヲ取得シ讓渡組合員ノ權利義務ヲ承繼スルモノトス

第十五條 本組合ハ橋梁許可年限間存續スルモノトス

第十六條 組合員ハ左記行爲ノ一ニ該當スルトキハ組合會ノ一致ヲ以テ組合ヨリ除名スヘシ

一、組合員ニシテ組合ニ對シ不正ノ行爲アリタルトキ

二、組合ノ名譽ヲ毀損シ又ハ組合ノ損失トナルヘキ行爲ヲ敢テ爲シタルトキ

第十七條 組合員ハ持分ノ拂戻ヲ請求スル權利ナク本組合ニ損失アル場合ハ分擔ノ責任ヲ免レサルモノトス

第十八條 本規約ニ定ナキ事項ハ凡テ法律命令ノ規定ニ據ルモノトス

大正二年七月

三、奥戸村中川架橋組合役員

理事長	關根保太郎	理事	石井迅吉
理事	田中長之助	同	關口彌四郎
同	佐野忠八	同	杉浦力藏
同	田邊柳太郎	同	杉浦兼三郎
同	小島兵藏	同	會田常吉
同	石川源次郎	同	田邊久四郎
同	宇田川悦五郎	同	山田兼太郎



### 第十九章 本村の有位帶動者及功勞者

#### 第一節 功勞者

本村の功勞者は、屈指に暇あらずと雖ども、本章には唯、其最なる者を選び且つ其略傳を敘すること、せり、看る者之を諒せよ。自今以後、本村少壯有爲の後進者陸續として輩出し、而して是等後進者が先輩の蹤を追ひ、苟も功勞ありとせむか、更に亦之を紹述することあらむ。

#### 第一項 村治功勞者

##### 一、關 根 柳 介 氏

明治二十二年五月、町村制の實施せらるゝに當り、本村々長に選舉せられし者を誰とか爲す、關根柳介氏即ち其人なり。氏は本村の徳望家にして、嘉永六年十月五日を以て生る、其先は藤原氏より出づ、而して祖父を源兵衛と曰ふ。世々舊曲金村名主たり、父を森右衛門と曰ひ、後ち正雄と改名す。氏は其長子にして、夙に令名あり、明治八年九月、内務省十五等出仕に補せられ、職を

地租改正事務局に奉ず。當時地租改正御用として、東北方即ち福島、若松、鶴ヶ岡、秋田、新潟等の諸縣を巡回し、同二十年四月、鹿兒島縣屬に轉任す。爾後大藏省屬及び福井縣屬に歴任し、熊本縣徵收課長に累遷し、同二十二年三月を以て非職を命せられ、歸郷せり、是歲八月、更に遞信省屬に任せらる。

是時に當りて、本村々會、及び村民の情願に依り、遞信大臣の認可を得、本村名譽職村長の職を兼任せり。同二十四年八月、願に依りて官を免せらる。同二十五年二月、東京府會議員に當選就任し、同二十九年二月、改選の際、同議員に再選せられしも、即時其任を辭せり。是歲四月、臺灣總督府民政局屬に任せられ、後ち嘉義縣辨務署長と爲り、高等官七等に敘せられ、同三十一年三月、從七位に敘せらる。是歲六月、廢縣に依りて廢官と爲る。

同三十五年八月、東京府郡部より衆議院議員に當選し、幾ばくならず、議會解散せられ、同三十六年三月、再び同議員に選舉せらる。復た解散に遭遇し、同三十七年三月、三たび同議員に選舉せらる。同三十九年四月、勳四等に敘し、旭日小綬章を授與せらる。是を氏の官歴と爲す。其の人と爲り、及び功勞に至りては、本村々會の決議を以て、氏に呈したる左の感謝狀に由りて、其一端を窺ふを得べし。

#### 感謝狀



君は明治二十二年五月、町村制を實施せらるゝの初め、選に本村名譽職村長の職に當り、同二十四年七月を以て退職せられ、同三十二年十月、再び其選に當り、同三十三年九月を以て、復た退職せらる。

蓋し町村制の實施は、是れ自治の創業にして、諸事新規に屬するを以て、其大體に至りては、制令の示す所、當路の命する所ありと雖ども、而も町村の公益を増し、村民の福利を進めむと欲するに至りては、宜しく故きを温れ而して新しきを知らざるべからず。是故に従前の關係に因る者、及び將來の取捨と處分との事に至りては、尤も當に鄭重の思慮を要すべきなり。君夙に心を此に用ひ、意を此に注ぎ、誠心誠意、本村の公益と福利とを増進するを以て目的と爲し、制令の示す所を嚴守すると同時に、當路の命する所、亦敢て面從せず。自治の範圍に於て、強毅剛直、其精神を貫き、以て本村の發達に努め、新法施行上舊慣を酌み、而して之を決行し、特に役場機關の組織より、輕易の事務を處理するに至るまで、他町村の順に倣ひ普通の例に依ることを爲さず、心意を經濟の上に致し、凡そ百爾の經營、既に其宜しきを得、村民其澤を蒙らざる者なし。是れ他なし、君創業の時、焦思苦慮、眞圖善例を貽されし結果に外ならず。是を以て村民は、擧りて其徳を頌し、永く之を史乘に傳へむとす。

因りて村會の議決に依り、爰に銀盃一箇を贈り、謹みて感謝の微衷を表す。

明治三十五年二月十四日

前奥戸村長 關根 柳介 殿

奥戸村長代理助役 吉田 伊右衛門

## 二、山内兼太郎氏

前奥戸村長關根柳介氏の退職せらるゝに當り、其後任として村長に選舉せられし者、實に山内兼太郎氏なり。

氏は本村に盛望ありて、深く村民に信賴せられ、其功勞亦偉大なること、嚮きに本村が村會の議決を以て、氏に呈したる感謝狀と、村制施行二十五年祝賀會の際に於ける、同會長の感謝狀とに盡せるを以て、之を掲げて氏の小傳に代ゆることとせり。

氏は安政五年三月二十二日を以て生る。先代を太右衛門と曰ふ。本村の素封家にして、世々太右衛門を以て稱せり。氏の人と爲り濃厚篤實、心力を公共事業に致せり。本村の今日あるは、氏與りて力あり。村民の永く肝に銘し而して忘れざる所なり。即ち左の感謝狀に由りて、之を證明するを得べし。

## 感謝狀

君は明治二十四年八月、選に本村々長の職に當たられ、既にして其任滿ち、同二十八年九月、再び其選に當り、而して同三十二年八月を以て滿期退職せらる。

願ふに君が職に在りしは、實に八年間の久しきに互れり、而して此間、各種の事故に遭遇せるも終始一貫、能く村治を圖り、公平無私、汎く村民を愛し、偏黨あることなし。意を本村の經濟に注ぎ、本村民の幸福を増進することに努めらる、特に同二十九年、洪水氾濫し、同三十一年、赤痢病流行せる時の如きは、尤も心力を其防禦に竭し、爲めに堤塘は纒に一小破に止まり、大決潰の厄を免れ、惡疫に蔓延の憂を道れ、村民をして其堵に安ずることを得せしめたる者、皆君が賜にして、其勤勞と功績とは、洵に偉大なりと謂ふべし。

因りて村會の議決に依り、爰に銀盃一箇を贈り、謹みて感謝の微誠を表す。

明治三十五年二月十四日

奥戸村長代理助役 吉田 伊右衛門



前奥戸村長 山内兼太郎 殿

感謝狀

本日、村制實施二十五年を祝するに當り、本會は、本村々會議員前村長山内兼太郎君に對し、其功勞を感謝すると、同時に聊か敬意を表せむと欲す。  
君は町村制施行と同時に、選ばれて村會議員と爲り、爾來今日に至るまで、二十有五年の久しき、終始村政に參與し、本村の施設經營する所、皆其宜しきを以て、本村今日の繁榮を見るに至れる者、君與りて大に力あることは、村民の普れく知る所なり。加之明治二十四年、君選ばれて本町名譽職村長と爲り、在職八年、銳意村治の完美を期し、村民の福利増進と、災害の防遏救済とに盡瘁せられたることは、亦村民の忘れむと欲して、而して忘るゝ能はざる所なり。因りて君の功勞の萬一に報せむが爲に、爰に銀盃一箇と、金貳百圓を贈呈し、以て感謝の敬意を表す。

大正二年四月十三日

奥戸村々制施行二十五年祝賀會 會長 關根保太郎

奥戸村會議員前村長 山内兼太郎 君足下

三、山内百之助氏

前奥戸村長關根柳介氏の退職せらるゝに當り、其後任として村長の職に選舉せられし者、實に山内百之助氏なり。其聲望の高きこと、亦以て之を推知するに足らむ。

氏は文久三年十二月を以て生まれ、父を喜助と曰へり、氏は其長子なり、不幸にして未だ其任期満たざるに先だち、病の爲に職を辭され、明治三十五年八月に至り遂に歿せらる。

氏の人と爲り及び其性格資品の如きは、左の感謝狀、及び弔辭、能く之を證せり。

感謝狀

君は明治三十三年九月を以て、選に當り本村々長と爲り、爾來身を村治に委れ、夙夜孜々として、村内の幸慶を増し、朝暮汲々として、村民の福利を進むることに努められたり、故に今日に至りて其功勞の迹、赫々として顯著なり。特に君は當時本村内に、鼎、徳修の二公立尋常小學校の設けありて、教育費に於ける村内毎戸の負擔は、舊慣に仍り、不均率なるが故に、公私の煩雜からざるを憂ひ、二校を合せ一校と爲し、更に高等小學校を併置し、以て普通教育の上進を圖らむとし、身ッ病弱多きを顧みず、盡力せられたるの效果空しからず、村内一人の不平等なきに至り、遂に二小學校を併せて一と爲し、因りて以て教育費の賦課率を均しくし、且つ高等小學校を併置するの議決を見るに至れり。  
之を要するに、君其職責の當に然るべきを行へるに過ぎざるが如しと雖ども、抑も亦本村を愛護するの深き者あるにあらずれば、焉ぞ能く斯の如きを得むや。

是に由りて之を觀れば、君の如きは實に本村の模楷にして、其功勞永く後代に傳ふべきなり。是を以て村民は、皆君の徳に服し、其在任の長からむことを望み、而して已まざりき。然るに今や君の病漸く重く、任務に堪へざるの故を以て、敢て請はるゝに退職養病を以てせらる。村民の失望果して如何ぞや。然れども村會は、君が事情の已むなきを諒察し、強ひて其請を拒むに忍びず、乃ち其退職を承認すると同時に、銀盃一箇を贈り、爰に在職中の功勞を慰藉し、併せて感謝の敬意を表す。

明治三十五年二月十四日

奥戸村長代理 助役 吉田 伊右衛門

前奥戸村長 山内百之助 殿

弔辭



維時明治三十五年九月五日、奥戸村長關根保太郎、爰に村民を代表し、謹みて、故前本村々長山内百之助君の靈に白す。君は昨三十四年病魔の爲に犯され、藥餌と相親まるゝこと數月、本年二月、任務に堪へざるの故を以て、遂に村長の職を辭せらる。村民、君の徳を頌し、且つ平癒せらるゝの日を待ち、再び君の職に復せられんことを望み、而して已まざりき。然るに藥餌其效を奏せず、今八月三十一日を以て、溘焉として永く逝かる。嗚呼、哀しい哉、村民皆慟哭し追慕已ます。願ふに、君は嘗て舊聯合村々會議員と爲り、其職に幹掌せらるゝこと多年、町村制實施せらるゝに追ひて、村會議員に選まれ、學務委員の職を兼ね、之に加ふるに、同三十三年九月、擧げられて本村名譽職村長の職に就かるゝや、力を村治に致し、村民の幸福増進に努めたること、其幾許なるを知らず。是を以て君が其職を退かるゝや、村會は一致を以て其功勞を表彰せむことを議決し、因りて銀盃を贈呈し、併せて君が病狀を慰問したりき。是れ他なし、村民皆君の功勞を多とし、之を後代に傳へ、而して模範先輩の士として、之を崇敬せむと欲するに由れるなり。今や不幸にして溘逝に遭ひ、幽明境を異にす。然れども君が企畫經營せられたる所の事物は、儼然として存在せり。而して其未だ手を下すに至らざりし者は、君の遺志を繼ぎ之を紹述するの責後任者に在り。不肯保太郎乏しきを後任村長に承く、自今誓ひて之を紹述せむことを期す。聊か奠を茲に陳れ、謹みて蕪辭を叙べ、以て君の靈を弔す。靈にして而して知ることあらば、嘔露として來り響けよ。

奥戸村長 關根保太郎

#### 四、關根保太郎氏

氏は明治三十五年四月、前村長山内百之助氏の後を承け、本村名譽職村長に擧げられ、爾來選を重ぬること四七たび、年を閱すること十有四年、今尙ほ現職に在り。而して其間村治に貢獻せられ

たる功勞、蓋し少なしと爲さず。

氏は明治元年五月六日を以て、本村大字曲金に生る。父を藤四郎と曰ふ、實に其長子なり、幼にして學に志し、長じて心を農事の改良に注ぎ、爾來三十年間、終始一貫、能く志を偷へず。特に教育の普及發達に熱中し、其他諸般の公益を圖るを以て念と爲し、殆ど一家を忘るゝもの、如し、故に其功績の觀るべき者、亦蓋し尠しと爲さず。左に載する所の者之を證して餘あらむ。氏にして殆ど一家を忘れ、能く其志を成すを得るもの、妻女いち子女史の内助の功大に與りて力ありと謂ふべし。乃ち氏の次に、妻女いち子女史の小傳を録し、附するに愛國婦人會、東京支部南葛飾郡幹事部長鷺見幸子女子が、いち子女史の靈に手向けたる、弔詞とを以てせざるを得ざるなり。

大正元年一月帝國市町村長名鑑所載  
教育實成會發行

東京府南葛飾郡奥戸村長勤七等 關根保太郎氏

東京府南葛飾郡奥戸村大字曲金天祖神社境内に碑あり、文中に記して曰く、「關根保太郎、奮然警衆曰、事之難、費之鉅、不令諸君受其累、萬一工費過大、則不肯請辦之、乃捐金七百餘圓、塗完工事」と、文字拙なるも更に飾らず、事實を千載に傳へて之を頌徳せられたる、氏の自治政上に貢獻せる想ふべきなり。

氏選を重ぬること三度、其間殆んど十有餘年、村治に盡瘁せる功績實に枚擧に違なきも、就中其主なるもの二三を擧ぐれば



氏、農會長の職を兼ね、農事改善を圖り、農談會及品評會等を開設して、其足らざるを補ひ、殊に耕地整理を執行するや、委員長となり、精勵刻苦の餘、碑を建て表彰せらるゝに至れり。土木を起し、道路を收め、橋梁を架し、開門樋管を設くるに當ては、自ら費用を補足し其完成を計り、以て交通運輸の便を圖り、嘗ては紛々たる議論に膠せず、毅然寄附金其他の資金一萬圓を得て、一大校舎を新築せしが、後明治四十年義務年限延長せらるゝや、更に又増築をなし、多数の卒業生を出すに至れり。又衛生組合を設けて、村民の衛生思想を養生し、未然に疫病を防止す、或は兵事義會を開き、戦死者遺族を扶助し、或は軍人の家族にして貧窮なるものに生業を授け、以て内顧の憂なからしめ、益々義勇奉公の念を熾ならしむ。明治四十三年、水災に遇ふや、義捐金の一半を割き、罹災救助積立金となし、將來に備へ、或は基本財産の増殖を計るは勿論、赤十字社、帝國海軍協會、及び愛國婦人會等の事業を翼賛し、國家的事業に貢獻する所、決して尠からざるなり。氏、嘗て東京府農工銀行監査役たり、當時東京府會議員として、其名聲噴々たりしが、未だ年老ひずして一村に退き村尹と爲り、専心村治の功を擧ぐ、其名利に淡きこと此の如し、清廉の士と謂ふべきなり。

明治四十四年 日本農界偉人名鑑所載  
多木製肥所發行

關根保太郎君、東京府南葛飾郡奥戸村曲金

明治二十八年三月、奥戸村農會を設立し、選まれて之れが會長となり、同三十一年、南葛飾郡農會議員に當選し、同副會長に選ばれ、同年東京府農會議員となり、同會評議員、同會耕地整理委員等に擧げられ、其他、東京府會議員、奥戸村長、農產品評會審査員等の公職に就き、専ら村治に意を注ぎ、至難事業たる、耕地整理を完成する等、農事に盡くせる功績、洵に顯著なるものあり。

明治三十八年五月、大日本農會總裁伏見宮殿下より、綠白綬有功章を賜はり、同四十年には、更に復た名譽賞狀を下賜せられ、同三十九年、明治三十七八年事件の功績に依り、勳七等青色桐葉章及金五拾圓を賜はり、其他賞狀銀杯等の贈與を受け

しもの甚だ多し。

大日本農會有功章贈與證狀(寫)

綠白綬有功章

特別會員 關根保太郎

資性篤實、夙とに志を興農殖産に効し、各種の農産を試作し、肥培の適否を驗し、殊に紫雲英綠肥の有益を覺るや、記述に、碩種に、多方之れが栽培を勧誘し、優良多穫の稻種を撰出して、之を遠近に配與し、或は當局試作事業の囑託に應じ、有志と共に地方系統農會の創設に斡旋し、専ら村農會を起し、選まれて會長となり、屢々共進會品評會等の審査に與り、或は農談會を興し、幻燈會を設け、銳意奨導して新業の振作を圖り、其功勞尠からずとす。仍て茲に大日本農會の有功章を贈與し、以て其の名譽を表彰す。

明治三十八年五月二十九日

大日本農會總裁大勳位功二級 貞愛親王

多年職務ニ從事シ、普通教育ニ關シ功勞尠カラザルニ依リ、視箱一個ヲ賞與ス。

南葛飾郡奥戸村長 關根保太郎

明治四十年四月一日

東京府

名譽賞狀寫

東京府南葛飾郡奥戸村

特別會員 關根保太郎

農村風紀ノ改良

第十九章 本村の有位帶動者及功勞者



農事改良ノ獎勵及實行  
農業教育ノ獎勵及實行

右成績顯著ナルヲ以テ、本會農事改良獎勵法ニ依リ、茲ニ之ヲ表彰ス。

明治四十年十二月三日

大日本農會總裁大勳位功二級 貞愛親王

表彰狀寫

貴下ハ。明治三十五年四月、奥戸村長ニ就任以來、特ニ教育ノ爲ニ力ヲ盡サレ、其功績顯著ナルモノアリ。依テ本會ハ、茲ニ公衆ノ展覽ニ供スル、教育功勞者表彰芳名簿ニ登錄シ、之ヲ永久ニ傳フルト同時ニ、教育功勞者表彰規程第四條第二號ニヨリ硯箱一個ヲ贈呈ス

大正四年十一月六日

南葛飾郡教育會長從七位 井野次郎

關根保太郎 殿

御沙汰書寫

東京府南葛飾郡奥戸村長勳七等 關根保太郎

大正三四年事件ノ功ニ依リ木杯一組ヲ賜フ

大正四年十一月七日

賞勳局總裁從二位勳三等伯爵 正親町實正

大正四年御即位  
式記念協會發行 御即位  
記念皇國之礎所載

東京府南葛飾郡奥戸村 關根保太郎 君

日本は古來農を以て其の國本とす、されば其の尊ぶべきこと此處に暇を要せずと雖も、曩近米價調節案等出でて、農民の貧窮を告ぐるに頻りなるはそも何の故ぞや、農民依然として舊慣を墨守し、萬事に退嬰的なるが爲なるべし。君若くして農業に従事し、夙に其改良を思ひ、農産物の收穫を増進せしめ、之が品質を精良ならしめ、而して農村の富を致さんとせり。されば農に關する識見甚だ凡ならず、故に各府縣共進會に於て、毎に審査員となり、或は農産品評會事務長となる。其他耕地整理等に盡力し、各農會より其功勞を表彰さるゝこと數回なりき。

君は、其性篤實にして、倦む所なき努力を有す。君、興農殖産に志してより、之に一身を委し、農産物を試作し、肥培の適否を驗し、鋭意村民の間に優良なる農法を唱道す、嘗て東京府會議員及び東京府農工銀行監査役たりしが、今や東京府下の一村尹として、只管村治に勵む、村民の爲に喜びとして可ならむ乎。

附

關根保太郎氏室故關根以知子女史

以知子女史は、本村名譽職村長關根保太郎氏の室にして、中里重三郎氏の第一女なり。明治三十九年一月、愛國婦人會、東京支部に於て、幹事部を我が南葛飾郡に創設せらるゝや、武市、鷺見の兩幹事部長を助けて支部幹事たり。而して女史熱中至誠、以て會員の募集を始め、其他大に會務に盡力せらる。是を以て同四十四年、忝くも 愛國婦人會總裁閑院宮妃智恵子殿下より、其功勞を表彰せられ、三等有功章を親授し給へり、女史の名譽洵に大なりと謂ふべし而して同會深く望を將來に屬せしに、同四十五年二月二日を以て溘焉として而して逝けり。



女史は明治三年八月十五日を以て生まる、享年四十三、惜むべき哉。  
女史資性温良貞淑、人に接するに禮あり、慈惠衆を恤み、嘗て徳色あら、其の世に在るや、能く良人に事へ、特に内助の功あり、舅姑に奉じて孝順に、以て其歡を承く、眞に婦女の龜鑑と爲すべし。其溘逝するに追ひて、鷺見支部長之を悼み、左の弔辭を贈らる。

弔 辭

愛國婦人會東京支部幹事關根いち子女史は、明治三十九年一月、我郡に於ける愛國婦人會の創業に際し、幹事となり熱誠、會務に盡力せられ、其功績に依り、昨四十四年、忝くも總裁宮殿下より三等有功章を御親授あらせられ、其功勞を表彰せられ、將來多く望を屬し居りしに、今や溘然として他界の客と爲れり、洵に痛惜に堪へざるなり。茲に本幹事部會員一同に代り、肅みて弔詞を呈す。

明治四十五年二月五日

愛國婦人會東京支部

南葛飾郡幹事部長

鷺見 幸子

五、吉田伊右衛門氏

氏は、嘉永元年九月九日を以て、本村大字奥戸新田に生る。幼名を猪太郎と曰ひ、伊右衛門を以て、歴世の通稱と爲す。氏は四世の長子なり。

嘗て舊奥戸新田の組頭、及び同村總代たり、又上之割及び上下之割普通水利組合議員に選ばれ、

其常設委員と爲り、後ち下小松外三箇村聯合戸長を拜命し、大に力を村内公共の事業に竭されたり。町村制施行せらるゝに當り、選ばれて本村名譽職助役に擧げられ、爾來選を累ぬる六回に追ひ、今尙ほ現職に在り。而して其間年を閲すること二十有七、村長の更迭五回、氏は能く其歴代の村長を輔佐し、村務に盡瘁せられたる功勞洵に顯著なりと謂ふべし。

大正二年四月、本村有志者が村制施行二十五年祝賀會を開くに當り、勤績二十五年の氏に對し、感謝狀及び金圓物品を贈り、以て之を表彰せり。而して氏の經歷及び其功績は、左の感謝狀に畫すを認め爰に之を省略することとせり。

感・謝・狀

我が國運の隆盛駭々乎として而して進み、恰も其底止する所を知らず、即ち國土の擴張、國民の増殖、國權の伸暢の如き、歐米各國の驚歎する所、是れ何の因る所ありて而して然る歟、謹みて五箇條の御誓文を按ずるに、天地神明に對し、萬機公論に決すべしと誓ひ給ひて、爾後府縣會を興し、尋て市町村制を施き、更に憲法を布かせ給ひ、今や我國の休戚は、繫りて市町民の雙肩に在り、市町村民の責任、洵に重く、其榮譽亦大なりと謂ふべし。抑も自治制施行以來、茲に二十有五年、我等村民は、幸に斯の隆世に生れ斯の盛事に遭ふ、誠誠誠喜限りなし。是に於て、村民同志相謀り、爰に本日の佳辰を卜し、村制施行二十五年祝賀會を開き、以て祝賀の意を表すると同時に、本村功勞者を慰藉せむとす。而して君は村制を施行せられしより以來、本村役場に在勤せらるゝこと、二十有五年の久しきに亘り、奮勵努力、専心一意村治に盡瘁せられしこと、殆ど一日の如し。因りて爰に其功勞を録し、併せて感謝の微衷を表せむと欲す。回顧すれば、君は明治六年を以て、奥戸新田組頭に就任せられ、尋て同村總代と爲り、同十二年、下小松村外三箇村戸長役



場を設置せらるゝに當り、村會議員に選ばれ、更に其の議長に推され、同十七年、上之割及び上下之割水利組合議員に擧げられ、用水の事務を掌理し、同十九年、下小松村外三箇村の聯合村戸長に任ぜられ、著績の傳ふべきものあり。同二十二年、町村制を施行せられ、舊村即ち曲金村以下八箇村(今の八大字)を合併し、奥戸村を設置せらるゝに當り、村會議員に擧げられ、尋て本村助役に選ばれる。爾來滿期再選せらるゝこと五回、年を閉すること實に二十有五年、其間村長の更迭五回、克く村長を助け公務を處理し、中に就きて教育、衛生、勸業、土木事務の如き、其處理最も宜しきに適し、其功績大に見るべき者あり、特に町村制施行當時に在りては、村内大字、各人情風俗を異にし、隨て利害の關係亦自ら同一ならず、此の人心の一致を缺ける所に處して、諸種の問題を調理解決したるが如き、或は明治二十五年、本村役場を新築して利便を圖りたるが如き、或は同三十六年、學齡兒童増加し小學校舎狹隘を告ぐるや、前村長の計畫に従ひ、之が新築に力めたるが如き、或は村内に規約を設け、舊來の悪習を矯正するに力めたるが如き、或は傳染病流行に當り、他の吏員に率先して發生地に臨檢し、之が防遏に力めたるが如き等、君の功勞枚擧するに遑あらず。

之を要するに本村の今日あるは、固より、昭代の餘澤に出づと雖も、而も君が本村の爲に、奮勵盡瘁せられたるの功勞與りて大に力ありと謂はざるべからざるなり。本日町村制施行二十五年祝賀會を開き、其式を擧ぐるに當り、君の功勞に報へむが爲に、爰に銀盞一個及び金參百圓を贈呈し、以て感謝の微衷を表す。

奥戸村々制施行二十五年祝賀會

會長 關根保太郎

大正二年四月十三日

吉田伊右門君足下

#### 六、中野藤助氏

氏は天保十四年二月を以て、本村大字細田に生る、慶應四年、村年寄の職に就き、明治九年、地

租改正擔任と爲り、同十一年十二月、舊細田村外二箇村(曲金及び鎌倉新田)の戸長を命せられ、同十七年三月、願に依りて戸長を免せらる。同二十一年三月、本村有志相謀り、學資會を創立するや、氏亦發起者の一人として、杉浦柳吉氏等三十四人と相俱に會務に參與し、頗る功勞あり。同二十二年五月、町村制を施行せらるゝや、選ばれて本村々會議員と爲れり。同二十三年三月、本村助役に選任せらる。同二十五年再び村會議員に擧げらる、助役故の如し、同二十七年二月、請ひて助役の職を辭す、村會議員故の如し。氏は村會議員の選を重ぬること五次、在職實に二十有四年間の久しきに迫り、其議を發する侃々諤々として、能く村治に竭し、村民皆氏に信賴せり。同三十四年、上之割及び上下之割水利組合議員に選ばれ、同組合の常設委員と爲れり。奥戸村農會の設けらるゝや、農會議員に選ばれる、氏は農耕の事に至りては、實踐躬行、以て其範を示し、殆ど一村の指導者を以て任せり。先きに地租改正擔任と爲るや、勵精事に當り、戸長に任せらるゝや、在職六年間、銳意村治を圖り、其功績顯著なる者あり。

氏の人と爲り、溫厚篤實、夙に意を農事に注ぎ、著績の傳ふべき者多しと爲す。殊に大正元年、新嘗祭供進の米粟栽培を囑託せられ、其の年十月二十六日、之を宮内省に獻納したり、其際特に三殿の拜觀を許されたるが如きは、氏の光榮と謂ふべきなり。然るに今や齡七旬を越へ、特に近歲不幸病痿に臥すと雖も、尙ほ村治を念とすと云ふ、實に氏の如きは本村の長老として崇敬せざ



るべからざる人なり。  
氏が農事に對する功勞の多きを賞し、大正二年八月、宗像東京府知事より、木盃を授與せられ、大正四年八月、大日本農會總裁宮殿下より、綠白綬有功章を下賜せらる、洵に氏の榮譽と謂ふべきなり。其東京府知事の賞狀と、總裁宮殿下の表彰狀とは、以て氏の一代を飾るに足るべし、依て之を左に録せむ。

東京府知事の賞狀(寫)

東京府南葛飾郡奥戸村大字細田

中野藤助

資性温厚、夙に志を農事に傾け、力を西洋蔬菜の栽培に用ひ、甘藍の如きは、販路頗る廣く、從て其利潤も亦尠からざるを察し、種子の撰擇、栽培の研究に苦心し、遂に素志を達し、村民を勧誘して、之が蕃殖を期せり。今や同村、農家にして甘藍を栽培せざる者なきに至りぬ。一箇年の産額、金六萬圓を算し、中野甘藍の名、到る處に藉甚し、將に益々其産額を増加せむとするの盛況を呈せり。猶其種子を遠近に頒與して、汎く之が栽培を指導し、普通農事に於ては、稻種の鹽水漬、短冊苗代の整地、害虫驅除豫防、肥料の配合等、渾く實踐躬行、村民を提擧し、勧誘指導疎らざるなし。今や高齡七旬に達せしも、西洋蔬菜栽培に従事して、孜々怠らず、洵に奇特と爲す。仍爲其賞、木杯一組下賜候事。

大正二年八月八日

東京府知事正四位勳二等 宗 像 政

大日本農會有功章贈與證狀(寫)

東京府南葛飾郡奥戸村大字細田

中野藤助

緑白綬有功章  
夙に志を農業に勵まし、實踐躬行、衆庶の模範と爲り、蔬菜園藝の有利を覺り、洋種蔬菜の栽培を創め、以て地方の生産に資せむと欲し、刻苦研究、先進地を歴遊して、新業を視察し、學者に請うて指導を承け、遂に成功して初志を貫徹し、近郷之に倣ふ者漸く多く、稻作の改善に、害虫の驅除に、自ら勉めて他を勧誘し、汎く良法を索めて、其功勞尠からず。仍て茲に大日本農會の有功章を贈與し、以て其名譽を表彰す。

大正四年八月二十二日

大日本農會總裁大勳位功二級 貞 愛 親 王

七 杉 浦 柳 吉 氏

氏は明治十七年三月、舊細田村外二箇村聯合村戸長を拜命するや、専ら心を村治に致し、殊に教育勸業に盡瘁せられたるが如きは、其治績と相俱に、其功勞も亦大に觀るべき者あり。明治二十一年三月、氏卒先して聯合村の有志者と相謀り、學資金積立の目的を以て、學資會を設立し、而して選ばれて會長と爲り、會務に執掌し、幹旋大に努められしに、不幸病に罹り、該會の満期に先だち、會長の職を辭し、爾來藥餌と相親めること三年、遂に同三十七年十一月、遠逝せられたるは洵に惜むべきなり。享年纔に四十有八。



氏は安政四年十二月二十七日を以て、本村細田に生る。資性快豁にして秀才あり。先代を與右衛門と曰ひ、父を重郎と曰ふ。代々名主を勤め、一村の望族たり。氏は其第三子なり。村民氏の遠逝を聞くや、深く之を悲み、其親を喪ふが如し。

氏が有志者と相謀り設立したる學資會の實績は、本誌第十八章に載する所の如く、其積立たる學資金額は、實に參千七百餘圓の多きに登り、該會の解散するに當り、其内の金貳千圓を、本村小學校基本財産蓄積金に寄附し、金壹千五百圓を、積立を爲したる三大字へ分配し、其殘額は擧げて之を本誌編纂費に寄附したるは、洵に奇特と謂はざるべからず。本誌の成るあるは、是れ亦氏以下有志者の大に與りて力あるものとして、之を稱揚せざるを得ざるなり。

當時學資會副會長關根保太郎氏が、同會を代表して、氏の靈前に捧げたる左記の弔辭は、村民が如何に氏の早逝を惜み、其功徳を大なりと爲したるかを窺ふに足るを以て之を掲げむ。

弔辭

故本村學資會長杉浦柳吉君の靈に白す。君夙に學事の振はざるを憂ひ、大に之を興さむと努むるや日あり、明治二十一年、本村有志相謀り、學資金を積立つる目的を以て、學資會を組織せむとするや、君は機到れりと爲し、大に其間に盡力せられたる結果、其年三月遂に該會の成立を見るに至れり。而して該會の成立するや、君は推されて會長と爲り、熱心會務に執掌し、其指導宜しきに適し、會運隆盛に趣けり、然るに同三十四年三月、會期將に終りを告げむとするに先だち、不幸病魔に犯され、職に堪へざるの故を以て會長の任を辭せらる。不肖保太郎固より其器にあらずと雖も、副會長たるの故を以て、止

むを得ずして、該會一切の事を見るの悲境に陥りたるは、本會の頗る遺憾とする所なりき。

願ふに君の任に在るや、年を閱すること十四、其間拮据經營至らざるなきを觀る、其職に盡せる君の功勞多大なりと謂ふべし。予等會員、日夜君の病魔を驅りて、速に快癒せられむことを祈れり。而るに其驗なく病日々に重まり、醫藥遂に其效を奏せず、溘然として以て逝けり。嗚呼、哀しい哉。

今や會期滿ち、未進金の額未だ全く收めざる者あるも、本會多年の功空しからず、學資基金にして其の蓄積する所、二千有餘圓の巨額に達せしめ得たる者、是れ本會役員諸君が一致協力の致す所に由ると雖ども、抑も亦當初より、君の率先盡力と指導誘掖管理等にして其宜しきに適ひたる者あるにあらざれば、何ぞ能く此に至るを得むや。則ち君の功績たる大に之を稱揚せずして可ならむや。

爰に君の葬儀に當り、本會は哀悼の意を表すると同時に、君が生前の功勞に對し、金若干を靈前に供へ、慰する所あらむとす。英靈尚はくば享けよ。

明治三十七年十一月九日

奥戸村元細田村外二箇村學資會 副會長 關根保太郎

八 鈴木八左衛門氏

氏は、文久三年九月二十八日、本村大字上平井に生る。本村大字上平井は、舊平井村に屬し其一部たりしものなり。

氏は資性豪俠、公共の爲に力を效し、毫も自ら人に加へず、明治二十九年、平井村水害あり、氏



直ちに精米幾何、金若干を被害窮民に施與す、同村民皆之を徳とす。後ち官之を賞せられたり。同三十年、同村々會議員に選ばれ、同三十四年再選せらる、同三十七八年、征露の役あるや、金四拾五圓を軍費中に獻納す、官復た之を賞して木盃を 下賜す。是歳日本赤十字社は、氏の功勞を録し特別社員に推薦せり、同四十年四月、平井村長に選ばる。同四十三年二月、舊平井尋常高等小學校々舎建築費中に金貳百圓を寄附す、官三たび之を賞して木盃一組を 下賜せり。是歳八月、府下各地に水害あり、而して平井村被害特に甚し、氏其慘狀を見るに忍ひずとし、精米八石六斗五升、金四拾參圓餘を寄附し、之が救恤に供したり、官四たび之を賞して木盃一組を 下賜せらる。大正三年四月、荒川放水路開鑿の爲め、平井村の土地大半、其の川敷及び堤敷と化するに會ひ、同村の廢せらるゝや、同村の上平井と、中平井の一部本村に編入せられたるを以て、本村内の一大字と爲り、大字上平井と稱せり、氏は其廢村と同時に廢職と爲れり。然れども本村の人となるや直ちに本村々會議員に選ばる。其徳望の高きこと知るべし。是歳五月、上平井尋常小學校を設置するや、校舎敷地の選定、工事の監督其他開校式舉行準備等に至るまで、幹旋尤も努められたるは、本村の多とする所なり。大正四年九月三十日、氏は郡會議員に當選し、郡參事會員に擧げらる、氏の郡村に效せる功勞、洵に大なりと謂ふべし。

## 九 關根藤四郎氏

氏は本村大字曲金の人、文政十一年八月四日を以て生る。父を源兵衛と曰ふ、氏は其第二子なり。十七歳の時、産を分ちて別に一家を成せり。舊曲金村年寄役、及び村總代等の職を勤め、後ち聯合村の村會議員に擧げられ、學務委員を兼ね。舊鼎小學校の設立に關し、大に功勞あり。町村制施行に當り、舊各村を合併し、本村を組織せむとするや、曲金村は、將に新宿町と合併せむとするの議あり。爲に村内二派に分れ、或は可とし或は否とし、人心騷然たり。而して之を可と爲す者、多數を占むる傾向を現はせり。

此時に當り、氏は蹶然として起ち、斷乎として其否を説き、田邊柳太郎氏等と謀り、村民に諭すに利害關係を以てし、諄々として倦まず、遂に人心を統一して、其初志を貫徹するに至れり。當時氏の苦心慘憺の狀、今より推想に難からず、氏の愛村の熱情夫れ斯の如し、村民たる者之を沒却して可ならむや。

氏は又學資會設立首唱者の一人たりしと雖も、該會をして其效果あらしめたるは、氏の力與りて大なるものあり、其他教育の奨励と普及とを圖る目的を以て、金品を本村小學校に寄附し、或は慈善公共事業の爲めに盡されたる事項、屈指に遑めらす。寄附行爲に關する書面、山内村長の弔辭の如きは、氏一代の經歷を窺ふに足るを以て、之を左に掲げむ。



鼎小學校に寄附金の儀に付上申

一金壹百圓也

右は本村鼎小學校の基本金として寄附仕度候。

抑も本校は明治二十年の創立に係り、舊曲金細田鎌倉新田の三箇村の共立に屬し、其經費は右三箇村の協定率に依りて、支出することに相成居候。本校をして之を永遠に維持せむとせむが、確實の財源無からざるべからず、故に嚮きに拙者等學實會なる者を設け、本校を維持する資金を得るの計畫を立てしを以て、今や相當の資金を蓄積したる形に有之候へども、其滿會に至らざれば、是とも未だ全く本校の資金として實現せしむるを得ず。

然るに今般改正小學校令實施相成、其筋の就學督勵一層厚きを加へ、拙者等感激措く能はず、是實に國家の爲に喜ぶべく賀すべき次第に有之候。

然る處、今日の不就學兒童は、概し貧窮の子弟なるが故に、之を就學せしめむには、授業料を免じ或は筆紙墨をも供せざれば能はざる者も可有之、隨て經費の多額に登るは必然の事と存候。

依て些少をも顧みず、前書の金圓を寄附仕度次第に御座候。其處分方は、固より管理者の御意見に任すべきを相當と存候得共、該金は村内相當の者に貸附或は儲かなる者に預け、其利子のみを毎年度教育費の補助に充てられ、元本は如何なる場合と雖ども、費消せざる事に御取扱有之様致度此段上申仕候也。

明治二十五年十月

奥戸村大字曲金四百二十四番地

奥戸村長 山内兼太郎殿

關根藤四郎

謝 狀

我が政府は、教育の普及發達を圖り、國民教育の實を擧げんとして、明治二十三年、先づ小學校令を改正したり。而して國民も亦教育の普及を冀ふや切なり。然りと雖ども其實效を擧ぐるの道は、決して善制良法のみの致す所に在らずして、之が運轉活用の基礎たるべき、資金の豊富に待つ者多しと爲す。制度其れ如何に完備すと雖ども、法令其れ如何に善美なりと雖ども、苟も其原動力たる資金に缺乏あらば、何を以てか之を運轉活用することを得む。是れ我が國民の多年之を切望して、未だ其實績を見ざる所以の者は、其事至難の業たるを以てなり。

本村々會議員、關根藤四郎君、夙に此に見るあり、金壹百圓を義捐し本校に寄せ、以て其資金に供せられたり。君の卓識と高義とは、大に人の範と爲すに足らむ我々學務委員一同君の寄附行爲に對し、爰に謹んで感謝の意を表す。

明治二十五年十二月

鼎小學校學務委員

- 中野 藤助
- 關根 保太郎
- 田邊 辰五郎
- 杉浦 柳吉
- 佐野 忠八
- 會田 幾太郎
- 平澤 午之介

關根藤四郎君足下



規約書

一金百五拾圓也

右ノ金圓ハ關根藤四郎殿ヨリ、當字鎮守祭典費設營繕費ノ補助トシテ、寄附相成候ニ付テハ、字内一般協議ノ上左ノ條項ヲ規定シ必ス之ヲ永遠ニ維持可致事。

一、寄附金百五拾圓ハ、氏子總代ニ於テ之ヲ管理シ、字頭ニ於テ之ヲ監督シ、字内相當ノ者ニ貸與シ、該利子ヲ以テ鎮守祭典費設營繕費ニ充テ、一切他ノ支途ニ供セサルモノトス。

該金ノ貸與ヲ乞フモノハ、相當ノ保證人二名以上ヲ立テシムルコト。

利子ハ凡ソ年一割ト定ム、但シ其年ニ依リ増減スルコトアルヘシ。

一、祭典費設營繕費ニ不足ヲ告ケル場合ト雖モ、元本ハ之ヲ消費セサルコト。

一、該利子ヲ積立テ、之ヲ新築又ハ營繕費ノ補足ニ供スルコトハ、他日ノ協議ニ任シ可申事。

一、祭典ハ祭典費アルコトノミヲ頼ミ、違作ノ年柄アルコトヲ願ミスシテ、猥リニ賑ハ敷キコトヲナシ、冗費ヲ爲ササル事。右ノ通り堅ク相守リ違背致間敷候爲後日規約證書仍テ如件

明治二十五年十月九日

奥戸村大字曲金住民一同連署

弔辭

不肖山内百之助、奥戸村民を代表し、謹みて前奥戸村會議員關根藤四郎君の靈に白す。

舊臘、君が病褥に臥するに至るや、村民擧て痛心し、其平癒の速かならむことを祈れり。而るに藥石效を奏せず、本月十九

日を以て溘焉として永く逝げり、嗚呼哀しい哉、然れども生ある者、必ず死あり、死は曷ぞ獨り君のみならむや、君の齡古稀を踰え、君の子孫皆榮達す。故を以て今日君を葬むる其儀の盛なること、蓋し本村に在りては、洵に空前絶後と謂ふべし君亦當に遺憾なかるべし。

願ふに君の壯時に於けるや、苦心焦思、以て一家を経營し、勤勉儉素、能く今日の富を致せり、是れ今日の盛儀ある所以ならむ歟。君嘗て舊聯合村の村會議員となり學務委員を兼ね、町村制の實施せらるゝや、本村々會議員に擧げられ學務委員を兼ね、又上之割及び上下之割水利組合議員に再選せらる。本村役場を新築するに當りては、選ばれて其委員と爲り、拮据其事に従ひ、能く其工を監督せり。殊に村制施行の時に當りては、能く其職を盡くし、盤根錯節を試むるに利器を以てし、村治に貢獻せられたる、其功勞、洵に偉大なりと謂ふべし。

君は其晩年に及び、慈悲善行の多かりしは、人の普れく知る所、其終焉に臨むや、子孫に遺して曰く、汝等能く村内の高齡者を慰し、赤貧者を賑はすことを念と爲せと。又曰く、人と交りては必ず信を以てせよと。於是君の永眠せらるゝや、長男保太郎君は金參百圓を義捐して、村内高齡者を慰め窮民を賑はせり、嗚呼、君にして此の遺言を爲す、固より當然にして敢て異とするに足らずと雖も、而も君の遺言に感化を受くる所の者、豈に獨り君の子孫のみならむや。

生に在りては功を村治に積み、死に臨みては教を子孫に垂る、念々皆本村の爲ならざるは莫し。村民擧げて君の溘逝を惜み、皆痛哭して其親に喪するが如し、村民君の徳を慕ふこと深し。君其れ安して而して瞑すべし。不肖百之助、爰に村民を代表し、謹みて君の靈を弔す。

明治三十四年一月二十五日

奥戸村長 山内百之助



十 市川藤三郎氏

氏は、町村制施行以來、本村役場書記を奉職し、勤続二十有七年の今日に至れり。其間能く村長の命を奉し、勵精以て職務に従事し、其功勞尠からざりしは、國家の事務に在りては、明治三十七八年事件の功に依り、政府より銀杯一個を賜はりたるか如き、又町村事務に在りては、本村有志者が大正二年四月、村制施行二十五年祝賀會を開くに當り、勤続二十五年間の功勞を多とし、贈くるに感謝狀に添へ金品を以てし、之を表彰したるが如きを以て知るべきなり。氏は元治元年五月二十日を以て、本村大字曲金に生る。父を佐野藤八と曰ふ、氏は其長子なり。故ありて市川某の家を繼ぎ其姓を冒せり。氏が受けたる賞狀及感謝狀は左の如し。

賞 狀

東京府南葛飾郡奥戸村書記

市川藤三郎

明治三十七八年事件ノ功ニ依リ銀杯一個ヲ賜フ

明治三十九年四月一日

賞勳局總裁從二位勳一等子爵 大 給 恒

感謝狀

明治二十二年五月、始めて市町村制を施され、尋て憲法を欽定せられてより、國民皆自治の尊ぶべく且つ重すべきを自覺し、其責任を盡くし其治を圖るに至れり。是れ皆昭代の餘澤にして、誰れか感激せざる者あらむや。回顧すれば、君は今を距ること二十有五年前、即ち明治二十二年五月、町村制施行の始めより今日に至るまで、本村役場書記を勤続し、其間村長の更迭五回に追ひしも、能く歴代村長の命を奉じ、教育に衛生に、戸籍に兵事に、勸業に將た土木に、其他百般の役場事務に當り、拮据勵精多年一日の如く終始倫らず以て勤続二十五年に至る、其功勞洵に大なりと謂ふべし。本日村制施行二十五年祝賀會を開き、其式を擧ぐるに當り、本會は君の功勞を表彰せむか爲め、爰に銀盃一個と金貳百圓を贈呈し、感謝の微衷を表す。

大正二年四月十三日

奥戸村制施行二十五年祝賀會

會長 關根保太郎

奥戸村役場書記市川藤三郎殿

十一 就職十箇年以上の村會議員

前記功勞者の外、本村名譽職(村會議員)の職に在りしこと、十箇年以上の者は、左記山内東一氏外四名にして、而して井上忠五郎氏を除きたる他の四氏は、何れも其選を累ね就職二十箇年以上に追ひし者なり。其間職に盡瘁せられたるは勿論、本村の公共事業に盡瘁せられたること頗る多



し、齋藤佐七氏、佐野忠八氏の如きは、今尙ほ其職に在りて大に村治に貢獻せられつゝあり。依りて爰に叙上諸氏の姓名を特記し、以て其功勞を表彰せむとするものなり。

二十二年五箇月

大字奥戸一、二六二番地  
故 山内 東一氏

二十一箇年

大字細田二一九番地  
故 杉浦重右衛門氏

二十年七箇月

大字下小松三〇〇番地  
齋藤 佐七氏

二十年七箇月

大字曲金四四〇番地  
佐野 忠八氏

十二箇年

大字奥戸新田一四三七番地  
故 井上 忠五郎氏

第二項 教育功勞者

一、平澤午之介氏

氏は茨城縣の人、明治十七年、本科正教員と爲り、明治十八年三月、東京市立牛島尋常高等小學校訓導に

任し、同二十三年二月、本村舊鼎尋常小學校訓導兼校長に轉し、同三十年八月、東京市立十思小學校訓導に轉し、同三十六年五月、再び本村立奥戸尋常高等小學校訓導兼校長として赴任し、爾來其職に在ること十有三年の今日に迫り、即ち前後を通し二十有二年間の久しき、拮据鞅掌、身を教育に委し、一意専心、以て子弟を教育せらる。而して其效果の大に觀るべき者ありて、其功勞の顯著なること、村民は固より當局者の認めて以て矜式とする所なり。其他地方教化上に就ては、副會長として本村教育會の事業に盡し、或は校友會を設立し、或は青年會を組織し、青年の修養に努め、又南葛飾郡教育會の評議員となり、郡の教育事業に盡し、同會の囑託に依り、明治四十四年五月、關西地方の學事を視察し又同四十四年五月、忝くも 振天府の拜觀を許され、大正二年十一月十日、東京灣恒例觀艦式に參列を仰付けられたるか如きは、誠に氏の名譽と謂ふべし。氏は安政五年十二月二十五日を以て、茨城縣久慈郡譽田村に生る。父を平内と曰ふ、氏は其第二子なり。氏の資性及び人と爲りは、左記明治聖代教育家銘鑑所載、本村教育會及び南葛飾郡教育會の感謝狀、文部省及び東京府の賞與辭令書に盡せるを以て爰に詳言せず。

明治聖代教育家名鑑所載

東京府南葛飾郡奥戸尋常高等小學校長 平澤午之介氏

意志の強健は、いかなる、職業に従事するにも、必須條件なり、殊に職を教育に従ふものに於て、最も然りとす、吾人は、



茲に平澤午之介氏を紹介し、併せて其隆々たる事績を發せん。

氏は茨城縣久慈郡譽田村の出、安政五年に生る、人となり、誠實謹嚴頭腦極めて明晰、思慮極めて綿密、加ふるに其強固なる意志は、一度意を決するや、直往邁進毫も逡巡なし。之れ教育家として、最適當なる性格に非ずして何ぞ、此の實質あり其勃如たる英風は、遂に氏を驅つて斯界に向けしむ。明治十七年氏策に對し、本科正教員を薦ち得、後文部大臣より普通免許狀を授けらる、十八年三月東京市立牛島小學校訓導に任せらる、在職六年、現任校の前身たる、奥戸村立小學校長に榮轉し、勤續年を閱する八度、三十年九月、東京市立十思小學校に轉ず、去るに望み、村民氏を歎惜して、曰く其師を聘せんと欲せば其校舍なるべからずと、氏の一去は實に現校舍新築の動機たりしなり。從來本村には三個の尋常小學校あり、之を併合して、一高等科を併置せんとは、村民の宿望なりしも事容易に決せず、氏去るに望み、誠めて曰く、高等を置く、須らく精神の之に伴ふを要す、然らずんば寧ろ、完全なる尋常校を置くに若かずと、村民深く其意を銘し、現奥戸校を設立し三十六年遂に氏の再任を歓迎するの運に至る。氏再任するや、身を以て、一村の指導に當り、拮据奮勵偏に斯道の發展に盡瘁す、之を以て其効果著々として擧り、今や漸く斯界の注目する所となるに至れるは、蓋し偶然に非ざるなり。氏夙に二官着に私淑し、勤儉力行の美風校の内外に溢る、本校學童の貯金數千圓の多きに達せるは、勤儉の實を示すに非ずや、三十年來嗜好の煙草を絶ちしは、惡習矯正の範たらずや、其の操守の堅固なる、夙に部下及兒童を肅化して、實質素朴の風紀、肅乎として其れ張る。

感謝狀

我が奥戸尋常高等小學校長平澤午之介君足下、君は明治四十三年七月二十八日を以て、文部大臣より小學校教員普通免許狀を授與せらる。是より先き同年三月一日、文部省より明治三十七八年戰役中、職務格別勳勤勞鈔からざるを賞し、金麥拾圓を支給せらる、寔に是れ教育家たるの光榮にして、誰か之を欣羨せざらむ。凡そ斯の如き者、常に君か光榮たるのみならず、抑も亦本村及び本會の光榮なりと謂ふべし。

順ふに本校が君を校長として迎へしは、實に明治三十六年四月にして、同四十四年に至るまで、衰葛を易ふること茲に九閱年、而して此間汝々夜々、鞠躬盡瘁、職を奉じ業を執り、秩然序あり以て今日の光輝と榮譽とを本校の史策に貽せり。其の兒童を薰陶し、子弟を指導するに當りて、循誘倦まず、能く公務に忠なる者と謂ふべし。竊に其意を察するに、居恆有形的科學に偏せず、無形的精神の修養に務むる所寧ろ焉れより大なる者あり。翻りて兒童及び子弟の行爲動作を視るに、乃ち知る恭順にして而して朴直に、敏慧にして而して快豁に、其他許多の美風特色あるを、又是を以て校運は、君が真教師たるの名と、相待ちて而して將に益々隆昌ならむとするを。嗚呼其功績豈に尠しと爲さむや。是れ君が今日の光榮を荷へる所以か。

抑も文部大臣が君に對し普通免許狀を授與したるは、學殖優秀にして國民の教育者として缺くる所なきを認めらるゝに因る者、其三十七八年戰役中に於ける勤勞を賞したるが如きは、公務に忠實にして、教育家の龜鑑と爲すに足る者あるが爲なり。又君が人と爲り其才德本校に長として更に間然する所なく、本校斯人を得而して校運の隆昌今日あるを致す者、所謂其人存すれば則ち其政舉がる者にあらざらむや。敢て望むらくは、君能く其旨を體し益々其德を大にし、且つ壽考を保たれむことを。

不肖保太郎を本村教育會長に承くるの故を以て、爰に會員を代表し、目錄の金圓を贈呈し度みて感謝の意を表す。

明治四十四年二月十一日

奥戸村教育會長 關根保太郎

奥戸尋常小學校訓導兼校長平澤午之介君

東京府南葛飾郡奥戸尋常小學校訓導

平澤午之介



第十九章 本村の有位帶動者及功勞者

明治三十七八年戰役中職務格別勳勤勞不貳ニ付其賞トシテ金參拾圓賞與ス

明治四十年三月一日

文 部 省

小學校教員普通免許狀

東 京 府 平 民

平 澤 午 之 介

右ハ全國ニ於テ小學校本科正教員タルコトヲ免許ス

明治四十三年七月二十八日

文部大臣從三位勳二等 小松原英太郎

感謝狀

貴殿ハ、本郡内小學校ニ就職セララル、コト前後十有餘年ノ間、勵精一日ノ如ク、教化ノ實績、洵ニ顯著ナルヲ以テ、本會ノ教育功勞者表彰芳名簿ニ登錄シ、公衆ノ展覽ニ供シ、之ヲ永久ニ傳フルト同時ニ、本會教育功勞者表彰規程第四條第一號ニ依リ、硯箱一箇ヲ贈呈シ、以テ感謝ノ意ヲ表ス。

明治四十四年七月九日

南葛飾郡教育會長從六位勳六等 鷲見金三郎

奥戸<sup>尋常</sup>高等小學校訓導兼校長平澤午之介殿

南葛飾郡奥戸<sup>尋常</sup>高等小學校訓導 平澤午之介

多年教育ニ從事シ成績佳良ニ付、明治四十三年東京府令第四十號普通教育獎勵規程第二條ニ依リ目錄ノ通賞與ス

大正二年二月十一日

東京府知事正四位勳三等 宗 像 政

東京府南葛飾郡奥戸<sup>尋常</sup>高等小學校長 平澤午之介

多年小學校教育ニ從事シ勤勞不貳ニ付硯箱ヲ賞與ス

大正四年十一月十日

文 部 省

二 廣川新十郎氏

氏は新潟縣の人、明治三十一年四月を以て、職を本村立鼎尋常小學校訓導に奉し、同三十六年四月に至り、同校廢止せられ、同年五月 奥戸<sup>尋常</sup>高等小學校の開設せらるゝに迨びて、更に同校の訓導に任じ以て現今に至る。

其間十有三年の久しきに亙るも、缺勤僅かに九日に過ぎず。而も其缺勤は、母の喪に服せるもの其精勤の狀知るべきなり。氏の本村教育に従事せらるゝや、前後通じて十有八年、其間専心一意兒童の教育に任じ、孜孜矻々として倦むことなく、能く其職に盡せる功勞洵に大なりと謂ふべし。氏は明治九年一月十六日を以て、越後國刈羽郡中通村に生る、父を六八と曰ふ、氏は其第二子な



り、氏の功勞及び人と爲りは、明治四十一年本村教育會が氏に呈したる表彰狀を見ても知らるべし。

表彰狀

一國の文明は、教育の振ふと否とに關し、而して教育の振ふと否とは教員其人を得ると否とに職由す、故に教員其人を得れば、則ち教育以て振ひ、教員其人を得ざれば、則ち教育以て衰ふ、是れ當然のみ。我が奥戸尋常高等小學校訓導廣川新十郎君は、即ち所謂良師か。

君資性濃厚篤實にして勤勉力行の士なり。嚮きに鼎尋常小學校に在職せらるゝこと數年、明治三十六年、鼎尋常小學校廢せられ、奥戸尋常高等小學校の設置せらるゝや此に移りて、勤續更に五年、其勤續五年間嘗て一日たりとも缺勤したることなし、是れ固より君の身體健康に職由するものありと雖ども、教育に殉ずるの覺悟あるにあらずむば焉ぞ能く斯の如きを得むや。君の若き者、洵に得難き良師と謂ふべし。

本會は、君の功勞に對し感謝の意を表すると同時に、之を表彰せむが爲に、處て別紙目錄の物品を贈呈し、併せて君の健康を祈る。

明治四十一年十一月三日

奥戸尋常高等小學校訓導廣川新十郎殿

奥戸村教育會長 關根保太郎

三、佐藤彦四郎氏

氏は、岡山縣の人、明治二十九年五月、本村立舊鼎尋常小學校に奉職し、同三十六年五月、奥戸尋常高等小學校の設置せらるゝや、職を本校に轉じ、下小松分教場を擔任し、以て今日に迄べり、即ち

前後通じて二十年間、一日の如く本村の教育に竭くし、勵精以て職務に服し、今や高齡七旬に垂んとするも、猶ほ鏗鏘として倦怠の色なく、以て子弟薰育の任に當たらる。氏の勤勞洵に大なりと謂ふべし。

氏は嘉永元年十二月十五日を以て岡山縣中上房郡高梁に生まる、父は西郷伊織と稱し、舊高梁藩士なり、氏は其第二子にして幼時佐藤某に養はれ其姓を冒せり。氏の資性と職務に勤勉なる一斑は、本村教育會の表彰狀に詳なり。

表彰狀

嘗て聞く三年學ばむよりは、三年師を擇ぶに如かずと。古人良師を求むるに急なること、其れ此の如し。

我が奥戸尋常高等小學校訓導佐藤彦四郎君は、資性謹直にして而して篤行、勵精怠らず、以て其職を全くす。嚮きに舊鼎尋常小學校に在職せられしこと數年間、而して明治三十六年、同校の廢止と同時に新たに設置せられたる奥戸尋常高等小學校に轉補せられ、尋て下小松分教場を受持ち、勤續更に五年、其間能く一日も缺勤せられたることなかりしは、其勤勞寔に多大なりと謂ふべし。

仍りて本會は君の功勞を表彰せむが爲に、別紙目錄の物品を贈呈し、以て感謝の意を表し併せて君の健康を祝す。

明治四十一年十一月三日

奥戸尋常高等小學校訓導佐藤彦四郎殿

奥戸村教育會長 關根保太郎



第二節 有位帶勳者

本村に帶勳者百九名あり、内位階と勳等を併有する者二名、其有位者の位階は從七位一名、正八位一名とす、而して帶勳者の勳等は、勳四等勳六等各一名、勳七等十名、勳八等九十七名あり其内金鷄勳章を併有する者十三名ありて、功六級一名、功七級十二名あり。

帶勳者の總ては、征清征露征獨の戰役事件の功に依りて授與せられたる者、有位者の總ては職を官省に奉じたる者に限り。有位帶勳者は、皆國家の功勞者たることを忘るべからず、同時に、又大に之を尊敬せざるべからず。本村に此種有位帶勳者の益々續出せむことを望むと俱に、又其續出する有位帶勳者は、獨り戰役又は在官者のみに止まらずして、平時の戰爭即ち農業に、工業に、將た商業に、其他百般の公共事業に對し、功績を效したる實業家にして而して褒賞の典に與るの外、其偉大なる實業上の功に依りたる有位帶勳者の出現を切望して已まざるものなり。

第一項 帶勳功級者

細田五百四十一番地月村賢藏次男

陸軍砲兵軍曹勳七等功六級 月村時之助氏

明治三十七年五月第一師團東京灣要塞砲兵聯隊へ應召同年七月清國「ダルニー」に上陸し第三軍旅

順要塞の攻圍軍に加はり同要塞背面利子嵐子西方高地の戰闘に従事 同三十八年一月旅順陥落後は第二軍に屬し北進し奉天の大戦に参加奮闘したる功績拔群なり仍て明治三十九年四月一日明治三十七八年戰役の功に依り功六級に敘せられ金鷄勳章年金貳百圓及勳七等に敘せられ青色桐葉章並從軍記章を授け賜はる。

奥戸千二百六十五番地清水芳之助三男

陸軍工兵軍曹勳七等功七級 清水誠次郎氏

明治三十七年三月九日第一師團後備工兵第一中隊へ應召同年四月韓國仁川に上陸同三十八年七月第三軍に従ひ旅順要塞攻撃に従事し尙ほ各地に轉戦し同年十一月更に兵站部附となり北進し遼陽方面に於て鐵道及軍橋架設に従事し戰務を全ふしたる等の勳功偉大なり仍て明治三十九年四月一日明治三十七八年戰役の功に依り功七級に敘せられ金鷄勳章年金百圓及勳七等に敘せられ青色桐葉章並從軍記章を授け賜はる。

下小松九百八十六番地福島七郎左衛門次男

陸軍歩兵伍長勳七等功七級 福島七太郎氏



明治三十七年近衛師團歩兵第二聯隊へ應召同年五月清國盛京省鴨綠江岫巖及分水嶺遼陽等に轉戦して功を樹て尙ほ沙河の激戦及奉天の大戦に参加し功績顯著なりしを以て明治三十九年四月一日明治三十七八年戦役の功に依り功七級に叙せられ金鷄勳章年金百圓及勳七等に叙せられ青色桐葉章並従軍記章を授け賜はる。

奥戸千三百八十一番地清水象吉長男

海軍三等兵曹勳七等功七級 清水喜一氏

明治三十三年横須賀海兵團に入團明治三十七年第一艇隊へ乗艦同年三月七日佐世保を發し同三十八年五月二十七日日本海の大海戦に於て奮戦功を樹て感状を受く其戦功に仍り明治三十九年四月一日明治三十七八年戦役の功に依り功七級に叙せられ金鷄勳章年金百圓及勳七等に叙せられ青色桐葉章並従軍記章を授け賜はる。

上平井千九百五十三番地鈴木實之助長男

陸軍歩兵伍長勳八等功七級 鈴木喜太郎氏

明治三十四年第一師團歩兵第三聯隊へ入營同三十七年四月出征の途に上り同年五月 十三里臺及

金州南山等各所の激戦に従事したる勳功並に其職責を遂行したる功績著しかりしを以て明治三十九年四月一日明治三十七八年戦役の功に依り功七級に叙せられ金鷄勳章年金百圓及勳八等に叙せられ白色桐葉章並従軍記章を授け賜はる。

下小松千六百十三番地上野藤吉長男

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 上野松太郎氏

明治三十七年二月歩兵第二聯隊へ應召第一軍に屬し清國寒波嶺黑英臺小達連溝及鐵嶺に轉戦其他數回の戦闘に参加したる等の勳功大なるに仍り明治三十九年四月一日明治三十七八年戦役の功に依り功七級に叙せられ金鷄勳章年金百圓及勳八等に叙せられ白色桐葉章並従軍記章を授け賜はる

上小松四百七十二番地牧野金次郎長男

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 牧野喜平次氏

明治三十七年八月第七師團歩兵第二十八聯隊へ應召第三軍に屬し同年十一月三十日旅順要塞攻撃に従事し更に北進し奉天の大戦に参加し大功あり仍て明治三十九年四月一日明治三十七八年戦役の功に依り功七級に叙せられ金鷄勳章年金百圓及勳八等に叙せられ白色桐葉章並従軍記章を授け賜はる。



下小松九百八十六番地福島七郎左衛門三男

陸軍砲兵一等卒勳八等功七級 福島熊次郎氏

明治三十七年二月近衛野戰砲兵聯隊へ應召同年四月鴨綠江九連城及清國様子嶺附近及黒牛屯等數箇所の戰鬪に参加し惡戰苦闘其功著しかりしを以て明治三十九年四月一日明治三十七八年戰役の功に依り功七級に敘せられ金鷄勳章年金百圓及勳八等に敘せられ白色桐葉章並從軍記章を授け賜はる。

上小松七百九十九番地橋本彌五郎長男

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 橋本伊三郎氏

明治三十七年八月第七師團歩兵第二十五聯隊へ應召第三軍に従ひ同年十一月三十日旅順及奉天の戰鬪に参加し其戰功顯著なりしを以て明治三十九年四月一日明治三十七八年戰役の功に依り功七級に敘せられ金鷄勳章年金百圓及勳八等に敘せられ白色桐葉章並從軍記章を授け賜はる。

上平井二千八百五十七番地島村和助次男

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 島村耕助氏

明治三十五年近衛歩兵第二聯隊入營同三十七年四月第一軍に屬し朝鮮に上陸同三十八年奉天の大戦其他各地の戰鬪に参加し大に勳功を顯はしたり仍て明治三十九年四月一日明治三十七八年戰役の功に依り功七級に敘せられ金鷄勳章年金百圓及勳八等に敘せられ白色桐葉章並從軍記章を授け賜はる。

曲金三百五十七番地石塚權四郎四男

陸軍砲兵一等卒勳八等功七級 石塚七五郎氏

明治三十六年十二月野砲兵第十六聯隊に入隊同三十七年七月根營を出發同年八月清國青泥窪に上陸し小東溝附近の戰鬪に功を樹て進で旅順要塞の總攻撃に参加し更に北進し遼陽其他數箇所の戰鬪に従事勳功大なり仍て明治三十九年四月一日明治三十七八年戰役の功に依り功七級に敘せられ金鷄勳章年金百圓及勳八等に敘せられ白色桐葉章並從軍記章を授け賜はる。

鎌倉新田三百九十七番地田窪市五郎長男

陸軍砲兵一等卒勳八等功七級 田窪庄次郎氏